

安。隱於江上。齊安無名山。而江之南。武昌諸山。峻。延。澗谷深。密。中有浮圖精舍。西曰西山。東曰寒谿。依山臨壑。隱蔽松檜。蕭然絕俗。車馬之迹不至。每風止日出。江水伏。子瞻杖策載酒。乘漁舟。亂而南。山中有二三子。好客而喜游。聞子瞻至。幅巾迎笑。相

破陋蔓延。澗谷深密。中に浮圖精舍有り。西を西山と曰ひ、東を寒谿と曰ふ。山に依り壑に臨み、松檜に隱蔽し、蕭然絶俗、車馬の迹至らず。風止み日出で、江水伏息する毎に、子瞻策を杖つき酒を載せ、漁舟に乘じ、流を亂して南す。山中二三子有り、客を好んで游を喜む。子瞻の至るを聞かば、幅巾迎笑し、酒を酌へて徜徉して上り、山の深を窮め、力極つて息む。葉を掃ひ草に席し、酒を酌んで相勞ひ、意適して返るを忘れ、往往山上に留宿す。此を以て齊安に居ること三年なるも、其久しきを知らざるなり。然して將に西山に適かんとし、松柏の間を行き、羊腸九曲して、少しく平なるを獲たり。遊ぶ者此に至つて必ず息ふ。怪石に倚り、茂木に蔭し、俯して大江を視、仰いで陵阜を瞻、旁ら溪谷を瞩るに、風雲の變化、林麓の向背、皆左右に效す。廢亭有り、其遺趾甚だ狭く、以て衆客を席するに足らず。其旁は古木數十、其大いさ皆百圍千尺、加ふるに斤斧を以てすべからず。子瞻其下に至る毎に、輒ち睥睨終日なり。一旦大風雷雨

携徜徉而上。窮山之深。力極而息。掃葉席草。酌酒相勞。意適忘返。往往留宿於山上。以此居齊安三年。不知其久也。然將適西山。行於松栢之間。羊腸九曲而獲少平。遊者至此必息。倚怪石。隆茂木。俯視大江。仰瞻陵阜。旁矚溪谷。風雲變化。林麓向背。皆效於左右。有廢亭焉。其遺址甚狹。不足以席衆客。其旁古木數十。其大皆百圍千尺。不可加以斤斧。子瞻每至其下。輒睥睨終日。一旦大風雷雨。拔去其一。斥其所據。亭得以廣。子瞻與客入山視之。笑曰。茲欲以成吾亭。耶。遂相與營之。亭成而西山之勝始具。子瞻於是樂。

あり、其一を拔去す。其據りし所を斥して、亭以て廣むるを得たり。子瞻客と山に入り之を視て、笑つて曰く、茲に以て吾亭を成すを欲するかと。遂に相與に之を營む。亭成つて西山の勝始めて具り、子瞻是に於て最も樂しむ。

- 高世齊しからずして延々相連る貌
- 佛氏の寺
- くぬぎ
- 評語にして波立たざる日
- 隱者の壘
- 山路屈曲羊の腸の如きを訓ふ
- 目をつくるなり
- 林麓のうらちもてまて皆左右に現はる
- 斧などにては伐り倒すべくもあらず
- 暇みつめて如何ともするなし
- 天啓が也

昔余少年。從子瞻遊。有山可登。有水可浮。子瞻未始

昔余少年のとき、子瞻に従つて遊び、山の登るべき有り、水の浮ぶべき有れば、子瞻未だ始より裳を褰けて之に先たずんばあらず。至るを得ざる有れば、之が爲に悵然日移す。其翺然として獨往し、泉石の上に逍遙し、林卉を撫み、澗

不_レ羨_レ愛_レ先_レ之_レ。
有_レ不_レ得_レ至_レ。爲_レ
之_レ悵然移_レ日_レ。
至_レ其_レ闕然獨
往_レ。迨_レ遙泉石
之上_レ。擷_レ林_レ卉_レ。
拾_レ澗_レ實_レ酌_レ水
而飲_レ之_レ。見者
以爲_レ仙也。蓋
天下_レ之樂無_レ
窮_レ。而以_レ適_レ意
爲_レ悅_レ。方_レ其得_レ
意_レ。萬物無_レ以

實_レを拾_レひ、水_レを酌_レんで之_レを飲_レむに至_レりては、見_レる者_レ以_レて仙_レと爲_レす。蓋_レし天下_レの樂_レ
窮_レり無_レし、而_レも意_レに適_レするを以_レて悅_レと爲_レす。其_レ意_レを得_レるに方_レつては、萬_レ物_レ以_レて之_レ
に易_レふる無_レく、其_レ既_レに厭_レくに及_レんでは、未_レだ酒_レ然_レとして自_レら笑_レはざる者_レは有_レらざ
るなり。諸_レを飲_レ食_レの前_レに雜_レ陳_レするに譬_レふ、之_レを要_レするに一_レ飽_レして同_レじく臭_レ腐_レに委_レ
す、夫_レれ孰_レか得_レ失_レの在_レる所_レを知らん。惟_レ其中_レに愧_レづる無_レく、外_レに責_レむる無_レく、而_レ
して姑_レく寓_レするは、此_レれ子瞻_レの是_レに樂_レしむ有_レる所以_レなり。

- 失意の貌
- 輕舉の貌
- 谷間に落ちちりし木の實
- 心に適するを最上とす
- 洒落の貌ささり
とするなり
- 雜然と陳列す
- たゞ一たび飽くを求むるのみ他は購取に委す

易_レ之_レ。及_レ其_レ既_レ厭_レ。未_レ有_レ不_レ酒_レ然_レ自_レ笑_レ者_レ上_レ也。譬_レ諸_レ飲_レ食_レ雜_レ陳_レ於_レ前_レ。要_レ之_レ一_レ飽_レ而_レ同_レ委_レ於_レ臭_レ腐_レ。夫_レ
孰_レ知_レ得_レ失_レ之_レ所_レ在_レ。惟_レ其_レ無_レ愧_レ於_レ中_レ。無_レ責_レ於_レ外_レ。而_レ姑_レ寓_レ焉_レ。此_レ子瞻_レ之_レ所_レ以_レ有_レ樂_レ於_レ是_レ也。

黃州快哉亭記

欠

欠

過其鄙里鄉
黨之人所見
不過數百里
之間無高山
大野可登覽
以自廣百氏
之書雖無所
不讀然皆古
人之陳迹不
足以激發其
志氣恐遂沮
沒故決然捨
去求天下奇
聞壯觀以知
天地之廣大
過秦漢之故
都恣觀終南
嵩華之高北
顧黃河之奔
流慨然想見

の無く、百氏の書、讀まざる所無しと雖も、然も皆古人の陳迹のみ、以て其志氣を激發するに足らず。恐らくは遂に汨没せん。故に決然捨て去り、天下の奇聞壯觀を求めて、以て天地の廣大を知り、秦漢の故都を過ぎ、恣に終南・嵩・華の高を觀、北のかた黃河の奔流を顧み、慨然として古の豪傑を想見し、京師に至りて、仰いで天子宮闕の壯と、倉廩府庫、城池苑囿の富且つ大なるを觀て、而して後に天下の巨麗を知り、翰林歐陽公を見て、其議論の宏辯を聽き、其容貌の秀偉を觀、其門人賢士大夫と遊んで、而る後に天下の文章此に聚れるを知りき。太尉才略を以て天下に冠たり。天下の恃んで以て憂無き所、四夷の憚りて以て敢て發せざる所、入つては則ち周公・召公、出でては則ち方叔・召虎たり。而も轍や未だ之を見ず。

- 諸子百家の書 ● 陸績なる事蹟 ● 崑崙沈む ● 終南山と嵩山と華山と ● 宮殿なり、宮門を闕とす
- 歐公時に翰林學士たり ● 周公旦・召公奭、共に成王を相けて美政を布く ● 周宣王の將たり、兩狄を伐つて功有り

古之豪傑。至三京師。仰觀天子宮闕之壯。與倉庫府庫。城池苑囿之富。且大也。而後知天下之巨麗。見翰林歐陽公。聽其議論之宏辯。觀其容貌之秀偉。與其門人賢士大夫。游而後知天下之文章。聚乎此也。太尉以才略冠天下。天下之所恃以無憂。四夷之所憚以不敢發。入則周公召公。出則方叔召虎。而轍也。未之見焉。

且夫人之學也。不志其大。雖多而何爲。轍之來也。於山見終南。嵩華之高。於水見黃河之大。且深於人見歐陽公。而猶以爲未見。太尉也。故願得觀賢人之光。自壯。然後可下。以盡天下之

且つ夫れ人の學ぶや、其大を志さずんば、多しと雖も何をか爲さん。轍の來るや、山に於いては、終南・嵩・華の高を見、水に於ては、黃河の大且つ深きを見、人に於いては、歐陽公を見る。而も猶ほ以て未だ太尉を見ずと爲す。故に願はくは賢人の光耀を觀るを得て、一言を聞いて以て自ら壯とし、然して後に以て天下の大觀を盡して憾無かるべし。轍年少うして、未だ吏事に通習する能はず、轍の來りしは、斗升の祿に取る有るに非ず、偶然之を得たり、其樂しむ所に非ず。然れども、幸に歸を賜ひ選を待つを得て、數年の間に優游するを得しめば、將に歸つて益々其文を治め、且つ政を爲すことを學ばんとす。太尉苟も以て教ふべしと爲して、辱く之を教へば、又幸ならん。

大觀而無憾矣。轍年少。未嘗通習吏事。將歸益治其文。且學爲政。太尉苟以爲可教。而辱教之。又幸矣。

● 高麗大尉 ● 光り輝ける容貌を拜觀す ● 自己の意氣を壯大にす ● 通習習熟 ● 僅少の祿を得んとに非ず ● 公、當時父の侍養者稱きを以て養して刻を養はんと謂ひ許可せられき

三省に代りて司馬丞相を祭る文

嗚呼。元豐末。命震驚四方。號令所從。惟轍是望。公來自西。會哭於庭。縉紳咨嗟。復見老成。太姬在位。成王在左。曰予俾。誰恤予禍。

嗚呼元豐の末命、四方を震驚す。號令の從ふ所、帷幄是れ望む。公西より來りて、庭に會哭し、縉紳咨嗟、復た老成を見る。太姬位に在り、成王左に在り、曰く予俾たり、誰か予が禍を恤まん。白髮蒼顏、三世の臣、留つて予を相けずば、孰か民を左右せんと。公道に出づれば、民聚りて呼ぶ。皆曰く吾が父、歸らんか歸らんかと。公畏れて當る莫く、遽に洛師に返る。之に宛邸を授けて、實は將に之を用ひんとす。公の來る、岌然特立、身は橋木の如く、心は金石の如し。時

白髮蒼顏。三世之臣。不_レ留相_レ予。孰_レ方_レ右民。公出_レ於_レ道。民聚而呼。皆曰。吾父。歸歟。歸歟。公畏莫_レ當。道返_レ洛師。授_レ之宛邱。實將_レ用_レ之。公之來思。岌然特立。身如_レ稿木。心如_レ金石。時當_レ宅憂。恭默不言。一二卿士。代_レ天幹旋。事勢如_レ絲。衆比_レ如_レ櫛。治亂之機。固不容_レ變。公身當_レ之。所恃_レ惟_レ誠。吾民苟安。吾君則寧。

以_レ順得_レ天。以_レ信得_レ人。鉏_レ去太甚。復_レ其本原。白叟黃童。織婦耕夫。庶_レ幾休焉。日月以_レ須。公乘_レ安

順を以て天を得、信を以て人を得、太甚を鉏去し、其本原に復す。白叟黃童、織婦耕夫、休焉を庶幾し、日月以て須つ。公安輿に乗り、入つて延和に見ゆ。民を裕にするの言、死に之りて他歸し。將に合宮を享けんとし、百辟成事とす。公家に病み、臥して時に起たず。明日齋に當りて、公の計暮に聞ゆ。天以て雨泣し、

- 中書・門下・尚書の三名
- 神宗崩御の通告
- 羅臣は如何と注視す
- 復た成人を見るを得たりと悦べり
- 周文王の母、こゝには宣仁后に喩ふ、成王は哲宗
- 憂ふる貌
- 仁宗英宗神宗に體化せる臣
- 敢て前ちとす
- 洛の京師の義
- 陳の地名、元豐八年司馬光を陳州の司とす
- 危き貌
- 枯れたる木
- 書經命篇に出づ、哀に居るなり
- 王安石等の諸人を指す
- 衆人の明察比肩

輿。入_レ見_レ延和。裕_レ民之_レ言。之_レ死_レ靡_レ他。將_レ享_レ合宮。百辟成_レ事。公病_レ於_レ家。臥_レ不_レ時_レ起。明日當_レ齋。公計暮_レ開。天以_レ雨泣。都人酸_レ辛。禮_レ成_レ不_レ賀。人識_レ君意。龍衰蟬冠。遂_レ以_レ往。遂_レ公之_レ初來。民執_レ弓_レ矛。逮_レ公_レ永歸。既_レ辨且_レ變。公雖_レ云_レ亡。其志則存。國有_レ成_レ法。朝有_レ正_レ人。持_レ而_レ守_レ之。有_レ母_レ隕。匪_レ以_レ報_レ公。維_レ以_レ報_レ君。天子聖明。神母萬年。民不_レ告_レ勤。公志則然。死者復_レ生。信_レ我_レ此_レ言。嗚呼哀哉。

都人酸辛、禮成るも賀せず、人、君の意を識る、龍衰蟬冠、遂に以て往いて歸す。公の初め來る、民弓矛を取り、公の永歸するに違んで、既に辨し且つ變す。公云に亡すと雖も、其志は則ち存す。國に成法有り、朝に正人有り。持して之を守る、一も隕す母き有り。以て公に報ずるに匪ず、維れ以て君に報ゆるなり。天子聖明、神母萬年。民勤を告げず、公の志則ち然り。死者復生せば、我が此の言を信ぜん。嗚呼哀しいかな。

- 天に順ふを以て天を得
- 鶴を除く
- 老人と小童と
- 休息をこひねがふ
- 未く持ち届たり
- 宮殿の名
- 室に通用す
- 天を祀る所の稱、大塚の神道碑参照
- 百官
- 對視の日に相當す
- 用をひそめて隠しむ
- 天子哀悼の意を察するなり
- 上公の服と蟬を飾れる冠と
- 死者に衣服を贈らるなり
- 永く朝廷に歸す
- 宣仁后を指す
- 人民勤苦を訴へず

卷之二十七

曾鞏子固著

滄州に移るとき闕を過ぎて殿に上る疏

臣聞。基厚者勢崇。力大者任重。故功德之殊。垂光錫祚。歸非繁衍。久而彌昌者。蓋天下之理。必至之符。然生民以來。能躋登茲者。未有如大宋之隆也。夫禹之績大矣。而其

臣聞く、基厚き者は勢崇く、力大なる者は任重しと。故に功德の殊なる、光を垂れ、祚を錫ひ、賜非繁衍、久しうして彌々昌なる者は、蓋し天下の理、必至の符なり。然れども生民以來、能く茲に躋登せる者、未だ大宋の隆なるが如きは有らざるなり。夫れ禹の績大なるも、而も其孫太康は、乃ち歐の縁を墜し、湯の烈盛なるも、而も其孫太甲は、既に立つも明ならず。周、后稷より十有五世、文王に至つて、而も大統未だ集らず。武王、成王、始めて太平の功を收めしが、康王の子昭王は、南狩に難めり、昭王の子穆王は、荒服に殆く、幽厲に暨んで、陵夷して盡きぬ。秦に及んでは累世の智を以て天下を并せしも、然も二世にして亡びぬ。

孫太康。乃塵厥諸湯之烈盛矣。而其孫太甲。既立不。明。周自后稷。十有五世。至於文王。而大統未集。武王成王。始收太平之功。而康王之昭。昭難於南狩。昭王之穆。穆難於荒服。暨幽厲。陵夷於。及秦。以累世之智。并天下。然二世而亡。漢定其亂。而諸呂七國之禍。相尋以起。建武中興。而然冲質以後。世故多矣。魏之患。天下爲三。晉宋之患。天下爲二。南北朝。隋文始一。海內。然傳子而失。唐之治。在於貞觀。開元之際。而女禍始出。天寶以還。綱紀微矣。至於五代。蓋五十有六年。而更八姓。十有四君。其廢興之故甚矣。

漢其亂を定めて、而して諸呂七國の禍、相尋いで以て起れり。建武の中興も、然れども冲質以後は世故多かりき。魏の患、天下二爲り。晉宋の患、天下南北爲り。隋文始めて海内を一にす。然れども子に傳へて失へり。唐の治は、貞觀・開元の際に在り、而も女禍始めて出で、天寶以還は、綱紀微なり。五代に至つては、蓋し五十有六年にして、八姓十有四君を更ふ。其廢興の故甚しいかな。

- 元豐三年滄州の知となり都を過ぐる時暫つて三班院に列たり ● 光を後世に垂れ顯を子孫に賜ふ ● 功業
- 光耀子孫盛昌 ● 符合の信節 ● 壽經五子之歌篇に見ゆ ● 孟子萬章上篇に太甲勸の典刑を賜ふと見ゆ ●
- 大業未だ成就せざるをり、壽經武成篇の語 ● 漢水に溺れて還らざ ● 犬戎を征して荒服に至らざ ● 幽厲
- 厲王 ● 呂氏の族、呂新・呂繇の徒及び吳楚七國の亂 ● 後漢光武の年號 ● 冲帝・質帝 ● 魏・吳・蜀
- 南北朝分立 ● 太宗・玄宗を指す ● 玄宗の年號なり、以上曾鞏の難を指す ● 故は事なり

宋興太祖皇帝。爲民去大。不。再。試。而。粵。蜀。吳。楚。五。國。之。君。並。致。詞。下。九。州。來。同。復。萬。之。跡。內。輯。師。旅。而。齊。以。節。制。外。界。藩。服。而。納。以。總。攝。所。以。安。百。姓。禦。四。夷。綱。理。萬。事。之。具。雖。創。始。經。營。而。繼。緒。已。悉。莫。貴。於。爲。天。子。莫。富。於。有。天。下。而。舍。子。傳。弟。爲。萬。

宋興つて太祖皇帝は、民の爲に大殘を去り、更生を致し、兵再試せずして、而して粵蜀吳楚五國の君、並に闕下に致し、九州來同して、禹の跡を復し、内は師旅を輯めて、齊ふるに節制を以てし、外は藩服に昇へて、納るゝに繩墨を以てす。百姓を安んじ、四夷を禦ぎ、萬事を綱理する所以の具、創始經營と雖も、而も彌給已に悉く。天子爲るより貴きは莫く、天下を有つより富めるは莫きに、而も子を舍いて弟に傳へ、萬世の策を爲し、邦を造し命を受くるの勤、帝の太祖と爲る、功未だ焉れより高き者は有らざるなり。太宗皇帝、遂に厥の寧を求め、既に晉疆を定め、錢俶自ら歸す。則を作し憲を垂れ、克く紹き克く類し、世を保ち民を靖んす。丕丕の烈、帝の太宗と爲る、未だ焉れより高き者は有らざるなり。眞宗皇帝、統を繼ぎ業に遵ひ、涵煦生養を以て、齊民を蕃息し、并容徧覆を以て、異類を授服す。蓋し天寶の末より、宇内板蕩す。眞人出でて天下平なるに及んで、而して西北の虜は、猶ほ間入して邊を闚ひ、景德に至るまで、二百五十餘

世策。造。邦。受。命。之。勤。爲。二。帝。太。祖。功。未。有。二。高。焉。者。也。太。宗。皇。帝。通。求。二。厥。寧。既。定。晉。疆。錢。俶。自。歸。作。則。垂。憲。克。紹。克。類。保。世。靖。民。丕。丕。之。烈。爲。二。帝。太。宗。未。有。二。高。焉。者。也。眞。宗。皇。帝。繼。統。遵。業。以。涵。煦。生。養。蕃。息。齊。民。以。并。容。徧。覆。二。異。類。蓋。自。天。寶。之。末。宇。內。板。蕩。及。眞。人。出。天。下。平。而。四。北。之。虜。猶。間。入。闚。邊。至。於。二。景。德。二。百。五。十。餘。年。契。丹。始。講。和。好。德。明。亦。受。二。約。束。而。天。下。銷。鋒。澆。燧。無。二。雞。鳴。犬。吠。之。警。以。造。於。今。故。於。是。時。遂。封。二。泰。山。禪。社。首。薦。告。功。德。以。明。示。萬。世。不。祧。之。廟。所。以。爲。二。帝。眞。宗。

年なり。契丹始めて和好を講じ、德明亦約束を受けて、而して天下鋒を銷し燧に灌ぎ、雞鳴犬吠の警無く、以て今に造る。故に是の時に於て、遂に泰山に封じ、社首に禪し、功德を薦告して、以て明に萬世不祧の廟を示す。帝の眞宗たる所以なり。

● 大書 ● 更生 ● 兵卒再用せず ● 眞宗王儲根、後國王孟昶、眞の弟、楚の高祖冲に請滿主訓諭を拜せて五國たり ● 軍除 ● 節度使に任せて ● 異約法制 ● 創業は上代の經營なれども、強國は國十分に行届く ● 其子德昭を捨てて太宗太宗に傳ふ ● 邦家を新造し更めて天命を受くる努力 ● 我に天下の安寧を求む ● 北漢は古晉の國なり ● 眞宗王は太宗の太平興國三年に宋に歸す ● 祖徳に類す ● 至大功烈 ● 一本に、末の上に有徳の二字あり ● 水に注し口に煙む ● 萬民 ● 并容徧覆く覆育す ● 同歌を願れ従はしむ ● 亂れ騒ぐ ● 太祖を指す ● 河夏、契丹 ● 眞宗の年號 ● 趙德明 ● 兵器を歸還し、烽燧に水を注ぐなり、武備を弛ゆるを謂ふ ● 山名 ● 統は漢より、天子七期、觀禮くれば選すを例とするも功德高きは選さず

仁宗皇帝。寬仁慈恕。虛心納諫。慎注措。謹規矩。早朝晏退。無一日之懈。在位日久。明於羣臣之賢。不肖忠邪。選用政事之臣。委任責成。然公聽並觀。以周知其情偽。其用舍之際。一稽於衆。故任事者。亦皆警懼。否臆罷免。世以謂得取臣之體。春秋未高。授立有德。傳

仁宗皇帝、寛仁慈恕、虚心諫を納れ、注措を慎し、規矩を謹み、早朝晏退して、一日の懈無く、在位日に久しく、羣臣の賢不肖忠邪を明にし、政事の臣を選任し、委任して成を責む。然して公聽並觀、以て其情偽を周知し、其用舎の際は一に衆に稽ふ。故に事に任ずる者、亦皆警懼す。否らざれば輒ち罷免す。世以謂らく取臣の體を得たりと。春秋未だ高からず、有徳を援立し、傳付惟れ允なり。故に天下を傳ふるの日、一兵を陳せず、一士を宿して以て非常を戒めずして、上下晏然。殆んど古より未だ有らざる所たり。其豈弟の行、以て衆を附するに足る者、家々に施して人々に之を悦ばすには非ざるなり。之を積むに誠心を以てして民皆父の尊有り、母の親有り。故に羣臣を棄つるの日、天下之を聞いて、路祭巷哭し、人人感動歎す。其人を得るの深き、未だ其由つて然る所の者を知るもの有らず。故に皇祖の廟、宋の仁宗爲り。英宗皇帝は聰明睿智、言動禮を以てし、上帝眷み相け、天命の集まる所たり。而も疾と稱して遜避す

付惟允。故傳天下之日。不陣一兵。不宿一士。以戒中非常。而上下晏然。殆古所未有。其豈弟之行。足以附衆者。非一家施而人悅之也。積之以誠心。民皆有父之尊。一有母之親。故棄君臣之日。天下聞之。路祭巷哭。人人感動歎。其得人深。未嘗有知其所由然者。故皇祖之廟。爲宋仁宗。英宗皇帝。聰明睿智。言動以禮。上帝眷相。天命所集。而稱疾遜避。至於累月。自踐東朝。淵默恭慎。無所言。議論爲。而天下傳頌稱說。德號彰聞。及正南面。勤勞庶政。每延見三事。省決萬機。必咨詢舊章。考求古義。聞者惕然。皆知其志在爲。雖早遣天下。成功盛烈。未及宣究。而明識大略。足以克配前人之休。故皇考之廟。爲宋英宗。

ること、累月に至る。東朝を踐みしより、淵默恭慎、言議施爲する所無くして、天下傳頌稱說、德號彰聞す。南面を正すに及んで、庶政に勤勞し、毎に三事を延見し、萬機を省決するに、必ず舊章に諮詢し、古義に考求す。聞く者惕然、皆其志の爲す有るに在ることを知る。早く天下を遣し、成功盛烈、未だ宣究に及ばずと雖も、而も明識大略、以て克く前人の休に配するに足れり。故に皇考の廟を、宋の英宗と爲す。

- 指圖 ● 成功 ● 公に起き並べ觀る ● 採用と棄去と ● 寶算いまだ多からず ● 英宗皇帝を備氣とせるを指す ● 和樂の行儀 ● 衆人の心を懐くるに足る ● 前御 ● 路に繋り甚に哭す ● 其理由
- 目をかけて動く ● 東宮の位 ● 謂はばなり ● 徳の名聲 ● 三公なり、詩經小雅雨無正篇に見ゆ ● 研究宣述 ● 美なり大なり

祭巷哭。人人感動歎。其得人深。未嘗有知其所由然者。故皇祖之廟。爲宋仁宗。英宗皇帝。聰明睿智。言動以禮。上帝眷相。天命所集。而稱疾遜避。至於累月。自踐東朝。淵默恭慎。無所言。議論爲。而天下傳頌稱說。德號彰聞。及正南面。勤勞庶政。每延見三事。省決萬機。必咨詢舊章。考求古義。聞者惕然。皆知其志在爲。雖早遣天下。成功盛烈。未及宣究。而明識大略。足以克配前人之休。故皇考之廟。爲宋英宗。

陛下聖神文武。可謂有仁不世之天。委之仁孝恭儉。可謂有君人之大德。憫白。晚周秦漢以來。世主率皆不能獨見於衆人之表。其政治所出。大抵卑近。因於世俗。而已於於是。慨然以上道。唐虞三代。荒之迹。先王法度之政。爲其任在己。可謂有出於數千載。

陛下聖神文武、不世の天姿有りといふべく、仁孝恭儉、人に君たるの大徳有りといふべし。晚周秦漢より以來、世主率ね皆獨り衆人の表に見はるゝ能はず、其政治の出す所、大抵卑近を踴躍して、世俗に因るのみなるを憫み、是に於て、慨然として上は唐虞三代荒絶の迹を追ひ、先王法度の政を修列するを以て、其任己に在りと爲す。數千載に出づるの大志有りといふべし。因循を變易し、號令必ず信にし、海内をして觀聽し、奮起せざる莫からしむ。羣下職に違ひ、後るゝを以て羞と爲す、能行の效有りと謂ふべし。今斟酌損益、弊を革め壞を興し、法度を制作するの事、口に以て大いに備はる。陋に因り穿に就き、常見に拘牽するの世の能く及ぶ所に非ざるなり。一祖四宗の緒を繼ぎ、推して之を大にす、至れりと謂ふべし。

- 不世出 ● 天資 ● 拔萃にして古今を遠觀する力ある者 ● 羣下遵職。以て後爲差。可謂有能行之號令必行の効績 ● 卑陋寡約の說に據り尋常の語見に拘泥す ● 太祖及び太宗・憲宗・仁宗・英宗

之大志。變易因循。號令必信。使海内觀聽。莫不奮起。羣下遵職。以爲差。可謂有能行之效。今斟酌損益。革弊興禮。制作法度之事。日以大備。非因陋就寡。拘率常見之世所能及也。繼一祖四宗之緒。推而大之。可謂至矣。

蓋前世或不附其民者。刑與賦役之政暴也。宋興以來。所用者雖朴之刑。然猶詳審反覆。至於緩既經之誅。重中誤入之辟。蓋未嘗用一暴刑也。田或二十而稅一。然歲時省察。數議寬減之宜。下蠲除

蓋し前世或は其民を附する能はざる者は、刑と賦役との政暴なればなり。宋興つて以來、用ふる所の者は、鞭朴の刑のみ。然るに猶ほ詳審反覆して、既縱の誅を緩くし、誤入の辟を重んずるに至る。蓋し未だ嘗て一暴刑をも用ひざるなり。田或は二十にして税一のみ。然るに歲時省察、數々寬減の宜を議し、蠲除の令を下す。蓋し未だ嘗て一暴賦をも加へざるなり。民或は老死するまで力役を知らず、然も猶ほ憂憐惻怛、嘗て復除の科を謹み、擅興の禁を急にす。蓋し未だ嘗て一暴役をも興さざるなり。民を附する所以の者此の如し。前世或は其操柄を失する者は、天下の勢、或は外戚に在り、或は近習に在り、或は大員に在り。宋興つて以來、戚里宦官、將と曰ひ相と曰ふも、未だ嘗て以て事を擅にするを

之令。蓋未嘗加一暴賦也。民或老死不知力役。然猶憂憐憫。但管盡復除之科。急擅興之禁。蓋未嘗與一暴役也。所以附民者如此。前世或失其操柄者。天下之勢。或在於外戚。或在於近習。或在於大臣。宋興以來。戚里宦臣。日將日相。未嘗得二以擅事也。所以謹其操柄者。如此。而況輯師旅於內。天下不得私二尺兵一卒之用。界藩服於外。天下不得專二尺土一民之力。其自處之勢如此。至於長天事神。仁民愛物之禮。未嘗有二須臾懈也。其憂勞者。又如此。蓋不能附其民。而至於失其操柄。又意

得ず。其操柄を謹しむ所以の者此の如し。而も況んや師旅を内に輯めて、天下尺兵一卒の用をも私するを得ず、藩服に外に昇へて、天下尺土一民の力をも專にするを得ず。其自ら處するの勢此の如し。天を畏れ神に事へ、民を仁し物を愛するの際に至つては、未だ嘗て須臾も懈る有らざるなり。其憂勞する者、又此の如し。蓋し其民を附する能はずして、其操柄を失ひ、又怠り且つ忽にするに至るは、此れ前世の危うして且つ亂れし所以なり。臣下に附き、操柄上に謹み、處勢甚だ便にして、之に加ふるに憂勞を以てするは、此れ今の治安なる所以なり。

- 刑罰と租賦と夫役と ● 鞭笞の刑 ● 一旦免したる罪は故ちに再刑せず ● 宛に坐せしめし官吏の罪を重くす ● 二十分の一を税す ● 除き免す ● 惡劣を懲む ● 徭役を除くなり ● 刑に兵役と與す類
- 合 ● 政權 ● 母方の親族を云ふ、前漢の例の如し ● 宦官の類、後漢の例の如し ● 節度使 ● 朝位に處るに好都合

且忽此前世之所二以危且亂也。民附於下。操柄謹於上。處勢甚便。而加之。以二憂勞。此今之所二以治安也。

故人主之尊。意諭色授。而六服震動。言傳號渙。而萬里奔走。山巖窟穴之民。不待期會。而時輪歲送。以供其職者。惟恐在後。航浮索引之國。非有發召。而蕙齋窺負。以致其管者。惟恐不及。西北之戎。投弓縱馬。相

故に人主の尊、意諭色授して、六服震動し、言傳號渙して、萬里奔走し、山巖窟穴の民、期會を待たずして、時輪歲送し、以て其職に供する者、惟後に在るを恐る。航浮索引の國、發召有るに非ずして、蕙齋窺負、以て其管を致す者、惟及ばざらんことを恐る。西北の戎、弓を投じ馬を縱ち、相與に祇服して戲豫し、東南の夷、冠を正し衽を束ね、相與に册を挾んで唵誦し、六府順敘、百嘉粵遂するに至る。凡そ天地の内に在る、全氣の屬は、皆裕如たり。蓋し遠くは三代より懿なるは莫く、近きは漢唐より盛なるは莫し。然れども或は三四世、或は一二世にして、天下の變道ふに勝ふべからず。豈今五世六聖、百有二十餘年、通邑大都より、荒陬海聚に至るまで、容を變じ色を動かすの慮、其心に萌す無く、袍を援り柝を擊つる戒、耳目に接する無き若き有らんや。臣故に曰く、生民以來、

未だ大宋の隆なるが如きは有らざるなりと。

- 宜見もて論し顔色にて示す
- 侯・甸・男・采・衛・蠻・夷、疆外の地を謂ふ
- 言々相傳へ傳播す
- 歳時
- 輸送す
- 海外諸國船によりて至ると山限通ぜず陸路によるとを謂ふ
- 籍に入れ難に處る
- 敬慎して
- 服従す
- 遊戯和樂
- 六府は水火金木土穀にして、財用の由りて出づる所なり
- 多くの嘉祥皆長成す
- 生物の類
- 太祖・太宗は兄弟たり、故に五世にして六王たり
- 轉運の村落、海邊の部落
- 太鼓を打ち柝木を撃つ警戒も不要なり

與祇服而戲豫。東南之夷。正冠束衽。相與挾册而喩。誦至於六府。順敘百嘉。豐送。凡在天地之內。含氣之屬。皆裕如也。蓋遠莫不歸於三代。近莫不盛於漢唐。然或三四世。或一二世。而天下之變。不可勝道也。豈有若今五世六聖。百有二十餘年。自通邑大都。至於荒陬。海聚無變。容動色之慮。萌於其心。無援。枹擊柝之戒。接於耳目。臣故曰。生民以來。未有如大宋之隆也。

竊觀於詩。其在風雅。陳太王王季文王致主述之。所由與武之所。以繼代而成之。興則美有

竊に詩に觀るに、其風雅に在りては、太王・王季・文王、王述を致すの由る所と、武の繼代する所以とを陳す。而して成の興るや、則ち美に假樂鳧鷖有り、戒に公劉洞酌有り。其言ふ所の者は、蓋し農夫女工、室を築き田を治め、師旅祭祀、尸に飲し福を受け、委曲の常務、兎置の武夫、行、隱に修り、牛羊の牧人、愛、微物に

及ぶに至るまで、稱紀せざるは無し。功德を論ずる所以の者、小より以て大に及ぶまで、其詳なること此の如し。後嗣の先人の功を昭にする所以、當世の臣子、美を其上に歸する所以。徒に鬼神に薦告し、黎庶を覺悟するのみに非ざるなり。書に稱す、之を勸むるに九誥を以てし、壞るゝ勿ら俾むと。蓋し其善を歌ふ者は、其嚮慕興起の意を興し、其怠廢久しうし難きの情を防ぎ、之を聽に養つて、之を心に成す所以。其帝者の功美を勸めて、法戒を將來に昭にする於て、聖人の之を經に列し、垂れて世教と爲す所以なり。

- 武王
- 成王
- 詩經大雅の篇名
- 亦大雅の篇名、召康公成王を戒めし詩
- 位牌に酒を供ふるなり
- 詩經國風の篇名
- 詩大雅行葦篇參照
- 後來其跡を嗣げる人々
- 黎庶人民
- 書經大禹謨に出づ
- 六府(前出)と正徳、私用、厚生の三事を稱す
- 心之に向ひ慕ひ憤然興り起つ
- 樂經は六經の一たり

假樂鳧鷖。戒有公劉。洞酌。農夫女工。築室治田。師旅祭祀。飲尸受。務。至於兎置之武夫。行修於隱。牛羊之牧人。愛及微物。無不稱紀。所以論功德者。由小以及大。其詳如此。後嗣所以昭先人之功。當世之臣子。當以興其嚮慕興起之意。防其怠廢。難久之情。養之於聽。而成之於心。其於勸帝者之功美。

昭法戒於將來聖人之所以下以列之於石。垂爲世教也。

今太宋祖宗。興造功業。猶太王王季文王。陛下承之。以德。猶武王成王。而羣臣之於考次論撰。列之簡冊。被之金石。以通神明。昭法戒者。固而不圖。此學士大夫之過也。蓋周之德。盛於文武。而雅頌之作。皆在成王之世。今以時考之。則祖

今太宋の祖宗、功業を興造する、猶ほ太王・王季・文王のごとし。陛下之を承くるに徳を以てする、猶ほ武王・成王のごとし。而して羣臣の考次論撰、之を簡冊に列し、之を金石に被らしめ、以て神明に通じ、法戒を昭にする者に於いては、闕いて圖らず。此れ學士大夫の過なり。蓋し周の徳、文武に盛に、雅頌の作る、皆成王の世に在り。今、時を以て之を考ふるに、則ち祖宗神靈、固より陛下に待つ有り。臣試みに自ら揆らす。輒ち其大體を冒言し、類を尋ね稱を取るに至り、隱に本づいて以て顯に之き、究悉せざる莫からしめば、則ち今文學の臣、有位に充つ、惟陛下の使ふ所なり。周の積仁累善、成王・周公に至つて、最盛の時と爲すが若きに至つて、洞酌に皇天有徳を親しみ有道に響くるを言ひ、成王の戒と爲す所以なり。蓋し極盛の勢を履みて、之を動かすに戒懼を以てする者は、明の至、知の盡なり。此の如き者は、周のみ獨り然るに非ず、唐虞至治の極なり。其君臣相

宗神靈。固有待於陛下。臣試不自揆。輒冒言其大體。至於尋類取稱。本隱以之。顯使莫不究悉。則今文學之臣。充於有位。惟陛下之所使。至若周公之積仁累善。至成王周公爲中。最盛之時。而洞酌言皇天親有徳。饗中。有道。所以爲成王之戒。蓋履極盛之勢。而動之。以戒

勸めて曰く、統統業として、一日二日萬幾と。則ち至治の極に處て、之を保つに祗慎を以てするは、唐虞の同じうする所なり。今陛下祖宗の基を履み、太平の祚を廣めて、世世治安、三代も及ばざる所たり。則ち宋興つて以來、全盛の時、實に今日に在り。陛下仰いで皇天の有徳を親しみ、有道を響くる所以の意を探りて、之を奉ずる寅畏、俯して一日二日萬幾の以て察せざるべからざるを念ひ、而して之に處するに統統を以てし、休光美實、日に新に歳に益し、閭遠崇修、之に循つて窮り無く、千萬世に至つて、永く法則有らしむるは、此れ陛下の素より蓄積する所にして、臣愚が區區君を愛するの心、誠に自ら揆らす、以て詩人の義に庶幾せんと欲するところなり。惟陛下の擇ぶ所なり。

- 次第を考へて功業を論撰す
- 音楽に附し樂器に上す
- 計劃を立てず
- 詩經學者
- 陛下の起るを待てり
- 事の類を究めて其稱謂を定む
- 隱徳に本づいて顯功に追む
- 前出
- 陶唐氏・有虞氏
- 恐懼戒慎の貌
- 僅の時日に生ずる萬幾の政務
- つゝ、しみこみしむ
- 樂福
- 諸み畏る
- 善美なる行實
- 廣く遠く高く大なること
- 詩經の作者が雅頌を作りし精神

位。則如。被。擢。之。盛。得。而。薪。之。其。以。爲。使。臣。則。寵。其。往。也。必。以。禮。樂。使。其。光。華。皇。皇。於。遠。近。勞。其。來。也。則。既。知。其。功。又。本。其。情。而。敘。其。勤。其。以。爲。將。帥。則。於。其。行。也。既。送。遣。之。又。載。蕞。蕞。之。始。生。而。恐。其。歸。時。之。晚。及。其。還。也。既。休。息。之。又。追。念。其。情。情。之。憂。而。及。於。僕。夫。之。瘁。當。此。之。時。后。妃。之。於。內。助。又。知。臣。下。之。勤。勞。其。憂。思。之。深。至。於。山。石。祖。僕。馬。之。間。而。志。意。之。一。至。於。雖。采。卷。耳。而。心。不。在。焉。蓋。先。王。之。世。待。天。下。士。其。勤。且。詳。如。此。故。稱。周。之。士。也。貴。又。稱。周。之。士。也。肆。而。天。保。亦。稱。君。能。下。下。以。成。其。政。臣。能。歸。美。以。報。其。上。其。君。臣。上。下。相。與。之。際。如。此。可。謂。至。矣。

● 既歸の見るべきもの ● 擢、勞はる ● 詩經小雅菁々若藜藜に出づ ● 委名、蕞蕞なり ● 詩小雅周
鳴鶴に助々たる鳴鳴、野の草を食む、詩大雅棫樸篇、我に嘉賓有り云々と ● 霜に收めしもの ● 小木の名、
誕生して列多し、横は養生なり ● 詩小雅風々若藜藜に取る ● 詩小雅四牡篇に取る ● 小雅采芣篇 ●
小雅出車篇に憂心悄悄、獨夫況に寐む云々 ● 國風卷耳篇 ● 卷耳篇に出でたる詩 ● 京石 ● 揚子
法言に、周の士や貴、秦の士や賤云々とあり ● 心ゆるやかに仁義を修むるを得るを指す ● 小雅の篇名

所謂必本其情而敘其勤者、在四牡之三章。曰。王事

所謂必其情に本づいて、其勤を敘せる者は、四牡の三章に在り曰く、王事監きこと靡し、母を將ふに違あらずと。四章に曰く、王事監きこと靡し、母を將ふに違あらずと。其卒章には則ち曰く、豈歸るを懐はざらんや、是を用つて調

靡。豈。不。違。將。父。四。章。曰。王。事。靡。盬。不。違。將。母。而。其。卒。章。則。曰。豈。不。懷。歸。是。用。作。調。詩。母。來。諗。釋。者。以。謂。諗。告。也。君。勞。使。臣。敘。述。其。情。曰。豈。不。誠。思。歸。乎。故。作。此。詩。之。謂。以。發。父母。之。志。來。告。其。君。也。既。休。息。之。而。又。追。敘。其。情。如。此。縣。是。觀。之。上。之。所。以。接。下。未。嘗。不。恐。

を作り、母を將ふを來り諗くと。釋く者以謂らく、諗は告なり、君使臣を勞し、其情を敘述して曰く、豈誠に歸を思はざらんやと。故に此詩の調を作つて、父母を養ふの志を以て、來つて其君に告ぐるなりと。既に之を休息せしめて、又其情を追敘すること此の如し。是に縣つて之を觀れば、上の下に接する所以、父母嘗て其父母を養ふの心を失ふを恐れずんばあらず。下の上に事ふる所以、父母を養ふの心有りて、未だ曾て以て告げずんばあらず。其使臣を勞するの辭は則ち然り、而も推して成役の人に至るも、亦之を勞するに、王事監きこと靡く、我父母を愛へしむるを以てす。則ち先王の政、人の心に即くこと、此より大なるは無きなり。其後世に及ぶや、或は任使均しからず、或は征役に苦しんで、其父母を養ふを得ず。則ち北山の感、揚羽の嗟有り。或は行役已ますして、父母足弟離散すれば、則ち陟岵の思有り。詩人皆其意を推して、國風に見はす。所謂情に發して、禮義に止まる者なり。

失其養父母之心。上下之所。以事。上。有。養。父母之心。未。曾。不。以。告。也。其。勞。使。臣。之。辭。則。然。而。推。至。於。二。戎。役。之。人。亦。勞。之。以。三。王。事。靡。盬。憂。我。父。母。則。先。王。之。政。即。人。之。心。無。大。於。此。也。及。其。後。世。或。任。使。不。均。或。苦。於。二。征。役。而。不。得。養。其。父。母。則。有。北。山。之。感。錫。羽。之。嗟。或。行。役。不。已。而。父。母。兄。弟。離。散。則。有。二。陟。岵。之。思。詩。人。皆。推。其。意。見。於。二。國。風。所。謂。發。乎。情。止。乎。禮。義。者。也。

- 王事無盬なきやう之を勤むるため、父を養ふ暇さへ無しとの義
- 由に同じ
- 失はざるやうに努力す
- 之を有司に告ぐ
- 詩經小雅杜杜の篇
- その第三章
- 本づく
- 詩小雅北山篇
- 詩國風錫羽の篇
- 詩國風陟岵篇
- 詩經の序に、人情に發して禮義に止る意の語有り

伏惟吾君有下出於數千載之大志。方與先王之治。以上繼三代。吾相於時。皆同德合謀。則所以待天下之士者。豈易於古。士之出於伏して惟みるに吾君は數千載に出づるの大志有り、方に先王の治を興して、以て上つた三代に繼ぐ。吾相時に於て、皆徳を同じうし謀を合すれば、則ち天下の士を待つ所以の者、豈古に易らんや。士の是の時に出づる者、豈其志を盡すを得ざる有らんや。鞏獨り何人ぞや、幸に茲の日に遇へり。鞏少き時、尙ほ敢て其固陋の質を飾り、以て當世の用を干めざりき。今齒髮日に衰へ、聰明日に耗く。其をして至愚ならしむるも、固より敢て信を徴むるの心有らず、況んや其少

是時者。豈有不得盡其志耶。鞏獨何人。幸遇茲日。鞏少之時。尙不敢飾其固陋之質。以干當世之用。今齒髮日衰。聰明日耗。令其至愚。固不敢有微進之心。況其少有知邪。轉走五郡。蓋十年矣。未嘗敢有半言片辭。求去邦城之任。而冀陪朝廷之儀。此鞏之所自

しく知あるをや。五郡に轉走すること、蓋し十年。未だ嘗て敢て半言片辭の、邦域の任を去るを求めて、朝廷の儀に陪するを冀ふ有らず。此れ鞏の自ら處する所以にして、竊に計るに已に聽察に在るの日久しからん。今輒ち其區區の腹心を以て、敢て下執事に布く者は、誠に以ふに鞏年六十、老母は年八十有八。老母は京師に寓食し、而して鞏は閩越を守り、仲弟は南越を守る。二越は、天下の遠處なり。著令に於て、一人の此二邦に仕ふる者有れば、同居の親、常に遠仕すべき者も、皆行かざるを得。鞏固より敢て不肖の身の爲に、自らはに比するを求めず。願ふに道里の阻を以て、既に老母に御して南すべからず。則ち獨り晨昏を省し顔色を承け、其犬馬の愚を效すを得ざるのみに非ず。書問往還に至つては、蓋し萬里を以てす、累月踰時に非ざれば通ぜず。是れ白首の母子、義以て苟安すべからず、恩以て苟止すべからざる所以の者なり。

- 披けてんとす
- 大臣宰相斯の時に於て天子と徳を同じうす
- 頑固陋劣
- 耳目日に衰へゆく

處。竊計已在二
聽察之日久
矣。今轉以其
區區之腹心。敢布於下執事者。誠以黎年六十。老母年八十有八。老母寓食京師。而蒙守二
閩越。仲弟守南越。二越者。天下之遠處也。於二著令。有一人仕於二邦。二者同居之親。當二遠
仕者。皆得。不行。豈固不敢爲不肖之身。求自比於於是也。願以二道里之阻。既不可御。老母而
南。則非獨省二晨昏。亦二顏色。不不得。效其犬馬之愚。至於二書問往還。蓋以二萬里。非二累月。險時不
通。此白首之母子。所以義不可以苟安。恩不可以苟止者也。

方去歲之春。
有此邦之命。
豈敢以情告
於朝。而詔報
不許。屬三閩有
盜賊之事。因
不敢繼請。及
去秋到職。閩
之餘盜。或數
十百爲曹伍。

去歲の春に方つて、此邦の命有り。鞏敢て情を以て朝に告げしも、詔報許されず。閩に盜賊の事有るに屬し、因りて敢て繼ぎ請はず。去秋職に到るに及んで、閩の餘盜、或は數十百の曹伍を爲す者、往往山谷に蟻聚し、桀黠能く衆を動かし、魁首と爲る者、又十を以て數へ、州縣に相望み、閩の室閭能く寧きこと莫し。而して遠近聞く者、亦疑ひ且つ駭かざるは莫く、州の屬邑、又饑旱の後に、出づるもの有り。鞏此時に於て、又敢て私計を以て自ら陳せず。其寇讎に於て、前日の

● 趙・野・國・洪・福の五州に地方官たり ● 地方官の任 ● 假住居 ● 法令 ● 一家親族中 ● 隔より侍す ● 夕に定め、晨に省るの節 ● 義理としても安心すべからず、恩愛より云ふも止むべからず

者。往往蟻聚於山谷。桀黠能動衆。爲魁首者。又以十數。相望於州縣。閩之室閭。莫能寧。而遠近聞者。亦莫不疑且駭也。州屬邑。又有出於饑旱之後。鞏於此時。又不敢以私計。自陳。其於寇孽。屬三前日之屢敗。士氣既衰。而吏亦無可屬者。其於經營。既不敢以輕動。迫之。又不敢以少縱。玩之。一則諭以二招納。一則戒以二剪除。既而其悔悟者。自相執拘。以歸。其不變者。亦爲三士吏之所係獲。其魁首。則或糜而致之。或殲而去之。自冬至春。遠近皆定。亭無枹鼓之警。里有三室家之樂。士氣始奮。而人和始洽。至於風雨時若。田出自倍。

屢々收れ、士氣既に奪はれて、吏も亦屬すべき者無きに屬す。其經營に於て、既に敢て輕動を以て之に迫らず、又敢て少縱を以て之を玩ばず。一は則ち諭すに招納を以てし、一は則ち戒むるに剪除を以てす。既にして其悔悟する者は、自ら相執拘して以て歸し、其變ぜざる者、亦士吏の係獲する所と爲り、其魁首は、則ち或は糜して之を致し、或は殲して之を去る。冬より春に至つて、遠近皆定まり、亭に枹鼓の警無く、里に室家の樂有り。士氣始めて奮つて、人和始めて洽なく、風雨時に若び、田出自ら倍するに至りぬ。

● 此邦を守るべき命 ● 御沙汰下りて ● 徒黨を驅む ● わるづよき事 ● 家々町々 ● 饑饉旱魃、後此の盜有り ● 寇盜の禍 ● 輕卒の擧動 ● 少しく寛假す ● 自ら四人となり來る ● 鞏

今野行海涉。不待朋儔。市粟而來。假減什七。此皆吾君吾相。至仁元澤。覆目所及。故寇旱之餘。曾未期歲。既安且富。至於如此。羣與斯民。與蒙其幸。方地數十里。既無一事。繁官於此。又已彌年。則可下以將母之心。告於吾君。吾相。未易於此。此也。伏惟推古之所以

今野行海涉、朋儔を待たず、粟を市つて來るに、價什の七を減するは、此れ皆吾が君吾が相、至仁元澤、覆目の及ぶ所たり。故に寇旱の餘、曾て未だ期歲ならざるに、既に安く且つ富むこと、此の如きに至れり。羣斯の民と、其幸を蒙むるに與る。方地數十里、既に一事無く、官に此に繁がること、又已に彌年なり。則ち母を將ふの心を以て、吾が君吾が相に告ぐべきと、未だ此時より易きは有らざるなり。伏して惟ふに、古の士を待つ所以の詳を推し、勞歸の詩が、士大夫の情に本づいて、其親に及び、之に逮るに人心に即くの政を以てするを思ひ、或は之を闕下に還し、或は處するに閑曹を以てし、或は之を近畿に引き、屬するに一郡を以てし、其就養の心を諧へ、其高年の母を慰むるを得しめば、則ち仁治の行、豈獨り昏愚の賜を今日に蒙むるを得るのみならんや。其流風餘法は、之を永久に傳へば、後世の士、且つ將に此に頼つて以て北山の怨、鵝羽の譏、陟岵の歎無からんとす。蓋し之を行ふは甚だ易くして、徳を士類に爲す者は甚だ廣からん。

惟意を留めて之を圖れ。不宣。

- 同伴者を持つての要なし
- 覆ひ沙り行き届く
- 詩經の四社篇を讀よ
- 父母の養を盡せしむる故
- 閑曹の官
- 父母に就き養はんとする心
- 以下皆前出
- 士民一般の恩恵となること多し

待士之詳。思勞歸之詩。本士大夫之情。而及於其親。逮之以即乎人心之政。或還之闕下。或處以閑曹。或引之近畿。屬以一郡。使得下諧其就養之心。慰其高年之母。則仁治之行。豈獨昏愚得蒙賜於今日。其流風餘法。傳之永久。後世之士。且將三顧此以無北山之怨。鵝羽之譏。陟岵之歎。蓋行之甚易。爲三徳於士類者甚廣。惟留意而圖之。不宣。

歐陽舍人に寄する書

鞏頓首再拜。舍人先生。去秋人遠り、書及び撰する所の先大父の墓碑銘を賜ふを蒙むる。反覆觀誦、感慚と并す。夫れ銘誌の世に著なる、義、史に近くして、亦史と異なる者有り。蓋し史の善惡に於ける、書せざる所無くして、而して銘は、蓋し古の人功德材行志義の美有る者にして、後世の知らざるを懼るれば、則ち必ず

鞏頓首再拜。舍人先生。去秋人遠。蒙賜書及所撰先大父墓碑銘。反覆觀誦。感

與之慚并。夫銘誌之著於世。義近於史。而亦有與史異者。蓋史之於善惡。無所不書。而銘者。蓋古之人。有二功德材行志義之美者。懼後世之不知。則必銘而見之。或納於廟。或存於墓。一也。苟其人之惡。則於銘乎何有。此其所以與史異一也。其辭之作。所以使死者無有所憾。生者得致其嚴。而善人喜於見傳。則勇於自立。惡人無有所紀。則以媿。至於通材達識。義烈節士。嘉言善狀。皆見於篇。則足爲後法。警勸之道。非近乎史。其將安近。及二世之衰。人

銘して之を見はし、或は廟に納め、或は墓に存す、一なり。苟も其人の惡なるは、則ち銘に於いて何か有らん。此れ其史と異なる所以なり。其辭の作る、死者をして憾むる所有る無く、生者をして其嚴を致すを得しむる所以にして、善人傳を見るに喜べば、則ち自立に勇み、惡人紀する所有る無ければ、則ち以て媿ぢ以て懼る。通材達識、義烈節士、嘉言善狀に至つて、皆篇に見はせば、則ち後法と爲すに足る。警勸の道、史に近きに非ずして、其れ將に安くに近からんとせん。

● 祖文 ● 感謝と懺悔と交々至る ● 其は史も銘も變る所なし ● 敬 ● 材能知識の勝れたる人 ● 後世の法 ● 世を警め人を勸む

世の衰ふるに及んで、人の子孫たる者、壹ら其親を褒揚せんと欲して、理に本

之子孫者。壹欲褒揚其親。而不本乎理。故雖惡人。皆務勒銘。以誇後世。立言者既莫之拒。而不爲。又以其子孫之所請也。書其惡焉。則人情之所不得。於是乎銘始不實。後之生銘者。當觀其人。苟託之非人。則書之莫不有銘。而傳者蓋少。其故非他。託之非人。書之非公。與是故也。然則孰爲其

づかず。故に惡人と雖も、皆務めて銘を勒して、以て後世に誇る。言を立つる者既に之を推いで爲らざる莫く、又其子孫の請ふ所なるを以て、其惡を書するは、則ち人情の得ざる所たり。是に於てか銘始めて實ならず。後の銘を作る者、當に其人を觀るべし。苟も之を託する人に非ずんば、則ち之を書すること公と是とに非ず、則ち以て世に行うて後に傳ふるに足らず。故に千百年來、公卿大夫より、里巷の士に至るまで、銘有らざる莫くして、傳はる者は蓋し少し。其故他に非ず、之を託する人に非ず、之を書するに公と是とに非ざるが故なり。

● 專一の義 ● 根柢を道理に置かず ● 拒絕する者無し ● 人情爲すに忍びざる點 ● 其人なり、通篇の人を指す ● 世に傳へ後に殘す

然らば則ち孰か其人にして能く公と是とを盡すと爲すか。道德を蓄へて文章を

人而能盡二公
與是歟。非二畜二
道徳一而能二文
章一者。無二以爲一
也。蓋有二道徳一
者之於二惡人一。
則不二受而銘二
之。於二衆人一。則
能辨焉。而人
之行。有二情善
而述非一。有二意
奸而外淑一。有二
善惡相懸。而
不可二以實指一。
有二實大於名一。
猶二之用仁一。非
畜二道徳一者。惡
能辨之。不惑。讀之
文章。兼勝焉。故曰。非二畜二道徳一而能二文章一者。無二以爲一也。豈非然哉。

能くする者に非ずんば、以て爲すこと無きなり。蓋し道徳有る者の悪人に於けるは、則ち受くるも之を銘せず、衆人に於ては則ち能く辨すと。而も人の行は、情善にして述非なる有り、意奸にして外淑なる有り、善惡相懸して、實を以て指すべからざるもの有り、實の名より大なる有り、名の實より侈なる有り。猶ほ之れ人を用ふるがごとし。道徳を畜ふる者に非ずんば、悪んぞ能く之を辨じて惑はず、之を議して狗はざらんや。惑はず狗はざれば、則ち公にして且つ是なるも、而も其辭の工ならざるは、則ち世猶ほ傳へず。是に於て又其文章兼ね勝るに在り。故に曰く、道徳を畜へて文章を能くする者に非ずんば、以て爲す無きなりと。豈然るに非ずや。

● 善惡の鑑定 ● 事情は善なるも形迹は惡なる者 ● 内心奸惡にして一外由善良なる者 ● 善惡相懸絶して其實相知るべからざる者 ● 大に同じ ● 文も亦能に勝るものあるべき謂なり

然畜二道徳一而
能二文章一者。雖二
或並世而有二。
亦或數十年。
或一二百年。
而有之。其傳
之難如此。其
過之難又如之。
此若二先生之
道徳文章。固
所謂數百年
而有者也。先
祖之言行卓
卓。幸遇而得
録。其公與是。
其傳世行後
無疑也。而世
之學者。每觀二
傳記所書。古
人之事。至其

然るに道徳を畜へて文章を能くする者、或は世に並んで有りと雖も、亦或は數十年、或は一二百年にして、而して之有るのみ。其傳の難きこと此の如く、其之に遇ふの難きこと又此の如し。先生の道徳文章の若きは、固より所謂數百年にして有る者なり。先祖の言行卓卓、幸に遇うて其公と是とを銘するを得たる、其世に傳はり後に行はれんこと疑無きなり。而して世の學者、傳記書する所の古人の事を觀る毎に、其感すべき所に至つては、則ち往往盡然として涕の流落するを知らず。況んや其子孫をや、況んや輩をや。其祖徳を追慕して、之を傳ふる所以の縁を思ふは、則ち先生一賜を輩に推して、其三世に及ぶを知る。其感と報と、宜しく若何か之を圖るべきぞ。抑又思ふ、輩の淺薄滯拙の若きすら、先生之を進む。先祖の屯蹙否塞して以て死し、而も先生之を顯はす。則ち世の魁閣豪傑、不世出の士、其れ誰か門に進むを願はざらん、潛遁幽抑の士、其れ誰か世に望むこと有らざらん。善誰か爲さずして、惡誰か愧ぢて以て懼れざらん。人の父

而大曠之。宗且又告曰。事急矣。不可不以不戒。拱又不從。凡宗且之於拱。以書告者七。以口告者多。至不可數。度拱終不可得意。即載其家。走桂州。曰。吾有官守。不可得去。吾親毋爲與死。比既行之。二日。智高果反。城中皆應之。宗且猶力守南門。爲書召鄰兵。欲拒之。城亡。智高得宗且。喜用之。宗且怒曰。賊汝今立死矣。吾豈可汚耶。罵不絕口。智高度終不可下。乃殺之。

どころに死せん、吾豈汚すべけんやと。罵つて口を絶たす。智高終に下すべからざるを度り、乃ち之を殺せり。

- 漢西字は元親、司封は官名、爵を司る
- 唐廣州番禺の首領の名
- 州名
- 難攻するなり
- 仁宗の年號
- 推し料る
- 湘江の隈なるべし
- 承引せざるべきを度る
- 家族を聚物に載せて走らしむ

當其初。使宗且言不廢。則豈禍必不發。發而吾有以待之。則必無事。使獨有此一善。固不可不旌。況其死

其初に當つて、宗且の言をして廢せざらしめば、則ち豈の禍必ず發せじ、發するも而も吾の以て之を待つ有らば、則ち必ず事無からん。獨り此一善有らしむるも、固より旌せざるべからず。況んや其死節堂堂是の如きをや。而るに其事未だ天下に白せず。比る朝廷の寵贈する所、南兵以來、節に仗り難に死せしの臣を見るに、宗且乃ち獨り與からず。此れ所謂曲突薪を徙して恩澤無く、焦頭爛額上

節堂堂如是。而其事未自於天下。比見朝廷所寵贈。南兵以來。仗節死難之臣。宗且乃獨不與。此非所謂曲突徙薪無恩澤。焦頭爛額爲上客。節使宗且初無一言。但賊至而能死。不夫。固不可無。賞。蓋先以爲備。全城而保民者。宜責之。陳拱。非宗且事也。今狼令與陳拱俱戮。既遣其言。又負其節。爲天下者。賞善而罰惡。爲君子者。樂道二人之善。樂成二人之美。豈當如是耶。

客と爲るに非ずや。宗且をして初より一言無く、但賊至つて能く死して去らざらしむとも、固より以て賞無かるべからず。蓋し事に先つて以て備を爲し、城を全うして民を保つ者は、宜しく之を陳拱に責むべし。宗且の事に非ざるなり。今狼りに陳拱と俱に戮せしめ、既に其言を遺れ、又其節に負く。天下を爲むる者は、善を賞して惡を罰し、君子爲る者は、人の善を道ふを樂しみ、人の美を成すを樂しむ。豈當に是の如くなるべけんや。

- 環備
- 旌表
- 節の爲に隣れし事蹟
- 明白にせず
- 智高の亂以來
- 漢西字元親に出づ、聖氏の反を豫知せし徐嗣に賞無かりしを或人上書して注意せし文中に、某家の煙突の傍に薪多し、客家主に突を曲げて薪を移せと言ひしが、主従は之、既にして火有り近隣の者燒りて頭を焦がし額を爛し、辛うじて消し止めたり、家主大いに近隣に謝して而も客に及ばざりきとあるに由る
- 忠言警告

凡南方之事、卒に十餘州を破り、軍を覆し將を殺し、元元の命を喪ひ、山海

卒至於破二十餘州。獲軍殺將。費三元之命。竭山海之財。者。非其變發於隱伏。起於倉卒也。內外上下。有職事者。初莫不知。或隱而不言。或忽而不備。苟且偷託。以至於不可禦耳。有二人先能言者。又爲三世所僭。蘇令與罪人同。則天下之事。其誰復言耶。聞宗且

の財を竭すに至りし者は、其變隱伏に發して、倉卒に起りしに非ざるなり。内外上下、職事有る者、初め知らざる莫し。或は隠して言はず、或は忽にして備へず、苟且偷託して、以て禦ぐべからざるに至りしのみ。一人の先づ能く言ふ者有るに、又世の侵蔽する所と爲り、罪人と罰を同じうせしめば、則ち天下の事、其れ誰か復言はんや。聞く宗且、獨り書を以て陳拱に告ぐるに非ず、當時廣の東西に使者爲りし者には、宗且皆之を歴告せりと。今彼既に用ふる能はず、重ねて己が累を爲すを懼れて、必ず肯て復宗且嘗て我に告げしを言はざるなり。天下を爲むる者は、萬事已に理まり、天下已に安からしむとも、猶ほ力めて言者の路を開きて、以て未だ至らざるの患を防ぐべし。況んや天下の事、其憂ふべき者甚だ衆し、而も當世の患、人の言ふ能はざると言ふを肯んぜざると、而して甚しき者は或は敢て言はざるとより大なるは莫きをや。則ち宗且の事、豈汲汲として之を天下の視聽に載せ、其人を發揚褒大して、以て當世を驚動せざるべけんや。

● 高の能 ● 人民 ● 俄然至 ● 輕 ● 事を以て言解を爲すに就して述る、なり ● 語 ● 陳拱を受く ● 廣東廣西 ● 知つて言はずりし罪に就せんことを恐るゝなり ● 直可者 ● 言ふこと ● 衆知せず ● 天下の耳目に達せしむ

非獨以書告陳拱。當時爲使者於廣東西者。宗且皆歷告之。今彼既不能用。重懼爲己累。必不肯復言。宗且嘗告我也。爲天下二者。使萬事已理。天下已安。猶須力開言者之路。以防未至之患。況天下之事。其可憂者甚衆。而當世之患。莫大於人不能言。與不肯言。而甚者或不取言也。則宗且之事。豈可不汲汲載之天下。視聽發揚褒大其人。以驚動當世耶。

宗且喜學易。所爲注有不可采者。家不能以書而人或以質問。以易則貫穿馳騁。至數十家。皆能言其意。事祖母盡心。貧幾不能自存。好

宗且喜んで易を學ぶ。爲る所の注、采るべき者有り。家に書を有する能はず、而も人或は質問するに易を以てすれば、則ち貫穿馳騁、數十家に至るまで、皆能く其意を言ふ。祖母に事へて心を盡し、貧にして幾んど自存する能はず。議論を好み、功名を喜ぶ。鞏嘗て之と接せり、故、頗る之を知る。則ち其立つる所、亦一時偶然に發するに非ざるなり。世多く其京東に在りし時、自重する能はずして、世の指目する所と爲るに至りしを非る。此れ固より一青なるも、今其立つる所

議論一尊功名一
輩嘗與之接。
故雖知之。則
其所立。亦非
一時偶然發
也。世多非其
在京東時。不
能自重。至爲
世所指目。此
固一青。今其
所立。亦可贖
矣。鞏初聞其
死之。事未敢
決然信也。前
後得言者。
衆。又得其弟
自言。而聞祖
袁州在廣東。
亦爲之言。然
後知其事。使

は、亦贖ふべし。鞏初め其死の事を聞いて、未だ敢て決然として信ぜず。前後
言を得る者甚だ衆く、又其弟の自ら言ふを得て、而して祖袁州の廣東に在る、
亦之が爲に言ふを聞き、然る後に其事を知りぬ。小差有りとも雖も、其大概を要す
るに、誣ひざらしむ。況んや陳拱以下、皆其家を覆せるに、宗且獨り先づ其親
を以て遁れしむ、則ち其先知の効有る知るべし。其性の事を喜むを以て、則
ち其先言の効有るも亦知るべきなり。以ふに閣下古を好み學を力め、志天下
の善を樂しむ、又方に南方に使い、善惡を賞罰するを以て職と爲す。故に敢て
以て告ぐ。其れ亦何ぞ煩厭の聽、尺紙の議を惜まん。博問して之を極陳し、其事
をして白ならしめば、固より天下に補有らん、獨り一時宗且の爲に發するのみな
らざるなり。伏して惟みるに少しく意を留めよ。如し未だ合はざる有らば、願
くは還答を賜へ。不宣。

● 多くの論説を脱し通読す ● 自ら生存す ● 東史忠義傳に、李師徐程尚同節と共に監司の耳目となる、世

雖有小差。要二
其大概。不也。謹
也。況陳拱以

下。皆覆其家。而宗且獨先以其親。適則其有先知之效。可知也。以其性之喜事。則其有先
言之效。亦可知也。以閣下好古力學。志樂天下之善。又方使南方。以賞罰善惡爲職。故敢
以告。其亦何惜須臾之聽。尺紙之議。博問而極陳之。使其事自固。有補於天下。不獨一時
爲宗且發上也。伏惟少留意焉。如有未合。願賜還答。不宣。

人之を雇んで四段と號す云々と見ゆ ● 癡取 ● 其立つる所の節義 ● 右は無獨、袁州の知たり ● 忠貞
にあらざるなり ● 覆版 ● 少時の傾軋、短小の書簡説話を讀むと ● 貴意に合はずんば返事を賜へ

戰國策目錄序

劉向所定戰
國策三十三
篇。崇文總目。
稱二十一篇者
闕。臣訪之士
大夫家。始盡
得其書。正其
誤謬。而疑其

劉向定むる所の戰國策、三十三篇。崇文總目に、十一篇と稱するは闕く。臣
之を士大夫の家に訪ひ、始めて盡く其書を得、其誤謬を正して、其考ふべから
ざる者を疑ふ。然して後に戰國策三十三篇復完し。敍に曰く、向此書に敍し
て言ふ、周の先、教化を明にし、法度を修む、大いに治る所以なり。其後に及ん
で、謀詐用ひられて、仁義の路塞がる、大いに亂る、所以なりと。其說既に美

不可考者。然後戰國策三十三篇復完。敘曰。向敘此書言。周之先。明教化。修法度。所以大治。及其後。謀詐用。而仁義之路塞。所以大亂。其說既美矣。卒以謂此書戰國之謀士。度時君之所能行。不得不然。則可謂惑於流俗。而不篤於自信者也。夫孔孟之時。去周之

し。卒に以て此書戰國の謀士、時君の能く行ふ所を度り、然らざるを得ずと謂ふは、則ち流俗に惑うて、自信に篤からざる者と謂ふべし。夫れ孔孟の時は、周の初を去ること已に數百歲、其舊法は已に亡び、舊俗已に熄むこと久し。二子乃ち獨り先王を明にし、以て改むべからずと謂ふ者は、豈將に天下の主を強ふるに、後世の爲すべからざるを以てせんとするか。亦將に其遇ふ所の時と、遭ふ所の變とに因つて、當世の法を爲し、先王の意を失はざらしめんとするのみ。二帝三王の治、其變固より殊に、其法固より異り。而も其國家天下を爲むるの意、本末先後、未だ嘗て同じからずんばあらざるなり。二子の道、是の如きのみ。蓋し法は變に適する所以なり、必ずしも盡く同じからず。道は本を立つる所以なり、一ならざるべからず。此れ理の易らざる者なり。故に二子の者此を守るのみ、豈異論を爲すを好まんや。能く苟もする勿きのみ。流俗に惑はずして、自信に篤き者と謂ふべし。

● 前漢の大儒 ● 書名 ● 疑を辨す ● 周の前半 ● 序文の卒章に及びて ● 辭の如くならざるを得ず ● 孔子と孟子と ● 臨機之法を制定するを謂ふ ● 堯舜夏殷周 ● 法は世の變遷に従つて適當なるものを謂ふ、故に必ずしも同一ならず ● 荀且等問の義

初已數百歲。其舊法已亡。舊俗已熄久矣。二子乃獨明先王。以謂不可改者。豈將強天下之主。以中後世之不可爲哉。亦將因其所遇之時。所遭之變。而爲當世之法。使不先乎先王之意。而已。二帝三王之治。其變固殊。其法固異。而其爲國家天下之意。本末先後。未嘗不同也。二子之道。如是而已。蓋法者。所以適變也。不必盡同。道者。所以立本也。不可不一。此理之不易者也。故二子者。守此。豈好爲異論哉。能勿苟而已矣。可謂不惑乎流俗。而篤於自信者也。

戰國之遊士。則不然。不知道之可信。而樂於說之易。合其說。心注意。倫爲一切之計。而已。故論詐之便。而諱其敗。言戰之善。而蔽其

戰國の遊士は則ち然らず、道の信すべきを知らずして、説の合ひ易きを樂しむ。其心を設け意を注ぐや、倫に一切の計を爲すのみ。故に詐の便を論じて、其敗を諱み、戰の善を言つて、其患を蔽ふ。其相率るて之を爲す者、利有らざる莫きも、而も其害に勝へざるなり。得有るも而も其失に勝たず、卒に蘇秦・商鞅・孫臏・吳起・李斯の徒に至つて、以て其身を亡し、而して諸侯及び秦の之を用ひし者も、亦其國を滅せり。其世の大禍を爲すや、明けし。而も俗猶ほ之を寤る莫し。惟

急。其相率而爲之者。莫不有利害。而不勝其害也。有得焉。而不勝其失也。卒至蘇秦商鞅孫臏吳起李斯之徒。以亡其身。而諸侯及秦用之者。亦滅其國。其爲二世之大禍。明矣。而俗猶莫之寤也。惟先王之道。因時適變。爲法不同。而考之無疵。用之無弊。故古之聖賢。未嘗不以此而易也。惟

先王の道は、時に因り變に適し、法を爲すこと同じからずして、之を考ふるに疵無く、之を用ふるに弊無し。故に古の聖賢、未だ此を以て彼に易ふる有らざるなり。

● 時君と合致す ● 一切は苟且姑息の量 ● 權謀の利益を言うて權謀上の失敗を語らず ● いづれも戰國の雄豪なり ● 先王の道を以て後國遊説の士の説に易へず

或曰。邪説之害正也。宜放而絶之。則此書之不泯。其可乎。對曰。君子之禁邪説也。固將明其説於天下。使

或は曰く、邪説の正を害するや、宜しく放つて之を絶つべくんば、則ち此書の泯びざる其れ可ならんやと。對へて曰く、君子の邪説を禁するや、固より將に其説を天下に明にし、當世の人をして皆其説の從ふべからざるを知らしめんとす。然して後に以て禁すれば則ち齊し。後世の人をして皆其説の爲すべからざるを知らしめて、然して後に以て戒むれば則ち明なり。豈必ずしも其籍を滅せん

當世之人。皆知其説之不可從。然後以禁則齊。使後世之人。皆知其説之不可爲。然後以戒則明。豈必滅其籍哉。故而絶之。莫善於是以孟子之書。有爲神農之言者。有爲墨子之言者。皆著而非之。至於此書之作。則上總春秋。下至楚漢之起。二百四十五年之間。載其行事。固不可得而廢也。此書有高誘注者。二十一篇。或曰二十二篇。崇文總目。存者八篇。今存者十篇。

や。放つて之を絶つは、是より善きは莫し。是を以て孟子の書に、神農の言を爲す者有り、墨子の言を爲す者有り、皆著して之を非とせり。此書の作に至つては、則ち上春秋を總べ、下楚漢の起るに至るまで、二百四十五年の間、其行事を載す。固より得て廢すべからざるなりと。此書に高誘の注せる者有り、二十一篇。或は曰く二十二篇と。崇文總目に、存する者八篇、今存する者十篇なり。

● 放棄 ● 亡佚せしむる可との義 ● 一齊に行はれ易し ● 其書を滅絶するに及ばず ● 孟子勝文公上篇に出づ ● 墨者明之の語、同書同篇に見ゆ ● 總括 ● 史的價值あるを圖よ

列女傳目錄序

劉向所敘列

劉向敘する所の列女傳、凡そ八篇。事漢書向が列傳に具はりて、隋書及び崇

女傳凡八篇。事具漢書向列傳。而隋書及崇文總目。皆稱向列女傳十五篇。曹大家注。以頌義考之。蓋大家所注。離其七篇。爲二十四。與頌義凡十五篇。而益以陳嬰母。及東海以來。凡十六事。非向書本然也。蓋向舊書之亡久矣。嘉祐中。集賢校理蘇頌。始以頌義爲二

文總目に、皆稱す、向の列女傳十五篇、曹大家注すと。頌義を以て之を考ふるに、蓋し大家が注せし所は、其七篇を離して、十四と爲し、頌義と凡て十五篇。益すに陳嬰が母、及び東海以來の凡そ十六事を以てす。向の書の本然に非ざるなり。蓋し向が舊書の亡ぶるや久し。嘉祐中、集賢校理蘇頌、始めて頌義を以て篇次と爲し、復其書を定めて八篇と爲し、十五篇の者と、並に館閣に藏す。而して隋は頌義を以て劉歆の作と爲す、向の列傳と合はず。今頌義の文を驗するに、蓋し向の自叙、又藝文志に向の列女傳の頌圖有り、明に歆が作に非ざるなり。唐の亂より、古書の在る者少し。而も唐志に列女傳を録するもの、凡そ十六家、大家の注十五篇といふ者に至つては、亦録無し。然るに其書今在るは、則ち古書の或は録有るも亡び、或は録無くして在る者亦家からん。惜むべきに非ずや。今其八篇及び十五篇の者を校讐して已に定む。繕寫すべし。

● 後漢の班固、曹大家に録す、家は姑と同じ、大姑は女の美稱 ● 海は漢の誤なりと言ふ ● 宋仁宗の年號

● 一本隋下に書字あり、隋書は隋の史書 ● 向の子なり ● 校訂

篇次復定其書爲八篇。與十五篇者。並藏於館閣。而隋以頌義爲劉歆作。與向列傳不合。今驗頌義之文。蓋向之自叙。又藝文志。有向列女傳頌圖。明非歆作也。自唐之亂。古書之在者少矣。而唐志錄列女傳。凡十六家。至大家注十五篇者。亦無錄。然其書今在。則古書之或有錄而亡。或無錄而在者。亦衆矣。非可惜哉。今校讐其八篇及十五篇者。已定。可繕寫。

初漢承秦之敝。風俗已大壞矣。而成帝後宮趙衛之屬。尤自放。向以謂王政必自內始。故列古女善惡。所以致興亡者。以此戒天子。此向述作之大意也。其言太任之娠文王。

初め漢は秦の敝を承け、風俗已に大いに壞る、而も成帝の後宮趙衛の屬、尤も自放なり。向、以謂らく、王政は必ず内より始ると。故に古女の善惡、興亡を致せる所以の者を列して、以て天子を戒む。此れ向が述作の大意なり。其言たる、太任の文王を娠むや、目に惡色を視ず、耳に淫聲を聽かず、口に放言を出さずと。又以謂らく、古の人の胎教は皆此の如しと。夫れ能く其視聽言動を正しうする者は、此れ大人の事にして、有道者の畏るゝ所なり。願ふに天下の女子をして之を能くせしめんと。何ぞ其盛なるや。臣の聞く所を以てするに、蓋し之が師傅保姆の助、詩書圖史の戒、珩璜琕瑀の節、威儀動作の度を爲すに、其之を

也。目不視惡色。耳不聽淫聲。口不出詖言。又以謂古之人胎教者。皆如此。夫能正其視聽言動者。此大人之事。而有道者之所畏也。顧令天下之女子能之。何其盛也。以臣所聞。蓋爲之師。傳保姆之助。詩書圖史之戒。珩璜琕璫之節。威儀動作之度。其教之者。雖有此具。然古之君子。未嘗不以身化也。故家人之義。歸於反身。二南之業。本於文王。夫豈自外至哉。世皆知文王之所興。能得中助而不知其所以然者。蓋本於文王之躬化。故內則后妃有三關。唯之行。外則羣臣有二南之美。與之

教ふる者、此具有りと雖も、然も古の君子、未だ嘗て身を以て化せずんばあらざるなり。故に家人の義は、身に反するに歸し、二南の業は、文王に本づく。夫れ豈外より至らんや。世皆文王の興りし所以は、能く内助を得たるを知つて、其然る所以の者は、蓋し文王の躬化に本づくを知らず。故に内は則ち后妃に關雎の行有り、外は則ち羣臣に二南の美有り、之と相成す。其推して遠きに及べるは、則ち商辛の昏俗、江漢の小國、兎置の野人、善を好まざる莫くして、而して自ら知らず。此れ所謂、身修まる、故に家國天下治る者なり。

- 結后衛德衍 ● 不正の色 ● 不正の聲音 ● 微り高ぶる言 ● 女の師傅たる者 ● 佩玉の名なり、古は男女共に玉を佩びて行歩の節度を正す ● 設備 ● 易の家人卦の上九に、身に反して自ら治む云々と ● 詩の周南召南は皆文王が身を以て家邦を教化せし事蹟を歌ふ ● 詩經周南關雎の篇 ● 鄭師は殷の故地なればいよ ● 文王の化江水瀟水の南方に及ぶを指す ● 兎置なり、詩經國風の篇名

相成。推而及遠。則商辛之昏俗。江漢之小國。兎置之野人。莫不好善。而不自知。此所謂身修。故家國天下治者也。

後世自學問之士。多徇於外物。而不安其守。其室家既不見可法。故競於邪修。豈獨無相成之道哉。士之苟於自恕。顯利冒恥。而不往。以家自累。故也。故曰。身不行道。不行於妻子。信哉。如此人者。非

後世學問の士より、多く外物に徇ひて、其守に安んぜず。其室家既に法るべきを見ず、故に邪修を競ふ。豈獨り相成の道無きのみならんや。士の自恕に苟もして、利を顧み恥を冒して、己に反するを知らざる者は、往往家を以て自ら累はすが故なり。故に曰く、身道を行はざれば、妻子にも行はれずと。信なる哉。此の如き人は、素より顯に處るに非ず。然も二南の風を去ると、亦已に遠し。況んや南郷天下の主に於てをや。向の述ぶる所、勸戒の意、篤しと謂ふべし。然るに向は博く羣書を極むと號せらる。而して此傳、詩の采芣、柏舟、大車の類を稱すること、今の詩を序する者の説と尤も乖異す。蓋し考ふべからず。式微の一篇に至つて、又以謂らく二人の作かと。豈其取る所の者博うして、故に失無き能はざるか。其象が舜を殺すを計謀し、及び舜が自ら脱する所以の者を曰ふ

素處顯也。然去二南之風。亦已遠矣。況於二南。鄉天下之主哉。向之所述。勸戒之意。可謂篤矣。然而號三博極。擊書。而此傳稱詩。若若柏舟。大車之類。與今序詩者之說。尤乖異。蓋不可考。至於二式。微之一篇。又以謂二人之作。豈其所取者。博故不能無失歟。其曰象計謀殺舜。及舜所以自說者。頗合於孟子。然此傳或有之。而孟子所不道者。蓋亦不足也。凡後世諸儒之言。經傳者。固多如此。覽者采其有補。而擇其是非。可也。故爲之序論。以發其端。一云。

は、頗る孟子に合ふ。然も此傳に或は之有りて、而して孟子道はざる所の者は、蓋し亦道ふに足らざるなり。凡そ後世諸儒の經傳を言ふ者、固より多く此の如し。覽る者其補有るに采りて、其是非を擇んで可なり。故に之が序論を爲りて、以て其端を發すと云ふ。

- 心を外物に奪はる
- 家を袖むるすら満足せらざる
- 自ら自己をゆるす
- 孟子に出でたり
- 元來
- 顯位に居る者には非ず
- 南面天子の位
- 皆詩經國風の篇名
- 曾き通ふ
- 舜の異母弟
- 經傳
- に就いて言へるもの
- 端緒

陳書目錄序

陳書。六本紀。

陳書、六本紀、三十列傳。凡て三十六篇。唐の散騎常侍姚思廉撰す。始め思廉

三十列傳。凡三十六篇。唐散騎常侍姚思廉撰。始思廉父察。梁陳二代之事。未就而陳亡。隋文帝見察甚重之。每就察。訪梁陳故事。察因以所論載。每一篇成。輒奏之。而文帝亦遣虞世基。就察求其書。又未就而察死。察之將死。屬思廉以繼其業。唐興。武德五年。高祖以自魏至宋二百餘歲。世統數更。史事放逸。乃詔論次。而思

の父察は、梁陳の史官なりき。二代の事を録し、未だ就らずして陳亡す。隋の文帝、察を見て甚だ之を重んじ、毎に察に就いて、梁陳の故事を訪ふ。察因つて論載する所を以て、一篇成る毎に、輒ち之を奏す。而して文帝も亦虞世基を遣り、察に就いて其書を求めしむ。又未だ就らずして察死す。察の將に死せんとなするや、思廉に屬するに其業を繼ぐを以てせり。唐興り、武德五年、高祖魏より宋に至る二百餘歲、世統數々更まり、史事放逸するを以て、乃ち詔して論次せしむ。思廉遂に詔を受けて陳書を爲る。之を久しうして猶ほ就らず。貞觀三年、遂に詔して祕書内省に論撰す。十年正月壬子、始めて之を上つる。察等の此書を爲るを觀るに、三世を歴、父子に傳へ、數十歳を更へて、而る後に乃ち成りぬ。蓋し其難きこと此の如し。

- 梁と陳と
- 唐の高祖の年號
- 魏晉及び南朝の宋
- 太宗の年號

繼其業。唐興。武德五年。高祖以自魏至宋二百餘歲。世統數更。史事放逸。乃詔論次。而思

聖妻。忘。愚。繼。欲。則。其。終。之。所。以。亡。興。亡。之。端。莫。非。自。己。致。之。者。至。於。有。所。因。以。爲。號。令。威。利。職。官。州。郡。之。制。雖。其。事。已。淺。然。亦。各。施。於。一。時。皆。學。者。之。所。不。可。不。考。也。而。當。時。之。士。爭。奪。詐。僞。苟。得。偷。合。之。徒。尙。不。得。不。列。以。爲。世。戒。而。況。於。二。壞。亂。之。中。倉。皇。之。際。士。之。安。貧。樂。義。取。舍。去。就。不。爲。二。患。禍。勢。利。動。其。心。上。者。亦。不。絕。於。其。間。若。此。人。乎。可。

ほ列して以て世戒と爲さざるを得ず。而るを況んや壞亂の中、倉皇の際に於て、士の貧に安んじ義を樂しみ、取舍去就、患禍勢利の爲に其心を動かさざる者、亦其間に絶えず。此の若き人は、善に篤しと謂ふべきなり。蓋し古人の見るを思つて得べからざる所、風雨の詩、爲に作る所の者たり。安んぞ之をして泯泯少くも天下に概見せざらしむべけんや。則ち陳の史、其れ廢すべけんや。蓋し此書は之を成す既に難く、其後又久しく顯はれず。宋興るに及んで已に百年、古文遺事、畢く講ぜざる靡くして、始めて盛に天下に行はれて、學者に列するを得たり。其之を傳ふるの難きこと又此の如し、豈遭遇固より自ら時有るに非ずや。

● ナべて荷貝の計をのみ爲す ● 國家經營の大道 ● 任免使役の道 ● 特に寵愛を受くる要路 ● 舊法に因りて新法を造るなり ● 布令布達の札より刑罰官廳規程地方官制まで ● 苟も利を得苟も時に合はんとを求む ● 急進の貌 ● 求めて求め得ざりし人物 ● 詩經鄘風風雨篇に君子亂世に居て其節を、ぜざるを喻へし句あり ● 漢派の貌 ● 學問の前に陳列す ● 書も亦過不遇の時代あるか

謂。篤。於。善。矣。蓋。古。人。之。所。思。見。而。不。可。得。風。雨。之。詩。所。爲。作。者。也。安。可。使。之。泯。泯。不。少。概。見。於。天。下。哉。則。陳。之。史。其。可。廢。乎。蓋。此。書。成。之。既。難。其。後。又。久。不。顯。及。宋。興。已。百。年。古。文。遺。事。靡。不。畢。講。始。得。盛。行。於。天。下。列。於。二。學。者。其。傳。之。之。難。又。如。此。豈。非。遭。遇。固。自。有。時。也。哉。

禮閣新儀目錄序

禮閣新儀三十篇、章公肅撰。開元以後元和に至るの變遷を記す。史館祕閣十篇、韋元甫撰。記開元以後至元和之間及臣書、皆三十篇、集賢院書二十篇、以參相校讎。史館祕閣及臣書多復重。

禮閣新儀三十篇、章公肅撰す。開元以後元和に至るの變遷を記す。史館祕閣及び臣が書、皆三十篇、集賢院書二十篇、以て參へて相校讎す。史館祕閣及び臣が書は復重多く、其篇少き者八、集賢院書のみ獨り具はる。然るに臣が書に目錄一篇有り、以て其次序を考ふるに、蓋し此書本三十篇なり。則ち集賢院書具ると雖も、然も其篇次亦亂る。既に其脱謬を正し、因つて定著して目錄に従ひ、禮閣新儀三十篇復完し。夫れ禮は其本人の性を養ふに在り、而して其用は言動視聽の間に在り。人の言動視聽をして禮に一ならしめば、則ち安んぞ其邪心を

其篇少者八。集賢院書獨具。然區書有目錄一篇。以考其次序。蓋此書本三十篇。則集賢院書雖具。然其篇次亦亂。既正其脫謬。因定著從目錄。而禮閣新儀三十篇復完。夫禮者其本在於養人之性。而其用在於言動視聽之間。使一人之言動視聽一於禮。則安有放其邪心。而窮於外物哉。不放其邪心。不窮於外物。則禍亂可息。而財用可

放にして、外物に窮する有らんや。其邪心を放にせず、外物に窮せずんば、則ち禍亂息むべくして、財用充つべし。其意を立つる徴にして、其法を爲すや遠し。故に其器を設け、其物を制し、其數を爲し、其文を立てて、以て其事有るを待つ者、皆人の起居出入、吉凶哀樂の具なり。所謂其用言動視聽の間に在る者なり。然り而して古今の變同じからずして、俗の便習亦異なれば、則ち法制度數、其れ久しうして弊無き能はざる者は、勢固より然り。故に禮を爲す者は、其始當世に宜しからざる莫きも、而も其後は失多くして遵ひ難し。亦其理然なり。失へば則ち必ず改制して以て其當を求む。故に義農以來、三代に至るまで、禮未だ嘗て同じからざるなり。

●唐人 ●玄宗の年號 ●憲宗の年號 ●復は復の通用也、重複の節所 ●考定して世に考す ●語の非禮視る勿れ、非禮聽く勿れの節参照 ●外物に對する欲心を盡す ●禮の數節なり、貴賤に因りて多少を爲す ●禮文なり文飾の義 ●久懸せし風儀習習 ●伏羲氏神農氏

充。其立意微。其爲法遠矣。故設其器。制其物。爲其數。立其文。以待其有之事者。皆人之起居出入。吉凶哀樂之具。所謂其用在乎言動視聽之間者也。然而古今之變不同。而俗之便習亦異。則法制度數。其久而不能無弊者。勢固然也。故爲禮者。其始莫不宜於當世。而其後多失。而難遵。亦其理然也。失則必改制。以求其當。故義農以來。至於三代。禮未嘗同一也。

後世去三代。蓋千有餘歲。其所遺之變。所習之便。不同。固已遠矣。而議者不原聖人制作之方。乃爲設其器。制其物。爲其數。立其文。以待其有之事。而爲其起居出入。吉凶哀樂之具者。當一以追先

後世三代を去ること、蓋し千有餘歲。其遺ふ所の變、習ふ所の便同じからず。固より已に遠し。而も議者聖人制作の方に原かず、乃ち爲に其器を設け、其物を制し、其數を爲し、其文を立てて、以て其事有るを待つ。而して其起居出入吉凶哀樂の具を爲す者、當に一一以て先王の迹を追ふべく、然る後に禮得て興すべしとし、其説の求むべからず、其制の考ふべからず、或は人に宜しからず、用に合はざるに至つては、則ち寧ろ漠然として敢て爲さざるに至り、人の言動視聽の間、蕩然として之が節を爲すこと莫からしむ。夫の罪を爲す者の止まらざるを患ふるに至つては、則ち法を爲すに繁くして、以て之を禦く。故に法其繁に勝へざるに至り、犯者亦其衆に勝へざるに至る。豈惑はずや。

王之述然後禮可得而興也。至其說之不可求。其制之不可考。或不合於人。不適合於用。則寧至於漠然而不敢爲。使人之言動視聽之間。蕩然莫之爲節。至患夫爲罪者之不止。則繁於爲法。以禦之。故法至於不勝其繁。而犯者亦至於不勝其衆。豈不惑哉。

● 以下徒比形式に拘泥するを謂ふなり ● 研究考査の手を加へず ● 筋りなき説

蓋上世聖人。有爲柔棺者。或不爲宮室。爲舟車者。或不爲棺槨。豈其智不足爲哉。以謂人之所未病者。不必改也。至於後聖。有下爲宮室者。不以土處爲不可變也。爲棺槨者。

蓋し上世の聖人、柔棺を爲る者は、或は宮室を爲らず、舟車を爲る者は、或は棺槨を爲らざる有り。豈其智爲るに足らざらんや。以謂らく人の未だ病まざる所の者は、必ずしも改めざるなりと。後聖に至つて、宮室を爲る者有り。土處を以て變ずべからずと爲さず、棺槨を爲る者、葛溝を以て易ふべからずと爲さざるなり。豈相反するを爲すを好まんや。以爲らく人の既に病む所の者は、因るべからざるなりと。又後聖に至つては、則ち兩觀を設けて柔棺の質を更め、文梓を攻りて瓦棺の素に易ふるもの有り。豈儉に従ふ能はざらんや。以謂らく人情の好む所、能く之が節を爲して、變ずる能はざるなりと。是に由りて之を觀れば、

不以葛溝爲不可易也。豈好爲相反哉。以爲人之所不可病者。不可因也。又至於後聖。則有下設兩觀而更柔棺之質。攻文梓而易中瓦棺之素。豈不能從儉哉。以謂人情之所好。能爲之節。而不能變也。由是觀之。古今之變不同。而俗之便習亦異。則亦屢變其法。以宜之。何必一一以追先王之迹哉。其要在於於養民之性。防民之欲者。本末先後。能合乎先王之意而已。此制作之方也。

古今の變同じからずして、俗の便習亦異れば、則ち亦屢其法を變じて、以て之を宜しうす。何ぞ必ずしも一一以て先王之迹を追はんや。其要は民の性を養ひ、民の欲を防ぐ者、本末先後、能く先王の意に合ふに在るのみ。此れ制作の方なり。

● 寸き ● 製作する能はざりしにあらざ ● 因難とせざるなり ● 穴居 ● 掘子法言に死屍を包むに葛を以てし、之を溝壑に棄つとあるに據る ● 蓋を改めざる能はず ● 門の左右に欄を設けたるもの、闕に同じ ● 棺木のまゝに文飾なきなり ● 室日の勝れし梓の木にて棺槨を作る ● 禮記檀弓篇に、有虞氏は瓦棺云々と ● 先王禮儀制作の方針

故に瓦樽之れ尙んで、薄酒之れ用ひ、太羹之れ先にして、庶羞に之れ飽く。一は以て本を貴ぶを爲し、一は以て用を親しむを爲す。則ち知る聖人作る有りて、而して後世の禮を爲す者は、必ず俎豆を貴ぶ。而も今の器用は廢せざるなり。弁冕を先

以爲親用。則知有聖人作。而爲後世之禮者。必貴豆。而今之器用不廢也。先弁冕而今之衣服不廢也。其推之皆然。然後其所改易更革。不至於拂天下之勢。駭天下之情。而固已合乎先王之意矣。是以義農以來。至於三代。禮未嘗同。而制作之如。此者。未嘗異。

にして、而も今の衣服は禁ぜざるなり。其之を推すこと皆然り。然る後其改易更革する所、天下の勢に拂り、天下の情を駭かすに至らず。而して固より已に先王之意に合す。是を以て義農以來三代に至るまで、禮は未だ嘗て同じからざるも、制作の此の如き者は、未だ嘗て異ならざるなり。後世惟其れ此の如くならずして、或は敢て爲さざるに至り、或は之を爲す者は、特に其勢の已むを得べからざるに出づ。故に苟簡にして備ふる能はず、希闕にして常に行はれず。又之を上（二）に用ふるに過ぎずして、而も未だ之を民に加ふる者は有らざるなり。故に其禮本人の性を養ふに在りて、其用言動視聽の間に在る者は、千餘歳を歴るも、民未だ嘗て耳目に接するを得ず、況んや服習して之に安んずる者に於てをや。其罪戾に陥るに至つては、則ち法を爲すに繁くして以て之を禦ぐのみ。其れ亦不仁なるかな。此書の紀する所、其事已に淺しと雖も、然れども凡そ世の禮を記する者は、亦皆本づく所有り。而して一時の得失具れり。昔は孔子告朔に於て、其禮

の存するを愛せり。況んや一代の典籍に於てをや。則ち其書貴ばざるを得ず。故に之が爲に定著し、以て夫の禮を論ずる者の考へて擇ぶを俟つ。

- 或は玄酒に作る、禮記の禮器篇には玄酒に作る、往古酒を水を以て之に代へたり、故に後世も之を酒の上位に列す
- 肉汁の美味なるもの
- 種々の馳走
- 祭祀に用ふる器者
- 古冠の禮號を弁とす、是は大夫以上の冠なり
- 桴屣す
- 一本「惟」を「知」に作る、「其れ此の如きを知らずして」也、從ふべし
- 疎略
- 迂闊
- 服從習熟
- 當代に於ける利害
- 論語八佾篇參照
- 禮記新儀を指す

也。後世不惟其如此。而或至於不取爲。或爲之者。特出於其勢之不可得已。故苟簡而不能備。希闕而不常。行。又不過用之於上。而未有下加之於民者上。也。故其禮本在於養人之性。而其用在於言動視聽之間者。歷千餘歳。民未嘗得接於耳目。況於服習而安之者乎。至其陷於罪戾。則繁於爲法以禦之。其亦不仁也哉。此書所記。雖其事已淺。然凡世之記禮者。亦皆有本。而一時之得失具焉。昔孔子於告朔。愛其禮之存。況於一代之典籍。則其書不得貴。故爲之定著。以俟夫論禮者考而擇焉。

先大夫集後序

公所爲書。號三德。鳧羽翼者三十卷。西陲

公の爲る所の書、德鳧羽翼と號する者三十卷、西陲要紀なる者十卷、清邊前要五十卷、廣中台志八十卷、爲臣要紀三卷、四聲韻五卷、總て一百七十八卷、皆世

要記者十卷。清邊前、要五、十卷、廣中、台、志八十卷。爲、臣要紀三卷。四聲韻五卷。總一百七十、八卷。皆刊、行、於世。今類、次、詩賦書奏一、百二十二篇。又自爲二十卷。藏於家。方五、代之際。儒學、既擯焉。後生、小子。治、術、業、於闕卷。文多、淺近。是時公、雖少。所學已、皆知治亂得

に刊行す。今詩賦書奏一百二十二篇を類次し、又自ら十卷と爲して家に藏す。五代の際に方つて、儒學既に擯けられ、後世小子、術業を闕卷に治め、文に淺近多し。是の時公少しと雖も、學ぶ所已に皆治亂得失興壞の理を知る。其文を爲すや、閎深雋美にして、諷諭に長ず。今類次せる樂府已下是なり。宋既に天下を平け、公始めて出で仕ふ。此の時に當つて、太祖太宗、已に大法を綱紀す。公是に於て勇んで當世の得失を言ひき。其朝廷に在るや、事に當る者の不忠なるを疾む。故に凡そ天下の要を言ふや、必ず天子百姓を憂憐し、心を萬事に勞するの意に本づきて、大臣從官執事の人、觀望奸を懷き、天下屬任の心に稱はず、故に治久しうして未だ治らざるを推し、其言ひ難きに至つては、則ち人の敢て言はざる所の者有り。屢々合はずして出さると雖も、而も言ふ所益々切なり、利害禍福を以て其意を動かさざるなり。

- 曾鞏の祖父曾致堯
- 唐晉漢周
- 擯斥
- 學術學業
- 闕は中の廣きなり高は肥肉なり
- 人

を覆刺しにそれとなく論す ● 手を東ねて傍觀す ● 委任囑託 ● 題論一致せず

失興壞之理。其爲文閎深雋美。而長於諷諭。今類次樂府已下是也。宋既平天下。公始出任。當此之時。太祖太宗。已綱紀大法矣。公於是勇言當世之得失。其在朝廷。疾當事者不忠。故凡言天下之要。必本天子憂憐百姓之心。萬事之意。而推大臣從官執事之人。觀望懷奸。不稱天子屬任之心。故治久未也。治。至其難言。則人有不取。言者雖屢不合。而出而所言益切。不才以利害禍福動其意上也。

始公尤見奇於太宗。自光祿寺丞越州監酒稅。召見。以爲直史館。遂爲兩浙轉運使。未久而真宗即位。益以材見知。初試以知制誥。及西兵起。又

始め公尤も太宗に奇とせられ、光祿寺丞越州監酒稅より召見し、以て直史館と爲し、遂に兩浙轉運使と爲す。未だ久しからずして真宗位に即き、益々材を以て知らる。初め試みるに知制誥を以てす。西兵起るに及び、又以て陝より以西の經略判官と爲る。而して公嘗て切に大臣を論じき。當時皆悅びず、故に用ひらるゝを果さざるも、然も真宗終に其言に感ぜり。故に泉州と爲り、未だ一歳を盡さざるに、蘇州に拜し、五日にして、又揚州と爲る。將に復之を召さんとするなり。而も公是の時に於て、又上書して語大臣を斥すこと尤も切なり。故

以爲自陝以四經略列官。而公嘗切論大臣。當時皆不悅。故不果用。然其言終感其言。故爲泉州。未盡一歲。拜蘇州。五日。又爲揚州。將復召之也。而公於是時。又上書語斥大臣。尤切。故卒以。公之言。其大者。以自唐之衰。民窮久矣。海內既集。天子方修法度。

に卒に齟齬を以て終りき。公の言、其大なる者は、以ふに唐の衰ふるより、民の窮するや久し。海内既に集り、天子方に法度を修めて、事を用ふる者尙ほ煩碎多く、財利を治むるの臣又益々急なり。公獨り以謂らく、宜しく簡易に遵ひ、筦權を罷め、以て民と休息し、天下の望を塞ぐべしと。祥符の初、四方争うて符應を言ふ。天子之に因つて、遂に事を泰山に用ひ、汾陰に祠る。而して道家の説亦滋々甚だしく、京師より四方に至るまで、皆大いに宮觀を治む。公益々諍うて以謂らく、天命は專任すべからず、宜しく姦臣を黜けて、人事を修むべしと。反覆數百千言に至りき。嗚呼公の忠を盡せると、天子の盡言を受けたると、何ぞ必ずしも古人のみならん。此れ傳の所謂主聖に臣直なる者に非ずや。何ぞ其盛なるや、何ぞ其盛なるや。

● 西夏の事 ● 泉州の知事 ● 薄倖の意、世に合はざるなり ● 治平 ● 租賦の取立急なり ● 利益
 關占の所爲なり、權は獨木橋、筦は管に同じ ● 眞の年號 ● 眞宗道教を尊重す、四川天瑞の徵應を言ふも
 の多し ● 大中祥符元年泰山に封じ社首に禪す ● 同四年后土を汾陰に祀る ● 道士の居なり、同五年の

而用事者尙

會要、長豐宮、七年の玉清昭應宮などを指す ● 忠言を盡す ● 漢書蘇廣權傳に出づ

多煩碎。治財利之臣又益急。公獨以謂。宜遵簡易。罷筦權。以與民休息。塞天下望。祥符初。四方争言。符應。天子因之。遂用事。泰山祠。汾陰。而道家之說亦滋甚。自京師至四方。皆大治宮觀。公益諍以謂。天命不可專任。宜黜姦臣。修人事。反覆至數百千言。嗚呼公之盡忠。天子之受盡言。何必古人。此非傳之所謂主聖臣直者乎。何其盛也。何其盛也。

公在兩浙。奏三十餘條。在京西。又與民租。通負之。在民者。蓋公之所試。如此。庶幾矣。公所嘗言甚衆。其在上前。及書

公兩浙に在るとき、奏して苛税二百三十餘條を罷め、京西に在るとき、又三司と爭論して、民租を免じ、通負の民に在る者を釋しき。蓋し公の試みる所此の如し。試みる所の者大ならば、其れ庶幾からんか。公の嘗て言ふ所甚だ衆し。其上の前に在ると、及び書じびし者とは、蓋し得て集めず。其或は從ひ或は否とせられしも、而も後常に思ふべき者と、歴官行事とは、廬陵歐陽修公、已に公の碑に銘して特に詳にす。此の故に論せずして、其盡く載せざる者を論す。公卒に齟齬を以て終り、其功行或は史氏の記に在るを得ず、藉令之を記するも、當時公を

亡者蓋不_レ得而集。其或從或否。而後常可_レ思者。與_レ歷官行事。廬陵歐陽修公。已銘_レ公之碑。特詳焉。此故不_レ論。論_レ其不_レ盡載_レ者。公卒以_レ二。輿_レ歸_レ終。其功行推_レ而考_レ之。讀_レ公之碑。與_レ書。及_レ予小子之序。其意_レ者。具_レ見_レ其表裏。其於_レ虛實之論。可_レ覆矣。公卒。乃_レ贈_レ諡。議大夫。姓曾氏。諱某。南豐人。序_レ其書者。公之孫鞏也。

好_レみし者少_レし、史其れ果して信_レずべけんや。後に君子有り、推して之を考_レへんと欲せば、公の碑と書と、及び予小子の其意を序せし者とを讀み、具に其表裏を見ば、其虛實の論に於て覆すべきなり。公卒するや、乃ち諫議大夫を贈る。姓は曾氏、諱は某、南豐の人なり。其書を序する者は、公の孫鞏なり。

● 紅段の未詳 ● 上の前に編纂せしものと書類の亡佚せし者と ● 従はれざりしもの ● 功績行狀 ● 明かに考へ知るべし

尙書戸部郎中直龍圖閣范公貫之

尙書戸部郎中直龍圖閣范公貫之の奏議、凡そ若干篇。其子世京、集めて十卷と爲し、予に屬して之に序せしむ。蓋し至和より已後、十餘年間、公常に事を

范貫之奏議集序

奏議。凡若干篇。其子世京。集爲_レ十卷。而屬_レ予序之。蓋自_レ至和已後。十餘年間。公常以_レ言事任_レ職。自_レ天子大臣。至於_レ羣下。自_レ掖庭。至於_レ四方。幽隱。一有_レ得失善惡。關_レ於_レ政理。公無_レ不_レ極_レ意。反復。爲_レ上力言。或_レ矯_レ拂情欲。或_レ切_レ副計慮。或_レ辨_レ別忠佞。而處_レ其進退。章有_レ一_レ再。或

言ふを以て職に任じ、天子大臣より、羣下に至り、掖庭より四方幽隱に至るまで、一に得失善惡の政理に關する有れば、公意を極めて反復し、上の爲に力言せざる無し。或は情欲を矯拂し、或は計慮を切削し、或は忠佞を辨別して、其進退を處し、章一再より、或は十餘たび上るに至る有り。事に陰爭獨陳有り。或は悉く諫官御史を引いて、合議肆言するに、仁宗常に心を慮しうして采納し、之が爲に命令を變へ、廢舉を更め、近きは或は立どころに従ひ、遠きは或は月を越え時を踰え、或は其後卒に聽用に從ふに至る。蓋し是の時に當つて、仁宗位に在ること歳久しく、人事の情偽と、羣臣の能否とに熟し、方に仁厚清靜を以て、元元を休養す。是非與奪に至つては、則ち一に之を公議に歸して、自ら用ひず。其引拔する所、言を以て職と爲せる者、公の如きは皆一時の選なり。而して公と同時の士と、亦皆其言を得るを樂しみて、曲從苟止せず。故に天下の情、因つて畢く上に聞するを得て、事の理を害する者、常に行ふを果さず。

至二十餘上。事有陰爭。獨陳。或悉引諫。官御史。合議。肆言。仁宗常慮心采納。爲之變命令。更廢學。近或立從。遠或越月。踰時。或至於三。其後卒從。聽用。蓋當是時。仁宗在位歲久。熱於人事之情。僞與羣臣之能否。方以仁厚清靜。休養元元。至於是。非與。則一歸之公議。而不自用也。其所引拔。以言爲職者。如公皆一時之選。而公與同時之士。亦皆樂得其言。不曲從。苟止。故天下之情。因得畢聞於上。而事之害理者。常不果行。至於奇。志唯有爲之者。亦輒敗悔。故當此之時。常委事七八大臣。而朝政無大闕失。羣臣奉法。遵職。海內又安。

奇衰恣睢、之爲有者有之。亦輒敗悔。故以此時當りて、常に事を七八の大臣に委ねて、朝政に大闕失無く、羣臣法を奉じ職に遵ひ、海内又安なりき。

- 范師道なり
- 仁宗の年號
- 女官の居る後宮
- 政治
- 天子の感情欲望を正し逆ふ
- 計略を切實研究す
- 陰に争ひ獨り諫し他人をして知らしめず
- 議を一にして是擇する所なし
- 一旦廢止せしを更め興す
- 人情の誠と僞と
- 人民
- 意を屈げて等閑にし、迎合を圖りて中止す
- 道理
- 奇衰にして意を誇にし怒り起る
- 治安に同じ

夫因人而不仁。自用者天也。仁宗之所下以

夫れ人に因つて自ら用ひざる者は天なり。仁宗の其仁天の如く、國を享くる四十餘年に至つて、能く太平の業を承けし所以の者は、是に由るのみ。後世公の遺文

其仁如天。至於享國四十餘年。能承太平之業。上者由是而已。後世得公之遺文。而論其世。見其上下之際。相成如此。必將回感慕。有不不可及之歎。然後知其時之難得。則公言之不沒。豈獨見其志。所以明先帝之盛德於無窮也。公爲人。溫良慈恕。其從政寬易。愛人。及在朝廷。危言正色。人有所不能及也。凡同時與公有言責者。後多至大官。而公獨早卒。公諱師道。其世次州里。歷官行事。有今資政殿學士趙公抃。爲公之墓誌銘云。

を得て、而して其世を論じ、其上下の際、相成すこと此の如きを見れば、必ず將に低回感慕、及ぶべからざるの歎有らんとす。然して後に其時の得難きを知らば、則ち公の言の没せざる、豈獨り其志を見るのみならんや、先帝の盛徳を無窮に明にする所以ならん。公人と爲り温良慈恕、其政に従ふや寬易にして人を愛す。朝廷に在るに及べば、言を危うし色を正しうす、人及ぶ能はざる所有り。凡そ同時公と言責有りし者、後多く大官に至りしが、公は獨り早く卒しき。公諱は師道、其世次州里歴官行事は、今資政殿學士趙公抃が、公の墓誌銘を爲りしもの有りしと云ふ。

- 首を回らして當時を感し慕ふ
- 時世再び得べからず
- 言語動作の嚴格なるを言ふ
- 家系住所官途經歷及び行狀

首を回らして當時を感し慕ふ ● 時世再び得べからず ● 言語動作の嚴格なるを言ふ ● 家系住所官途經歷及び行狀

卷之二十八

江任を送る序

均之爲吏。或中州之人。用於荒邊側境。山區海聚之間。蠻夷異域之處。或燕荆越蜀。海外萬里之人。川於中州。以至四遐之鄉。相易而往。其山行水涉。沙莽之馳。往往則風霜冰雪。瘴霧之毒。之所侵

均しく之れ吏爲り、或は中州の人、荒邊側境、山區海聚の間、蠻夷異域の處に用ひられ、或は燕荆越蜀、海外萬里の人、中州に用ひられて、以て四遐の郷に至るまで、相易へて往く。其山行水涉、沙莽之れ馳せ、往往にして則ち風霜冰雪、瘴霧の毒の侵加する所となり、蛟龍虺蜴、虎豹の羣の抵觸す所となり、衝波急湫、隕崖落石の覆壓する所となる。其進むや、糧を贏し藥を擧げ、舟を選び馬を易へ、刀兵曹伍にして後に動き、朝を戒め夜に奔り、寒暑を變史して、而る後に至らざるは莫し。至れば則ち宮廬器械、衣服飲食の具、土風氣候の宜と、人の人民謠俗、語言習尚の務と、其變違ひ難くして、其情得難ければ、則ち愁居惕處、歎息して歸を思ふこと多し。其久しきに及んでや、習ふ所已に安く、

加。蛟龍虺蜴。虎豹之羣。之所抵觸。衝波急湫。隕崖落石。之所覆壓。其進也。莫不贏糧擧藥。選舟易馬。刀兵曹伍。而後動。戒朝奔夜。變更寒暑。而後至。則宮廬器械。衣服飲食之具。土風氣候之宜。與夫人民謠俗。語言習尚之務。其變難違。而其情難得也。則多愁居惕處。歎息而思歸。及其久也。所習已安。所蔽已解。則歲月有期。可引而去矣。故不得專一精思。修治具。以宣布天子及下之仁。而爲後世可守之法也。

ふ所已に解れば、則ち歲月期有り、引いて去るべし。故に專一精思治具を修めて、以て天子に及ぼすの仁を宣布して、後世守るべきの法と爲すを得ざるなり。

- 四境邊隅の地
- 山間高邊
- 四方僻陋の地
- 沙場草原
- 瘴霧毒霧
- 羣や斬蝎
- 觸れさ
- はる
- 激波急湫の流
- 崖崩れ
- 糧食と藥石との準備
- 武器及び供從の人衆
- 風に起き夜
- を激して行く
- 夏冬通しの長旅行
- 土地氣候の工合
- 言語習慣
- 愁へ恐れつ、住居す
- 不明の部分に通曉す
- 任期満つるなり
- 政治の方策を立つ

或九州之人。各用於其土。不在西封。在東境。士不必動。舟車輿馬

或は九州の人、各々其土に用ひられ、西封に在らざれば、東境に在り、士必ずしも勤めず、舟車輿馬必ずしも力めずして、已に其郡邑に傳し、其堂奥に坐し、道途の次する所、升降の倦、衝冒の虞、其形に接し、其慮に動く有ること無く、

不必力而已。傳其郡邑。坐其堂。與道途所次。升降之倦。衝冒之虞。無有接於其形。動於其慮。至於耳目口鼻百體之所。養如不出乎其家。父兄六親故舊之人。朝夕相見。如不出乎其里。山川之形。土田市井。風謠習俗。辭說之變。利害得失。善惡之條。貫非其童子之

耳目口鼻百體の養ふ所に至りても、其家を出でざるが如くし、父兄六親故舊の人、朝夕相見ること、其里を出でざるが如く、山川の形、土田市井、風謠習俗辭説の變、利害得失、善惡の條貫、其童子の聞く所に非ずんば、則ち其少長の遊覽する所たり、其自得に非ずんば、則ち其郷の先生老者の告ぐる所たらば、居る所に安く、有る所の事の宜しき、皆已に習熟せん。此の如くば能く感を専にし職を致し、以て上恩を宣べて百姓の急を修むるに、其施爲先後、旁諮久察を待たずして、與奪損益の機、已に胸中に斷せられん。豈夫の孤客遠寓を之れ憂へて、苟且を以て事を決するに類せんや。臨川の江君任、洪の豐城と爲る。此兩縣は、牛羊の牧相交り、樹木果蔬五穀の壘相入る。所謂九州の人にして、各其土に用ひらるゝ者、孰か此より近からん。既に已に其處る所の樂を得て、其人の事を厭聞厭聽す。而して江君又聰明敏給の材、廉潔の行有り。以て其政を行はば、吾其圖書講論の適、賓客の好を去らずして、爲す所餘有らんことを知

所聞。則其少長之所遊覽。非其自得。則其郷之先生老者之所告也。所居已安。所有事之宜。皆已習熟。如此。能專慮致職。以宣上恩。而修百姓之急。其施爲先後。不待旁諮久察。而與奪損益之機。已斷於胸中一矣。豈類夫孤客遠寓之憂。而以苟且一決事哉。臨川江君任。爲洪之豐城。此兩縣者。牛羊之牧相交。樹木果蔬五穀之。相入也。所謂九州之人。各用於其土者。孰近於此。既已得其所處之樂。而厭聞厭聽。其人民之事。而江君又有聰明敏給之材。廉潔之行。以行其政。吾知其不去圖書講論之適。賓客之好。而所爲有餘矣。蓋縣之治。則民自得於大山深谷之中。而州以無爲於上。吾將見西江之幕府。無南轡而慮者矣。於其行。遂書以送之。

る。蓋し縣之れ治まらば、則ち民大山深谷の中に自得して、州以て上に爲す無けん。吾將に西江の幕府、南轡して、慮る者無きを見んとす。其行に於て、遂に書して以て之を送る。

- 一州一地方中の東西境なり
- 到着す
- 山路昇降
- 邪氣毒瘴の衝冒
- 父母、妻子、兄弟
- 後理すぢみち
- 少年の時自ら遊覽せしを指す
- 有らざる事の便
- 民に施し行ふ政務の順序など
- 偏く問ひ十分に察す
- 前に出でたる選任の官吏等を指す
- 臨川と豐城と
- 田賦のうね
- 十分に飽くまで見聞す
- 賢明敏給
- 書物講論の樂と賓客を好む樂と
- 州廳常に無事閑散なるべし

李材叔が柳州に知たるを送る序

而修百姓之急。其施爲先後。不待旁諮久察。而與奪損益之機。已斷於胸中一矣。豈類夫孤客遠寓之憂。而以苟且一決事哉。臨川江君任。爲洪之豐城。此兩縣者。牛羊之牧相交。樹木果蔬五穀之。相入也。所謂九州之人。各用於其土者。孰近於此。既已得其所處之樂。而厭聞厭聽。其人民之事。而江君又有聰明敏給之材。廉潔之行。以行其政。吾知其不去圖書講論之適。賓客之好。而所爲有餘矣。蓋縣之治。則民自得於大山深谷之中。而州以無爲於上。吾將見西江之幕府。無南轡而慮者矣。於其行。遂書以送之。

談者謂南越偏且遠。其風氣與中州異。故官者皆不欲久居。往往車船未行。輒以屣指計歸日。又咸小其官。以爲不足事。其逆自爲。慮如此。故其至。皆傾搖懈弛。其憂且勤之心。其習俗從古而爾。不然而何自越與。中國通已千餘年。而越獨尙陋。豈其俗不可更與。蓋吏者莫不致其治教之意也。意亦其民之不幸也已。

談者謂ふ、南越は偏にして且つ遠し、其風氣中州と異なり。故に官する者皆久しく居るを欲せず。往往車船未だ往かざるに、輒ち以て指を屈して歸日を計ふと。又咸其官を小とし、以爲らく事とするに足らずと。其逆め自ら感を爲すや此の如し。故に其至るや、皆其憂且つ勤するの心を傾搖懈弛す。其習俗古よりして爾り。然らずば何ぞ越と中國と通じてより、已に千餘年、而も能く其民を撫順するに名ありし者、數人に過ぎざらんや。故に越と閩蜀と、始めて俱に夷爲りしに、閩蜀は皆已に變じて、而して越獨り尙ほ陋し。豈其俗更むべからざるか。蓋し吏者其治教を致すの意莫ければなり。意ふに亦其民の不幸のみ。

● 風土氣候 ● 到者せざる以前 ● 政を爲す價値なし ● 民を憂へ政を務むる心 ● 動搖して落付かず

彼不知下縣京彼不知下縣京

師而之越。水陸之道皆安行。非若閩溪峽江蜀棧之不測。則均之。獨優與。其風氣吾所諳之。與中州亦不甚異。起居不違其節。未嘗有疾。苟違其節。雖中州寧能不生疾耶。其物產之美。果有荔子龍眼。蕉柑橄欖。花有素馨。山丹含笑之屬。食有海之百物。累藏之酒醋。皆絕於天下。人少訟。喜嬉樂。吏者惟其無久居

若きに非ざるを知らず。則ち均しく之れ遠に吏たるに、此れ獨り優るに非ずや。其風氣は吾の之を諳んずる所にして、中州と亦甚だ異らず。起居其節に違はずんば、未だ嘗て疾有らず。苟も節に違はば、中州と雖も寧ぞ能く疾を生ぜざらんや。其物産の美なる、果に荔子・龍眼・蕉柑・橄欖有り、花に素馨・山丹・含笑の屬有り、食に海の百物、累藏の酒醋有り、皆天下に絶す。人は鬮訟少く、嬉樂を好む。吏たる者惟其れ久居の心無し、故に之を不可と謂ふのみ。如し其れ久居の心有らば、奚ぞ不可ならんや。古の人の一郷一縣を爲むるや、其德義惠愛、尙ほ以て蒸漸澤するに足る。今大なること專州なり、豈當に其官を小として事とせざるべけんや。

● 由に同じ ● 蜀の棧道 ● 節度節制 ● 皆熱帶地方の果名 ● 佳花香草なり、素馨は茉莉、山丹は山百合 ● 歳を重ねて貯蔵す ● 絶品 ● 火に燻し水に浸すが如く漸次に教化するを謂ふ ● 一州を專らす

之心。故謂之不可。如其有久居之心。奚不可耶。古之人。爲一鄉一縣。其德義惠愛。尙足以薰蒸漸澤。今大者專州。豈當小其官而不事耶。

令其得吾說一而思之。人咸有久居之心。又不小其官。爲越人。濼其陋俗。而賦於治。居閩蜀上。無不幸之歎。其事出二千餘年之表。則其美之巨細可知也。然非其材之穎然。邁於衆人者。上不能也。官於南者多矣。予知

其をして吾説を得て之を思はしめば、人咸久居の心有りて、又其官を小とせず、越人の爲に其陋俗を濼いで、治に蔽らば、閩蜀の上に居りて、不幸の歎無く、其事千餘年の表に出では、則ち其美の巨細知るべからん。然れども其材の穎然として衆人に邁るゝ者に非ずんば能はざるなり。南に官せし者多し、予其材の穎然衆人に邁ぎて、能く吾説を行ふ者は、李材叔のみなるを知る。材叔久しく其兄公翊と、仕へて年を同じうし、同じく薦者を用ひて縣と爲り、祕書省に入りて著作佐郎と爲れり。今材叔は柳州と爲り、公翊は象州と爲る。皆時を同じうして、材又相若く。則ち二州交々其政を相致さば、其施の速なる、勢の便なる、道ふに勝ふべけんや。其れ越人の幸なるかな、其れ賀すべきかな。

● 越たるを譲うて、種々の言を爲す者 ● 治平の狀態に屬り入るゝなり ● 閩蜀地方よりもまさりて樂職なり ● 秀出の貌 ● 地方官 ● 材器亦相似たり

其材之穎然邁於衆人。能行吾說一者。李材叔而已。材叔久與其兄公翊仕同年。同用二薦者。爲縣。入祕書省。爲著作佐郎。今材叔爲柳州。公翊爲象州。皆同時。材又相若也。則二州交相致其政。其施之速。勢之便。可勝道也。夫。其越人之幸也。夫。其可賀也。夫。

宜黃縣學記

古之人。自家至。於天子之國。皆有學。自幼至於長。未嘗去於學之中。學有詩書六藝。弦歌洗爵。俯仰之容。升降之節。以習其心。體耳目手足之舉。祀鄉社。養老之

古の人、家より天子の國に至るまで、皆學有り。幼より長に至るまで、未だ嘗て學の中を去らず。學に詩書六藝、弦歌洗爵、俯仰の容、升降の節有りて、以て其心體耳目手足の舉措を習ふ。又祭祀郷社養老の禮有り、以て其恭讓を習ひ、材を進め徳を論じ、兵を出し捷を授くるの法、以て其從事を習ひ、師友以て其惑を解き、勸懲以て其進を勉め、其率はざるを戒む。其具を爲す所以のもの此の如し。而も其大要は、則ち務めて人人をして其性を學ばしめて、獨り其邪僻放肆を防がざるなり。剛柔緩急の異有りと雖も、皆以て之を中に進めて、過不及無く、其識は之れ明に、氣は之れ其心に充たしむべし。則ち之を進退語默

禮。以習其恭。讓。進材論。德。出。兵。授。捷。之。法。以。習。其。從。事。師。友。以。解。其。惑。勸。懲。以。勉。其。進。戒。其。不。率。其。所。以。爲。具。如。此。而。其。大。要。則。務。使。人。人。學。其。性。不。獨。防。其。邪。僻。放。肆。也。

急之異。皆可以進之於中。而無不及。使其識之明。氣之充於其心。則用之於進退語默之際。而無不得其宜。臨之以禍福。死生之故。而無足動其意者。爲天下之士。而所以養其身之備。如此。則又使知天地事物之變。古今治亂之理。至於損益廢置。先後終始之要。無所不知。其在堂戶之上。而四海九州之業。萬世之策。皆得。及下出而履天下之任。列百官之中。則隨所施爲。無不可者。何則。其素所學問。然也。

の際に用ひて、其宜を得ざる無く、之に臨むに禍福死生の故を以てして、而も其意を動かすに足る者無し。天下の士と爲つて、而して其身を養ふ所以の備此の如し。則ち又天地事物の變、古今治亂の理を知らしめ、損益廢置、先後終始の要に至りては、知らざる所無く、其堂戸の上に在つて、四海九州の業、萬世の策皆得。出でて天下の任を履み、百官の中に列するに及べば、則ち施爲する所に隨つて、不可なる者無し。何となれば、則ち其素學問する所然るのみ。

- 家居 ● 鼓は鼓也、鼓歌酒宴 ● 鄭社は鄭射に作るべし ● 禮を獻ずるの儀式 ● 事に従ふ準備 ● 善を勤め惡を懲らす ● 擯邪我意に碍ること ● 中道 ● 事に同じ ● 典禮制度に就いて言ふ ● 事務に就いて言ふ ● 堂室戸闥の上に安坐す

蓋凡人の起居飲食動作之小事。至於天下之大體。皆自學出。而無不須去。於於教也。其動於於視聽四支者。必使其治於於內。其謹於於初者。必使其要於於終。馴之以自然。而待之以積久。噫。何其至也。故其刑罰措。其材之成。則三公百官得。其士。其

蓋し凡そ人の起居飲食動作の小事より、身を修め國家天下を爲むるの大體に至るまで、皆學より出づ、斯須も教を去ること無し。其視聽四支に動く者は、必ず其をして内に治ねからしめ、其初に謹しむ者は、必ず其をして終を要せしめて、之を馴れしむるに自然を以てし、之を待つに積久を以てす。噫、何ぞ其至れるや。故に其俗の成るや、則ち刑罰措き、其材の成るや、則ち三公百官其士を得、其法を爲すの永きや、則ち中材以て守るべく、其人に入るの深きや、則ち衰世を更ふと雖も亂れず。教を爲すの極此に至れば、天下を鼓舞して、人其之に従ふを知らず。豈力を用ひんや。三代の衰ふるに及んで、聖人の制作盡く壞れ、千餘年の間、學の存する者有るも、亦古法に非ず。人の體、性の舉動、唯其自肆する所のまゝにして、政に臨み人を治むるの方、固より素講せず。士の聰明朴茂の質有るも、教養の漸無ければ、則ち其材之れ成らず。夫れ然り。蓋し學ばず未だ成らざるの材を以てして、天下の吏と爲り、又衰弊の後を承けて、教へざるの民を

爲法之永。則中材可以守。其入人之深。則雖更衰世。而不亂爲教之極。至此鼓舞天下。而人不知其從之。豈用力也哉。及三代衰。聖人之制作盡壞。千餘年之間。學有存者。亦非古法。人之體性。舉動。唯其所自肆。而臨政治人之方。固不素講。士有聰明朴茂之質。而無教養之漸。則其材之不成。夫然。蓋以不學未成之材。而爲天下之吏。又承衰弊之後。而治不教之民。嗚呼。仁政之所以不行。盜賊刑罰之所以積。其不以此也歟。

宋興幾百年。慶歷三年。天子當世之務。而以學爲先。於是天下之學乃得立。而方此之時。撫州之宜

治む。嗚呼仁政の行はれざる所以、盜賊刑罰の積む所以、其れ此を以てにあらすや。

● 須臾に同じ ● 支は散なり、手足 ● 究く始ある否は必ず究く終ありしむ ● 材力凡庸の者も亦之を守るを得 ● 衰亂の世を経過するも ● 自ら肆にす ● 元之を講究せず ● 教養に培まざるなり

宋興つて幾ど百年、慶歷三年、天子當世の務を圖りて、學を以て先と爲す。是に於て天下の學乃ち立つを得たり。此の時に方つて、撫州の宜黄は、猶ほ學有る能はず。士の學ぶ者、皆相率るて州に寓し、以て羣聚講習す。其明年、天下の學復廢し、士亦皆散去す。而して春秋釋奠の事は、以て令に著す。則ち常に廟を以て孔氏を祀るも、廟廢してより復理めず。皇祐元年、令李君詳の至るに會し、

黃。猶不能有。學之士之學者。皆相率而寓於州。以羣聚講習。其明年天下之學復廢。士亦皆散去。而春秋釋奠之事。以著於令。則常以廟祀孔氏。廟廢不復理。皇祐元年。會令李君詳至。始議立學。而縣之士某某。與其徒皆自以謂得發憤於此。莫不相勵而趨爲之。故

始めて學を立つるを議す。而して縣の士某某、其徒と、皆自ら以謂らく、憤を此に發するを得と。相勵んで趨き之を爲さざるは莫し。故に其材賦せずして羨り、匠發せずして多し。其成るや、屋の區を積むと若干にして、門序正位、藝を講ずるの堂、士を栖すの舍皆足り、器の數を積む若干にして、祀飲寢食の用皆具る。其像は、孔子より下、從祭の士皆備り、其書は經史百氏、翰林子墨の文章、外に求むる者無く、其相基會作の本末、總て日を爲すこと若干のみ。何ぞ其周く且つ速なるや。四方學廢するの初に當つて、有司の議、固より以謂らく學は人情の樂しまざる所と。此學の作ることを、其廢學數年の後に在り。唯其令の一唱して、而して四境の内響應して之を圖ること、及ばざるを恐るゝが如きを觀るに及んで、則ち夫の人の情、學に樂しまずと言へる者は、其れ果して然らんや。

● 仁宗の年號 ● 州の學校に寄寓す ● 孔子を祀る祭 ● 日に布令に之を明示す ● 仁宗の年號 ● 實發なり、朱子曰く心通ぜんことを求めて未だ得ざるを憤となすと ● 賦詠 ● 區劃 ● 廟殿(ホソドノ)と

其材不賦而羨。匠不發而多。其成也。積屋之區。若干。而門序正位。講藝之堂。櫛士之舍。皆足。積器之數。若干。而祀飲饗食之用。皆具。其像。孔子而下。從祭之士。皆備。其書經史百氏。翰林子墨之文章。無外求者。其相基會作之本末。總爲日若干而已。何其周且速也。當四方學廢之初。有司之議。固以謂學者人情之所不樂。及觀此學之作。在其廢學數年之後。唯其令之一唱。而四境之內響應而圖之。如恐不及。則夫言二人之情不樂於學者。其果然也歟。

宜黃之學者。固多良士。而李君之爲令。威行愛立。訟清事舉。其政又良也。夫及良令之時。而順其慕學發憤之俗。作爲宮室教肆之

宜黃の學者、固より良士多し。而して李君の令爲る、威行はれ愛立ち、訟清く事舉り、其政又良し。夫れ良令の時に及んで、其學を慕ひ憤を發するの俗に順ひ、宮室教肆の所を作爲し、以て圖書器用の須に至るまで、皆有らざるは莫く、以て其良材の士を養ふ。古の今を去ること遠しと雖も、然れども聖人の典籍皆在り、其言考ふべく、其法求むべく、其をして相與に學んで之を明さしめば、樂節文の詳は、固より爲すを得ざる所の者有らんも、夫の心を正しう

表生數と ① 顏淵・子思・孟軻等皆孔子と共に祭らる ② 翰林は筆、子墨は墨なり。揚雄長楊賦序に見え、文藝者之言ふ ③ 基礎を見定めしより工事精成きて

所。以至圖書器用之須。莫不皆有。以養其良材之士。雖古之去。今遠矣。然聖人之典籍皆在。其言可考。其法可求。使其相與學而明之。禮樂節文之詳。固有所不得爲者。若夫正心脩身。爲國家天下之大務。則在其進之而已。使一人之行修。移之於一家。一家之行修。移之於一鄉。一鄉之風俗成。人材出矣。教化之行。道德之歸。非違人也。可不勉歟。縣之士來請曰。願有記。故記之。十二月某日也。

し身を脩め、國家天下を爲むるの大務の若きは、則ち其之を進むるに在らんのみ。一人の行修りて、之を一家に移し、一家の行修りて、之を郷鄰族黨に移さしめば、則ち一縣の風俗成り、人材出でん。教化の行はれ、道德の歸せんこと、人に遠きに非ざるなり、勉めざるべけんや。縣の士來り請うて曰く、願はくは記するところ有れと。故に之を記す。十二月某日なり。

● 教へ習ふ所、教場 ● 必須の需用品 ● 禮樂の節目瑣節 ● 其教養指導の如何に依るべきのみ ● 吾人

撫州顏魯公祠堂記

贈司徒魯郡

贈司徒魯郡の顏公、諱は眞卿、唐に事へて太子の太師爲り。其從父兄杲卿と、

顔公諱真卿。事唐爲太子太師。與其從父兄杲卿皆有大節。以死。至今雖小夫婦人皆知公之爲烈也。初公以忤楊國忠斥爲平原太守。策安祿山必反。爲之備。祿山既舉兵。與常山太守杲卿伐其後。賊之不能直闕潼關。以下公與杲卿挽其勢也。在肅宗時。數正言。

皆大節有りて以て死せり。今に至るまで小夫婦人と雖も、皆公の烈爲るを知れり。初め公楊國忠に忤ふを以て、斥けられて平原の太守と爲り、安祿山の必ず反せんことを策して、之が備を爲す。祿山既に兵を擧ぐるや、常山の太守杲卿と其後を伐つ。賊の直に潼關を闕ふ能はざりしは、公と杲卿と其勢を撓めしを以てなり。肅宗の時に在りて、數々正言す。宰相悦びずして之を斥去す。又御史唐旻の構ふる所と爲り、連りに輒ち斥けらる。李輔國太上皇を遷して西宮に居らしむ。公首として百官を率ゐて、起居を請問す。又輒ち斥けらる。代宗の時、元載と是非を爭論す、載蔽蔽する所有らんと欲す。公極めて之を論ず。又輒ち斥けらる。楊炎・盧杞既に德宗に相たり、益々公の爲す所を惡み、連りに之を斥く。猶ほ意に滿たず。李希烈汝州を陥るゝや、杞即ち公を以て希烈に使せしむ。希烈初其言に慙ちて、後卒に公を縊りて以て死せしむ。是の時公年七十有七なりき。

宰相不悦斥去之。又爲御史唐旻所構。連輒斥。李輔國遷太上皇居西宮。公首率百官請問起居。又輒斥。代宗時。與元載爭論是非。載欲有所蔽。蔽公。論之。又輒斥。楊炎盧杞既相。德宗益惡公所爲。連斥之。猶不滿意。李希烈陷汝州。杞即以公使希烈。希烈初慙其言。後卒縊公以死。是時公年七十有七矣。

- いとこ 貴妃の從祖兄
- 料る 霖雨によりて城を完うし濶を深うし壯丁をはかり倉庫を實にす
- 安西華陰縣 露橋
- 玄宗 西内とも謂ふ
- 顔公天子の弟を蔽ひ防ぐ
- 德宗の建中三年希烈自ら天下都元帥と稱し汝州を陥る
- 希烈甘言もて顔公を縊つて口を絶たす

天寶之際。久不見兵。祿山既反。天下莫不震動。公獨以區區平原。遂折其鋒。四方聞之。爭奮而起。唐卒以振者。公爲之倡也。當三公之開土門。同日

天寶の際、久しく兵を見ず。祿山既に反し、天下震動せざるは莫し。公獨り區區の平原を以て、遂に其鋒を折く。四方之を聞き、争ひ奮つて起り、唐卒に以て振ふ者は、公之が倡を爲せばなり。公の土門を開くに當つて、同日公に歸せし者十七郡、兵を得ること二十餘萬なりき。此に由つて之を觀れば、苟も順且つ誠ならば、天下も之に従はんとす。此より公の歿するに至るまで、三十年に垂んとするに、小人繼續政に任じ、天下日に弊に入り、大盜繼ぎ起り、天子輒ち出でて之を避く。唐の朝に在りし臣、多く畏怯觀望、能く其間に居り、一たび世に忤

歸公者十七
 郡得兵二十
 餘萬。由此觀
 之。荷順且誠。
 天下從之矣。
 自此至公歿。
 垂三十年。小
 人繼續任政。
 天下日入於
 弊。大盜繼起。
 天子輒出避
 之。唐之在朝
 臣。多長法觀
 望。能居其間。
 一忤於世。失
 所。而不自悔
 者寡矣。於下
 再三忤於世。
 失所。而不自
 悔者。蓋未有

ひ所を失へば、自ら悔いざる者寡し。再三世に忤ひ、所を失うて而して自
 ら悔いざる者に至つては、蓋し未だ有らざるなり。起つて且つ仆れ、以て七八に至
 り、遂に死して自ら悔いざるに至る者の若きは、則ち天下一人のみ。公の若きは是
 なり。公の學問文章、往往神仙浮屠の説を雜へて、皆は理に合はず。其奮然自立する
 に及んで、能く此に至りし者は、蓋し天性然るなり。故に公の能く其死に處せしは、
 以て公の大を観るに足らず。何となれば、則ち勢窮るに至るに及んで、義、死せざ
 るを得ざる有れば、中人と雖も勉むべし、況んや公の自ら信するをや。維大奸
 に歷忤し、顛跌撼頓、七八に至るも、而も終始死生禍福を以て、秋毫の顧慮を爲
 さざるは、道に篤き者に非ずんば、此の如くなる能はず、此れ以て公の大を観る
 に足る。

● 玄宗の年號 ● 瑣小 ● 首倡者 ● 史には果卿の事とせり ● 李輔國・程元振・元載・盧杞の徒 ●
 史思明・史朝義・田承嗣・朱滔・朱泚・李希烈等を指す ● 德宗獨に幸せしを謂ふ ● 巧に世に處す ● 黃老神
 仙の説と佛氏の説 ● 引續き忤ひ犯す ● 踴躍顛倒逆境に落つ ● 極少

也。若に至る於下也。且仆。以至於七八。遂死而不自悔者。則天下一人而已。若公是也。公之學問
 文章。往往雜於神仙浮屠之説。不皆合於理。及其奮然自立。能至於此者。蓋天性然也。故
 公之能處其死。不足以觀公之大。何則。及至於勢窮。義有不得。不死。雖中人。不可勉焉。況公
 之自信也歟。維歷忤大奸。顛跌撼頓。至於七八。而終始不以死生禍福。爲中秋毫顧慮。非篤
 於道者。不能如此。此足以觀公之大也。

夫世之治亂
 不同。而士之
 去就亦異。若
 伯夷之清。伊
 尹之任。孔子
 之時。彼各有
 義。夫既自比
 於古之任者。
 矣。乃欲瞻顧
 回隱。以市於
 世。其可乎。故
 孔子惡鄙夫
 不可事君。

夫れ世の治亂は同じからず、而して土の去就亦異なり。伯夷の清、伊尹の任、孔子の
 時の若きは、彼れ各々義有り。夫れ既に自ら古の任者に比す、乃ち瞻顧回隱し
 て、以て世に市らんと欲すとも、其れ可ならんや。故に孔子、鄙夫の以て君に事ふべ
 からざるを惡んで、身を殺して以て仁を成す者を多とせり。公の若きは孔子の所
 謂仁者に非ずや。今天子至和三年、尙書都官郎中知撫州聶君厚載、尙書屯田員
 外郎通判撫州林君慥、相與に公の烈を慕ひ、公の嘗て此邦を爲めしを以て、遂に
 堂を爲りて之を祠る。既に成るや、二君子の家に過りて、之に告げて曰く、願はく
 は述ぶる有れと。夫れ公の赫赫蓋ふべからざる者は、固より祠の有無に繫らず。

面多殺身以成仁者。若公非孔子所謂仁者歟。今天子至和三年。尙書都官郎中知撫州君厚載尙書屯田員外郎通判撫州林君誥相與慕公之烈。以三公之符爲此邦也。遂爲堂而祠之。既成。二君過予之家。而告之曰。願有述。夫公之赫赫不可蓋者。固不繫於祠之有無。蓋人之嚮往之不足者。非祠則無以致其志也。聞其烈。足以成人。況拜其祠而親炙之者歟。今州縣之政。非法令所及者。世不復議。二君獨能追公之節。尊而事之。以風示當世。爲法令之所不及。是可謂有志者一也。

蓋し人の嚮往の足らざる者は、祠に非ざれば則ち以て其志を致す無し。其烈を聞くすら、以て人を感じしむるに足る、況んや其祠を拜して之に親炙する者をや。今州縣の政、法令の及ぶ所に非ざる者は、世復議せず。二君獨り能く公の節を追ひ、尊んで之に事へ、以て當世に風示し、法令の及ばざる所を爲すは、是れ志有る者と謂ふべきなり。

以下三句孟子萬章下篇の語、清は潔白なり、任は天下を預ふなり、時は過退出處其道を得るなり、前後を顧望して迷れ隔れんとす、論語陽貨篇の語、論語衛靈公篇に出づ、爾美す、仁宗の年號、光り輝きて世に耀れ無き行迹、信仰の義、親近重愛の義、風は訓也、それとなく世間に諭示す

越州の趙公苗を救ふ記

熙寧八年夏、吳越大いに旱す。九月、資政殿大學士右諫議大夫知越州趙公、民の未だ饑るざるに前だち、書を爲りて屬縣の、苗被る所の者幾ぞ、鄉民の能く自食する者幾有り、當に官に廩すべき者幾人、溝防構築、民を餽うて之を治めしむべき者幾所、庫錢倉粟、發すべき者幾何、富人の募つて粟を出すべき者幾家、僧道士食の羨粟、籍に書する者、其れ幾か具存せるを問ひ、各々書して以て對へしめて、其備を謹む。州縣の吏、民の孤老疾弱、自食する能はざる者、二萬一千九百餘人を録して以て告ぐ。

● 參政趙抃當時越州の知事たり ● 災に同じ ● 溝渠堤防の構築 ● 僧侶道士及び士の受くる扶持米の餘れるもの ● 糧干を豫存せるか ● 手當準備

熙寧八年夏。吳越大旱。九月。資政殿大學士右諫議大夫知越州趙公。前民之未饑。爲書問屬縣。苗所被者幾。鄉民能自食者有幾。當廩於官者幾人。溝防構築。可饒民使治之者幾所。庫錢倉粟。可發者幾何。富人可募出粟者幾家。僧道士食之羨粟。書於籍者。其幾具存。使各書以對。而謹其備。州縣吏。錄民之孤老疾弱。不能自食者。二萬一千九百餘人。上以告。

故事歲廩窮

故事に、歲ごとに窮人を廩する、當に粟三千石を給して止むべし。公富人の輸す

人。常_レ給_二粟_一三
 千石_一而止_レ。公
 斂_二富人_一所_レ輸。
 及僧道士食
 之羨者_一。得_二粟
 四萬八千餘
 石_一。佐_二其費_一。使_レ
 自_二十月朔_一。人
 受_レ粟日一升_一。
 幼小半_レ之。憂_二
 其衆相噪_一也。
 使_レ受_レ粟者男
 女異_レ日。而人
 受_二二日之食_一。
 憂_二其且_一流亡_一
 也。於_二城市郊
 野_一。爲_二給_レ粟之
 所_一。凡五十有
 七。使_レ各_レ以_レ便
 受_レ之。而以下告

る所、及び僧道士食の羨れる者を斂めて、粟四萬八千餘石を得、其費を佐け、
 十月朔より、人々に粟を受くること日に一升ならしめ、幼小は之に半す。其衆の
 相噪くを憂ふるや、粟を受くる者をして男女日を異にせしめて、人々二日の食を
 受く。其且に流亡せんとするを憂ふるや、城市郊野に於て、粟を給する所を爲
 ること、凡そ五十有七。各々便を以て之を受けしめて、告ぐるに其家を去る者は、
 給すること勿きを以てす。官爲の用に足らざるを計るや、吏の職に在らずし
 て境に寓する者を取り、其食を給して任ずるに事を以てす。自食する能はざ
 る者には、是の具有り。能く自食する者は、之が爲に富人に告げて、糶を閉づ
 るを得ること無からしめ、又之が爲に官粟を出して、五萬二千餘石を得、其價を
 平にして民に予へ、粟を糶するの所を爲ること、凡そ十有八。糶する者をして自
 便せしむること、粟を受くるが如くす。又民を餼うて城を完うすること四千一
 百文、工を爲すこと三萬八千。其備を計へて錢を與へ、又粟を與ふるは之を再倍

去_二其家_一者勿_レ
 給_二計_一官爲不_レ
 足_レ用也。取_レ吏
 之不在_レ職而
 寓_レ於_レ境者_一給_二
 其食_一而任_レ以_レ
 事。不能_レ自食_一
 者。有_二是具_一也。能
 予_レ民。爲_二糶_一粟之
 所。凡十有八。使_レ
 予_レ計_二其備_一與_レ錢。
 又與_レ粟再_レ倍之。民
 取_レ息錢_一者。告_二富
 人_一。縱_レ予_レ之而待_レ
 熟。官爲_レ責_二其價_一。
 粟_一男女

にす。民の息錢を取れる者は、富人に告げ、之に縱予して熟を待たしめ、官爲
 に其價を責め、男女を糶する者は、人をして之を收養するを得しむ。

- 貧窮者以下扶持米
- 送致奉獻せし物
- 預備出亡
- 便宜に従はしむ
- 現官だけにては人数不足せんことを計りてと也、「爲」の字は「屬」の説かといふ説あり
- 糶出し
- 便宜に就かしむる事
- 備置なり
- 利息のつく金を借りし人
- 糶貸貸假
- 期限には債主に代つて官之を償還す

明年春。大疫。
 爲_二病坊_一。處_二疾
 病_一之無_レ歸者_一。
 募_レ僧_二二人_一。屬
 以_レ視_二醫藥_一飲
 食_一。令_レ無_レ失_レ所_一。
 時凡死者_一。使_レ

明年春、大いに疫するや、病坊を爲り、疾病の歸する無き者を處き、僧二人を募
 り、屬するに醫藥飲食を視るを以てし、所を失ふ無からしむ。時に凡そ死する
 者は、在處に隨つて之を收瘞せしむ。法に窮人を瘞するは、三月を盡して當に止
 むべし。是の歳五月を盡して止む。而も事の便文に非ざる者有れば、公一に以て

在處隨收二瘧、
之。以。虞。窮。人。
盡。三。月。當。止。
是。歲。盡。五。月。
止。而。事。有。非。
便。文。者。公。一。
以。自。任。不。以。
煩。其。屬。有。上。
請。者。或。便。宜。
多。轉。行。公。於。
此。時。早。夜。無。心。力。不。少。懈。事。鉅。細。必。躬。親。給。病。者。藥。食。多。出。私。錢。民。不。幸。罹。早。疫。得。免。於。二。
轉。死。雖。死。得。無。失。斂。埋。皆。公。力。也。

自ら任じ、以て其屬を煩はさず。上請する者有るに、或は便宜多ければ轉ち
行ふ。公此時に於て、早夜心力を怠らして、少くも懈らず。事鉅細必ず躬親
らし、病者に藥食を給する、多く私錢を出せり。民不幸にして早疫に罹るも、轉
死を免るゝを得、死すと雖も斂埋を失ふこと無きを得しは、皆公の力なり。

- 病院 ● 病に應ずる適當の處置 ● 収め埋む ● 便法ならざるもの ● 上官請求 ● 夙夜に同じ
- 自家の財を投ず ● 路傍に傾倒して死す ● 埋葬

是時早疫被
於。吳。越。民。饑。
饑。疾。癘。死。者。
殆。半。苗。未。有。
鉅。於。此。也。天。
子。東。向。憂。勞。

是の時早疫吳越に被り、民饑饑疾癘し、死する者殆ど半。苗未だ此より鉅いな
るは有らず。天子東向憂勞し、州縣上恩を推布し、人人其力を盡す。公の拊循
する所、民尤も以爲らく其依歸を得と。先後始終の際に經營綏輯する所以、委
曲纖悉、備はらざる者無し。其施は越に在りと雖も、其仁は以て天下に示すに足

州縣推布上
恩。人。人。盡。其。
力。公。所。拊。循。
民。尤。以。爲。得。
其。依。歸。所。以。
經。營。綏。輯。先。
後。始。終。之。際。
委。曲。纖。悉。無。
不。備。者。其。施。
雖。在。越。其。仁。
足。以。示。天。下。
其。事。雖。行。於。
一。時。其。法。足。
以。傳。後。蓋。苗。
疹。之。行。治。世。
不。能。使。之。無。
而。能。爲。之。備。
民。病。而。後。圖。
之。與。大。先。事。
而。爲。計。者。則。

り、其事は一時に行はると雖も、其法は以て後に傳ふるに足れり。蓋し苗疹の行
はるゝ、治世も之をして無からしむる能はず。而して能く之が備を爲し、民病ん
で後に之を圖ると、夫の事に先つて計を爲す者とは、則ち間有り。習はずして爲
す有ると、夫の素之を得る者とは、則ち間有り。予故に越に采り、公の推行せし
所を得、之が爲に其詳を識すを樂しむ。豈獨り以て越人の思を慰めんや、將
に吏の民に志有る者をして、不幸にして歳の苗に遇はば、公の已に試みし所を推
さしめんとす。其科條は頃を待たずして具ふべし。則ち公の澤、豈小且つ近なら
んや。公元豐二年、大學士を以て太子少保を加へられ、致仕して衛に家す。其直
道正行の朝廷に在ると、豈弟の實の身に在る者とは、此に著さず。其荒政師と
すべき者を著して、以て越州趙公苗を救ふの記と爲すと云ふ。

- 吳越に向ふ ● 帝の恩澤を推廣む ● 撫衛に同じ ● 安んじ和らぐ ● 細密の詰まても行届く ●
- 驅疫災害なり、疹は瘧氣 ● 大患有るを圖ふ ● 捜し求め采る ● 頃刻なり、少時 ● 州石 ● 語々和

有間矣。不習而有爲。與夫素得之者。則有間矣。予故采於越。得三公所推行。樂爲之識。其詳豈獨以慰越人之思。將使吏之有志於民者。不幸而遇三歲之蓄。推公之所已試。其科條可不待頃而具。則公之澤豈小且近乎。公元豐二年。以大學士加太子少保。致仕。家於蘄。其直道正行。在於朝廷。豈弟之實在於身者。此不著者。其荒政可師者。以爲越州趙公救苗記云。

思政堂記

尙書祠部員外郎集賢校理太原王君。爲池州之明年。治其後堂。北嚮。而命之曰思政之堂。謂其用政於南嚮之堂。而思之於此也。其冬。予客過池。而屬予記。

尙書祠部員外郎集賢校理太原の王君、池州爲るの明年、其後堂を治めて北に嚮はしめ、之に命じて思政の堂と曰ふ。其政を南嚮の堂に出して、之を此に思ふを謂ふなり。其冬、予客として池を過ぎるや、予に屬して之を記せしむ。初め君の此堂を治むる、公の餘錢を得て、以て其舊腐壞斷に易へき。既に完く以て固く、寒暑に容せず。闢いて之に即けば、則ち舊圃の勝、涼臺清池遊息の亭、微歩の徑、皆其前に在り、平畦淺檻、佳花美木、竹林香草の植は、皆其左右に在り。君是に於て其中に退處し、心を并せ意を一にし、其日夜の思を用ふる者、敢て其

政を忘れず。則ち君の民を治むるの意、勤むるかな。

- 池州の知事 ● 施政の方法を思考す ● 公費用の確録 ● 完全堅固 ● 雜草雜木を伐り拓く ● 平垣の田園質素なる建物

之初君之治此堂。得二公之餘錢。以易其舊腐壞斷。既完以固。不吝二寒暑。闢而即之。則舊圃之勝。涼臺清池。遊息之亭。微步之徑。皆在其前。平畦淺檻。佳花美木。竹林香草之植。皆在其左右。君於是退處其中。并一心一意。用其日夜之思者。不三敢忘其政。則君之治民之意。勤矣乎。

夫接於人無窮。而使二人善惑者事也。推移無常。而不可二以拘一者時也。其應無方。而不可二以易一者理也。知二時之變。而因之。見二必然之理。而循之。則事

夫れ人に接するや窮り無くして、人をして善く惑はしむる者は事なり。推移常無くして、以て拘るべからざる者は時なり。其應するや方無くして、以て易ふべからざる者は理なり。時の變を知つて之に因り、必然の理を見て之に循はば、則ち事なる者無窮なりと雖も、應じ易く、善く惑はすと雖も、治め易からん。故に與に之に由る所は、必ず人の安んずる所なり、與に之に違ふ所は、必ず人の厭ふ所なり。此の如き者は、未だ思に始つて然る後に己に得ざるは有らず。己に得、故に之を徳と謂ひ、己を正しうして人を治む、故に政と謂ふ。夫れ政は、豈文

者雖無窮而易也。雖二善惑而易治也。故所與由之。必人之所不安也。所與違之。必人之所厭也。如此者。未有不始於思。然後得於己。故謂之德。正己而治人。故謂之政。夫政者豈止於治。文書。督賦。數。斷。賦。訟。而已。及二其已得一矣。則無私也。已化矣。則亦豈止於政哉。古君子之治。未嘗有易此者。今君之學。於書無所不讀。而尤深於春秋。其挺然獨見。破去前惑。人有所不及也。來爲是邦。施用素學。以修其政。

書を治め、賦斂を督し、獄訟を断するのみに止まらんや。然ら其已に得るに及べば、則ち私無し。已に化すれば、則ち亦豈政に止まらんや。古君子の治、未だ嘗て此に易ふる者は有らざるなり。今君の學、書に於て讀まざる所無くして、尤も春秋に深し。其挺然獨見、前惑を破去する、人の及ばざる所有り。來つて是の邦を爲むるや、素學を施用し、以て其政を修む。既に以て其暇日を休するを得て、乃ち自ら以て足らずと爲して、之を此に思ふ。今の吏は、以て盡く其志を行ふを得ずと雖も、然れども君の勤むる此の如きを迹ねば、則ち池の人、其れ其澤を蒙らざる者有らんや。故に予之が爲に書す。

- 由り從ふ ● 遠ひ辟く ● 思慮分別 ● 自己に合然會得す ● 徳は得、政は正の義を就ぶるなり
- 「私」の字を「思」に假して見ば意更に明なるに似たり ● 深造自得、心と體化せし以上は萬物すべて化するを得べし、豈政に限らんや ● 特出の貌 ● 平素研究せし學問 ● 尋究せば

既得三以休其暇日。乃自以爲不足。而思之於此。雖今之吏不復得三以盡行其志。然迹君之勸如此。則池之人。其有不樂其澤者乎。故予爲之書。

墨池記

臨川之城東有地。隱然而高。以臨於溪。曰新城。新城之上。有池。窪然。而方以長。曰王羲之之墨池。者。荀伯子臨川記云也。羲之嘗慕張芝。臨池學書。池水盡黑。此爲其故蹟也。

臨川の城東に地有り、隱然として高く、以て溪に臨む、新城と曰ふ。新城の上池有り、窪然として方にして以て長し、王羲之の墨池と曰ふ者なり。荀伯子が臨川の記に云ふ、羲之嘗て張芝を慕ひ、池に臨んで書を學び、池水盡く黒し、此を其故蹟と爲すと。豈信に然るか。羲之の強ふるに仕を以てすべからざるに方つて、嘗て東方を極めて、滄海に出で、以て其意を山水の間に娛めき。豈徜徉肆恣、而して又嘗て自ら此に休する有らんや。羲之の書、晩は乃ち善し。則ち其能くせし所は、蓋し亦精力を以て自ら致しし者にして、天成に非ざるなり。然も後世未だ能く及ぶ者は有らず。豈其學ぶこと彼に如かざるか。則ち學ぶこ

豈信然邪。方二
義之之不可二
強以レ仕。而晉
師二東方。出二滄
海。以二搜三其意
於二山水之間。
豈有二徜徉肆
恣。而又嘗自
休於レ此邪。義
之之書。晚乃
善。則其所レ能。
蓋亦以二精力
自致者。非二天
成也。然後世
未レ有二能及者。
豈其學不レ如
彼邪。則學固
豈可二以少二哉。

と固より豈以て少くべけんや。況んや深く道徳に造らんと欲する者をや。墨池の上は、今は州の學舎爲り、教授王君盛、其章れざるを恐れて、晉王右軍墨池の六字を楹間に書して、以て之を掲ぐ。又章に告げて曰く、願くは記する有れと。王君の心を推すに、豈人の善を愛する、一能と雖も以て廢せず、而して因つて以て其跡に及ぶか。其れ亦其事を推して以て其學ぶ者を勉めしめんと欲するか。夫れ人の一能有るすら、後人をして之を尙ばしむること此の如し。況んや仁人壯士の遺風餘思、來世に被る者、何如ぞや。

況欲三深造二道徳者邪。墨池之上。今爲三州學舎。教授王君盛。恐三其不三章也。書三晉王右軍墨池之六字於二楹間。以二揭レ之。又告於レ羣曰。願有レ記。推三王君之心。豈愛二人之善。雖二一能。不三以廢。而彼邪。則學固豈可二以少二哉。

- 江西省建昌府
- わつくりと高き貌
- くぼめる貌
- 長方形
- 兩朝宋代の人、臨川の内史たり
- 後漢の草聖
- 會稽王より臨川太守を授けられし晉管仲に見ゆ、されど本文は其説を採らざるなり
- 東方沿海に出て山水をのみ至樂とせり
- 精力を竭して勉強せし結果
- 缺くべきに非ざるなり
- 堂上に對立せる兩柱を楹と曰ふ
- 嚴正の君子

因以及乎其跡耶。其亦欲推其事以勉其學者上耶。夫人之有二能。而使後人尙之如此。況仁人壯士之遺風餘思。被於來世者何如哉。

道山亭記

閩故隸周者
七。至秦開其
地。列於中國。
始并爲閩中
郡。自粵之太
末。與吳之豫
章。爲其通路。
其路在閩者。
陸出則阨於
兩山之間。山
相屬無間斷。
累數驛。乃一
得平地。小爲

閩の故周に隸せし者七、秦に至つて其地を開きて、中國に列し、始めて并せて閩中郡と爲し、粵の太末と、吳の豫章とより、其通路を爲る。其路の閩に在る者は、陸出なれば則ち兩山の間に阨し、山相屬して間斷無く、數驛を累ねて乃ち一たび平地を得、小を縣と爲し、大を州と爲す。然も其四顧も亦山なり。其塗或は逆坂縁絶の如く、或は垂崖一髮の如く、或は側徑不測の谿に鉤出す。上は皆石芒峭發、擇んで然る後に歩を投ずべし。負戴する者は、其土人と雖も、猶ほ足を側て然る後に能く進み、其土人に非ざれば、躓かざるもの罕なり。其谿行は、則ち水皆高きより瀉下し、石其間に錯出し、林立の如く、士騎の如く、滿野千里、

縣。大爲州。然其四顧亦山也。其塗或逆坂如緣。或垂崖如一髮。或側徑鉤。出於不測之窟。上皆石芒峭發。擲然後可投。步負載者。雖其土人。猶側足然後能進。非其土人。罕不覆也。其谿行則水皆自高瀉下。石錯出。其間如林立。如士騎。滿野千里。下上不見其首尾。水行其隙間。或衝縮。或遊走。旁射。其狀若蠅結。若蟲蟻。其旋若輪。其激若矢。舟泝沿者。投便利。失毫分。輒破溺。雖其土長川居之人。非下生而習水事者。不敢以舟楫自任也。其水隄之險如此。漢晉處其衆。江淮之間。而墟其地。蓋以其陜多阻。豈虛也哉。

下上其首尾を見ず。水其隙間を行くに、或は衝縮、或は遊走、旁射、其狀蠅結の若く、蟲蟻の若し。其旋ぐるや輪の若く、其激するや矢の若し。舟の泝沿する者、便利に投ず。毫分を失へば、輒ち破溺す。其土長川居の人と雖も、生れて水事に習ふ者に非ざれば、敢て舟楫を以て自ら任せざるなり。其水陸の險此の如し。漢晉て其衆を江淮の間にきて、其地を墟にせりと。蓋し其陜くして阻多きを以てなり、豈虚ならんや。

- 七族 ● 越に同じ ● 山と山との間に挟まる ● 逆陞しの急坂、宛も圓蓋りの如し ● 垂直の懸崖、路幅狭の如し ● 路傾斜して深谷に突出す ● 其上に尖石突出す ● 荷を背負物を載ける者 ● 注ぎ下る
- 上下とも其修飾を見る能はず ● 縦横にうねり廻る貌 ● 逆流し四傍に瀉く ● 蚯蚓の身をまきつくるが如く ● 蟲蟻の痕跡 ● 流に沿ひ又は奔上す ● 其土地に生長す ● 漢武帝

福州治侯官。於閩爲土中。所謂閩中也。其地於閩爲最平。以山皆遠。出之山皆遠。而長江在其南。大海在其東。其城之內外皆塗。旁有溝。溝通潮汐。舟載者晝夜屬於門庭。籠多傑木。而匠多良能。人以屋室鉅麗。相矜。雖下貧。必豐其居。而佛老子之徒。其宮又特盛。城

福州は侯官に治す、閩に於て土中と爲す、所謂閩中なり。其地閩に於て最も平に以て廣しと爲す。四出の山皆遠くして、長江其南に在り、大海其東に在り。其城の内外は皆塗にして、旁に溝有り、溝に潮汐を通じ、舟載する者、晝夜門庭に屬す。籠に傑木多くして、匠に良能多く、人は屋室鉅麗を以て相矜り、下貧と雖も、必ず其居を豊にす。而して佛老子の徒は、其宮又特に盛なり。城の中三山あり、西を閩山と曰ひ、東を九僊山と曰ひ、北を粵王山と曰ふ。三山は鼎趾のごとく立つ。其附山は蓋し佛老子の宮數十百を以てす。其瓏詭殊絶の狀、蓋し已に人力を盡せり。光祿卿直昭文館程公、是州と爲り、閩山嶽峯の際を得て、亭を其處に爲る。其山川の勝、城邑の大、宮室の榮、簾席を下らずして四圍に盡く。程公以謂らく、江海の上に在りて、登覽の觀を爲す、道家の所謂蓬萊方丈瀛州の山に比すべしと。故に之に名づけて道山の亭と曰ふ。閩は險且つ遠なるを以て、故に仕ふる者常に往くを憚かる。程公能く其地の善に因つて、以て其

之中三山。西曰閩山。東曰九德山。北曰三山。其地立。其附山蓋佛老子之宮。以二數十百。其瓌詭殊絕之狀。蓋已盡。人力。光祿卿直昭文館程公爲是州。得閩山峽峯之際。爲亭於其處。其山川之勝。城邑之大。宮室之榮。不下。簾席而盡。於四道。程公以謂在江海之上。爲登覽之觀。可比於道家所謂蓬萊方丈瀛洲之山。故名之曰。曰險且遠。又將抗其思於埃壙之外。其志壯哉。公於是州。以治行。聞既新其城。又其學。而其餘功。又及於此。蓋其歲滿。就更廣州。拜諫議大夫。又拜給事中。集賢殿修撰。今爲越州。字公闢。名師孟云。

耳目之樂。寓於獨其險且遠。忘るゝのみに非ず。又將に其思を埃壙の外に抗けんとするなり。其志壯なるかな。程公の是の州に於ける。治行を以て聞ゆ。既に其城を新にし、又其學を新にして、其餘功又此に及ぶ。蓋し其歲滿つるや、就いて廣州に更まり、諫議大夫に拜し、又給事中集賢殿修撰に拜せり。今は越州爲り。字は公闢、名は師孟と云ふ。

- 地名 ① 中央部 ② 臨に同じ、街道なり、瀕に沿ひたる道を指し言ふ ③ 山麓に泉水多し ④ 何侶と通
- 士と ⑤ 脚の足の如し ⑥ 附屬の山々 ⑦ 立派に勝れたる様 ⑧ 山勢立立の貌 ⑨ 置は竹窟なり
- 東海中に在りと云ふ三仙山 ⑩ 臨城 ⑪ 任期満ちて後

分寧縣雲峰院記

分寧人勤生而嗜施。薄義而喜爭。其土俗然也。自府來抵其縣。五百里。在二山谷窮處。其人修農桑之務。率數口之家。留一人守舍。行儲。其外盡在田。田高下。硤腴。隨所宜。雜植。穀。無廢。瓊。女。婦。蠶。孳。無懈。人。茶。鹽。蜜。紙。竹。箭。材。

分寧の人は生を勤めて施を嗜し、義を薄うして争を喜む、其土俗然るなり。府より來つて其縣に抵るまで五百里、山谷窮處に在り、其人農桑の務を修め、率ね數口の家、一人を留めて、舍を守り儲を行ふ。其外は盡く田に在り、田の高下硤腴、宜しき所に隨つて五穀を雜植して、廢壞無し。女婦蠶孳に懈る人無く、茶鹽蜜紙、竹箭材葦の貨に、織鉅有る無く、治成其身力を盡す。其勤むるや此の如し。富める者は田千畝を兼ね、厚實藏錢、累歲發せざるに至る。然れども一錢を捐するを視ることは、以て死に易ふべしとし、寧ろ死すとも捐する所無し。其施に於ける何如ぞや。其間の利害、糶米を以てする能はざるに、父子兄弟夫婦、相去ること奕碁の若く然り。其親に於けるすら固より然り、義の厚薄に於ては知るべきなり。長少里閭に按坐し、相講語するに法律を以てし、意嚮小し

兼之貨。無有。二
繼。鉅。治。成。盡。
其。身。力。其。勤。
如。此。富。者。兼。
田。千。畝。廩。實。
藏。至。累。歲。
不。發。然。視。捐。
一。錢。可。以。易。
死。寧。死。無。所。
捐。其。於。施。何。
如。也。其。間。利。
害。不。能。以。利。
米。父。子。兄。弟。
夫。婦。相。去。若。
奕。基。然。於。其。
親。固。然。於。義。
厚。薄。可。知。也。

く戻れば、則ち相告評し、黨を結びて誇張し、關節を事として、以て視聽を動かす。甚しき者は金木を盡刻して章印を偽り、文書を摹して以て吏に結び、縣庭の下に立ち、變偽一日千出。答拊徒死迹を交ふと雖も、以て心に屬せず。其争訟を喜むこと、豈州の他縣に比せんや。民勤むと雖も而も習是の如く、漸漸して骨髓に入る。故に賢令長佐吏肩を比ぶるも、常に其未だ治教移らしめ易からざるを病ふ。

長少挨坐里。閩。相講。以。法律。意。嚮。小。戾。則。相。告。評。結。黨。誇。張。事。關。節。以。動。視。聽。其。者。畫。刻。金。木。爲。章。印。摹。文。書。以。結。吏。立。縣。庭。下。變。偽。一。日。千。出。雖。答。拊。徒。死。交。迹。不。以。屬。心。其。喜。争。訟。豈。比。州。他。縣。哉。民。勤。而。習。如。是。漸。漸。入。骨。髓。故。賢。令。長。佐。吏。比。肩。常。病。其。未。易。

● 物を施す事に吝嗇なり ● 争訟 ● 南島 ● 行きどまり ● 野蠻なり、關節を野に連よ ● 覆田と肥田と ● 廢れたる地無し ● 善實農稼 ● 小大 ● 田畠を治むるに全力を盡す ● 倉園元貨、積儲多 ● 何故に切く吝嗇なるかと驚く程なるを問ふ ● 軀體に喩ふ、小米なり ● 遺棄者、相仇視する如し ● 義理人情の事 ● 並び生ず ● 告發す ● 虚言を加へて言張る ● 權要に造謠する輩の俗語 ● 金や木に彫刻して他の印章を偽造す ● 高杖流死の刑に處せらる、苦楚を接す ● 漸次に浸淫す

治教使移也。

雲峰院在縣極西界。無二籍圖。不。知。自。何。時。立。景。德。三。年。邑。僧。道。常。治。其。院。而。修。之。門。闈。觀。深。殿。寢。言。樓。客。之。廬。齋。庖。庫。庾。序。列。兩。旁。浮。圖。所。用。鏡。鼓。魚。螺。鐘。磬。之。編。百。器。備。完。吾。聞。道。常。實。偉。然。雖。索。其。學。其。歸。未。能。當。於。義。然。治。生。事。

雲峰院は縣の極西界に在り、籍圖無く、何の時より立つかを知らず。景徳三年、邑僧道常、其院を治めて之を修にす。門闈觀深、殿寢言、客を棲むるの廬、齋庖庫庾、兩旁に序列し、浮圖用ふる所の鏡鼓魚螺、鐘磬の編、百器備完す。吾聞、道常は氣質偉然、其學を索むるに、其歸未だ義に當る能はずと雖も、然れども生事を治めて其勤を廢せず、亦其土俗に稱ふ。餘有るに至れば、輒ち之を斥散して、黍累計惜を爲さず。淡泊累無きを樂しむ。則ち又能く其施を蓄し、争を喜むの心に勝つが若きこと知るべきなり。或は曰く、其人をして其學ぶ所に汨溺せずして、其歸一に義に當らしめば、則ち傑然として邑人に跡さん者は、必ず道常ならんと。此れ予未だ敢て必せざるなり。慶歴三年九月、其徒と謀つて曰く、吾蓬藿を排して、是の院を治め、自ら成就此の如きを意はず。今老の、泯泯として聲の來人に界ふる無きを恐れ、相與に文字を圖し、石を買つて之を刻し、

不_レ廢_二其_レ勳_一。亦_レ稱_二其_レ士_レ俗_一。至_レ有_レ餘_レ轍_レ斥_二散_一之_レ。不_レ爲_二黍_レ累_一計_レ惜_一。樂_レ淡_レ泊_一無_レ累_一。則_レ又_レ若_レ能_レ勝_二其_レ齒_レ施_一喜_レ爭_レ之_レ心_一。可_レ知_レ也。或_レ曰_レ。使_レ其_レ人_一不_レ出_二溺_一其所_レ學_一。其_レ歸

一當_レ於_レ義_一。則_レ傑_レ然_一。豈_レ人_一者_一。必_レ道_レ常_レ乎_一。此_レ予_レ未_レ敢_レ必_レ也。慶_レ歷_レ三_レ年_一九_レ月_一。與_レ其_レ徒_レ謀_レ曰_レ。吾_レ排_レ蓬_レ藿_レ治_レ是_レ院_一。不_レ自_レ意_レ成_レ就_レ如_レ此_一。今_レ老_レ矣_一。恐_レ混_レ混_レ無_レ聲_レ界_レ來_レ人_一。相_レ與_レ圖_レ文_レ字_一。買_レ石_レ刻_レ之_一。使_レ永_レ與_レ是_レ院_一俱_レ傳_レ。可_レ不_レ可_レ也。咸_レ曰_レ。然_レ推_レ其_レ徒_レ了_レ思_一。來_レ訪_レ記_一。遂_レ來_レ。予_レ不_レ讓_レ。爲_レ申_レ其_レ可_レ言_レ者_一。龍_レ嘉_レ之_一。使_レ刻_レ示_レ邑_レ人_一。其_レ有_レ激_レ也。

永_レ永_レに是_レの院_一と俱_レに傳_レはらしめん、可_レか不_レ可_レかと。咸_レ曰_レく然_レりと。其_レ徒_レ了_レ思_レを推_レし、來_レつて記_レを請_レはしむ。遂_レに來_レる、予_レ讓_レらず。爲_レに其_レ言_レふべき者_一を申_レね、之_レを龍_レ嘉_レし、刻_レして邑_レ人_一に示_レさしむ。其_レ激_レする有_レらん。

- 記録解し ● 蘇頌の牛乳 ● 門は奥深く ● 宮殿は高大 ● 小座敷、庭園、寶庫、米庫 ● 塔 ● 鐘
- 鉢、太鼓、木魚、法螺 ● かけ物 ● 生計を治むる事 ● 粟米に數畝の名、寸毫もと云ふに同じ ● 沈
- 記 ● 記 ● 記 ● 沈みごぶる貌 ● 聖名の後世に傳はらざるなり ● 實めよること ● 邑人をして
- 驚激せしむる所あらん

魏鄭公の傳に書す

予_レ太宗_一の常_レに己_レを屈_レして、以_レて羣_レ臣_一の議_レに従_レひ、而_レして魏_レ鄭_レ公_一の徒_一、其_レ時_一に

風_レ己_レ以_レ從_二羣_一臣_一之_レ議_一。而_レ魏_レ鄭_レ公_一之_レ徒_一。喜_レ遭_レ其_レ時_一。感_レ知_レ己_レ之_レ遇_レ事_一之_レ大小_一。無_レ不_レ諫_レ諍_一。雖_レ其_レ忠_レ誠_一自_レ至_レ。亦_レ得_レ君_一而_レ然_レ也。則_レ思_レ唐_一之_レ所_レ以_レ治_一。太宗_一之_レ所_レ以_レ稱_レ賢_レ主_一。而_レ前_レ世_一之_レ君_一不_レ及_レ者_一。其_レ淵_レ源_一皆_レ出_レ於_レ此_一也。能_レ知_レ其_レ有_レ此_一者_一。以_レ其_レ書_レ存_レ也。及_レ觀_レ鄭_レ公_一以_レ諫_レ諍_レ事_一。付_レ史_レ官_一。而_レ太宗_一怒_レ之_一。薄_レ其_レ恩_レ禮_一。失_レ其_レ終_レ始_一之_レ義_一。則_レ未_レ嘗_レ不_レ反_レ覆_レ嗟_レ惜_一。恨_レ其_レ不_レ思_レ。而_レ益_レ知_レ鄭_レ公_一之_レ賢_一焉。

遺_レふを喜_レび、知_レ己_レの遇_レに感_レじて、事_レの大小_一諫_レ諍_レせざる無_レきを觀_レるに、其_レ忠_レ誠_レ自_レら至_レると雖_レも、亦_レ君_レを得_レて然_レるなり。則_レち唐_一の治_レまる所以_一、太宗_一の賢_レ主_一と稱_レせられて、前_レ世_一の君_一及_レばざる所以_一の者_一を思_レふに、其_レ淵_レ源_一皆_レ此_一に出_レづるなり。能_レく其_レ此_一有_レるを知る者は、其_レ書_レの存_レするを以_レてなり。鄭_レ公_一が諫_レ諍_レの事_一を以_レて史_レ官_一に付_レせしに、太宗_一之_レを怒_レり、其_レ恩_レ禮_一を薄_レうし、終_レ始_一の義_一を失_レひしを觀_レるに及_レんで、則_レち未_レだ嘗_レて反_レ覆_レ嗟_レ惜_一、其_レ思_レはざるを恨_レみずんばあらず、而_レして益_レ々鄭_レ公_一の賢_一を知_レれり。

- 唐太宗 ● 魏鄭公に對せしむる ● 明君を得たるが爲なり ● 諫諍の事蹟を歴史官に付與す ● 後
- 君臣の異圖に與せしかを疑ひ又公主を尙するを取消しし類 ● 太宗の恩威せざりし點

夫_レ君_一之_レ使_レ臣_一。與_レ臣_一之_レ事_レ君_一者_一。何_レ。大_レ公_一至

夫_レれ君_一の臣_一を使_レふと、臣_一の君_一に事_レふる者_一とは何_レぞや。大_レ公_一至_レ正_レの道_一のみ。大_レ公_一至_レ正_レの道_一とは、人_レ言_一を滅_レして以_レて己_レが過_レを掩_レひ、小_レ亮_一を取_レつて以_レて其_レ君_一に私

正之道而已矣。大公至正之道。非滅二人言以掩己過。取小亮以私其君。此其不可者也。又有甚不可者。夫以諫諍爲當。掩是以諫諍。爲非美也。則後世誰復當諫諍乎。況前代之君。有納諫之美。而後世不見。則非惟失一時之公。又將使後世之君。謂前代無諫諍之

するに非ず。此れ其不可なる者なり。又甚だ不可なる者有り。夫れ諫諍を以て當に掩ふべしと爲すは、是れ諫諍を以て美に非ずと爲すなり。則ち後世誰か復當に諫諍すべき。況んや前代の君、納諫の美有り、而も後世見はれずば、則ち惟一時の公を失ふのみに非ず、又將に後世の君をして、前代諫諍の事無しと謂はしめんとす。是れ其意且つ忌を啓くなり。太宗の末年、羣下既に此意を知つて言はず、漸く天下の得失を知らず。遼東の敗に至つて、始めて鄭公の在らざるを恨みき。世未だ嘗て其悔の萌芽此に出でしを知らざるなり。夫れ伊尹周公は、何如なる人ぞ。伊尹周公の其君を切諫せし者は、其言至深にして、其事至迫、之を書に存して、未だ嘗て掩はず。今に至るまで太甲成王を稱して賢君と爲し、伊尹周公を良相と爲す者は、其書の見るべきを以てなり。當時をして削つて之を棄て、區區の小讓を成さしめば、則ち後世何の據依する所あつて諫め、又何を以て其賢且つ良を知らんや。桀紂幽厲始皇の亡びしは、則ち其臣の諫詞見る無し。其史の遺

れしに非ず。乃ち天下敢て言はずして然りしなり。則ち諫諍の傳ふる無き、乃ち此數君の益々其惡を後世に暴せし所以のみ。

● 小信 ● 諫諍の賢が後世に傳はるを忌みて隱蔽するなり ● 政に在り人言を忌むの心を聞き直す ● 貞觀十九年高麗を攻めて功無し、帝深く悔いて復讐を懲ふ ● しきりに諷む ● 伊尹は太甲を助け、周公は成王を輔く ● 相選するなり ● 夏の桀王、殷の紂王、周の幽厲王、秦の始皇 ● 暴君

事。是啓其意且忌矣。太宗末年。羣下既知此意。而不言。漸不知天下之得失。至於遼東之敗。而始恨鄭公不在。世未嘗知其悔之萌芽。出於此也。夫伊尹周公。何如人也。伊尹周公之切諫其君者。其言至深。而其事至迫。存之於書。未嘗掩焉。至今稱太甲成王爲賢君。而伊尹周公爲良相者。以其書可見也。令當時削而棄之。成區區之小讓。則後世何所據依。而諫又何以知其賢且良。與。桀紂幽厲始皇之亡。則其臣之諫詞無見焉。非其史之遺。乃天下不敢言。而然也。則諫諍之無傳。乃此數君之所以益暴其惡於後世而已矣。

或曰。春秋之法。爲尊親賢者諱。與此戾矣。夫春秋之所諱者。惡也。納諫豈惡

或は曰く、春秋の法は、尊親賢者の爲に諱む。此とは戻れりと。夫れ春秋の諱む所以の者は惡なり、諫を納るゝ豈惡ならんや。然らば則ち藥を焚く者は非か。曰く、藥を焚く者は誰ぞ、伊尹周公之を爲すに非ざるなり。近世區區の小亮を取る者之を爲すのみ。其事又未だ是ならず。何となれば則ち其藥を焚くを以て、君

乎。然則焚藥者非歟。曰。焚藥者誰歟。非伊尹周公爲之也。近世取區區之小亮者爲之耳。其事又未是也。何則。以焚其藥爲掩君之過。而使後世傳之。則是使後世不見藥之是非。而必其過常在於君。美常在於己也。豈愛其君之謂歟。孔光之去其藥之所言。其在

の過を掩ふと爲して、後世に之を傳へしめば、則ち是れ後世藥の是非を見ずして、其過常に君に在り、美常に己に在るを必とせしむるなり。豈其君を愛するの謂ならんや。孔光の其藥の言ふ所を去りしは、其正邪に在つては、未だ知るべからず。而して之を焚いて後世を惑はす、庸詎ぞ己を謀るの姦計に非ざるを知らんや。或は曰く、造辭して言ひ、詭辭して出す。此と異りと。曰く、此れ聖人の會て言ふ所に非ざるなり。今萬一是の理有るも、亦君臣の間、議論の際、其言を一時の人に漏すを欲せざるを謂ふのみ、豈其萬世に告ぐるを杜がんや。噫、誠信を以て己を待ちて、其君に事へ、而して萬世を欺かざる者は鄭公なり。益々其賢を知ると云ふは、豈然るに非ずや、豈然るに非ずや。

- 尊者親者賢者 ● 唐の高士廉奏議あれば即ち之を賛く、宋の孫深も亦然りき ● 漢の孔光は奏議あれば、之を削り去りし人なり ● 自家の爲にする奸謀 ● 春秋文公六年の穀梁傳に出づ、君前に正言し疑を出ては讀り言ふ義 ● 防に同じ

正邪未可知也。而焚之而惑後世。庸詎知非謀己之姦計乎。或曰。造辭而言。諛辭而出。異乎此。曰。此非聖人之所曾言也。今萬一有是理。亦謂君臣之間。議論之際。不致欲漏其言於一時之人耳。豈杜其告萬世也。噫。以誠信待己。而事其君。而不欺乎。萬世者。鄭公也。益知其賢。云。豈非然哉。豈非然哉。

卷之二十九

王安石介甫著

仁宗皇帝に上りて事を言ふ書

臣愚不肖。蒙恩備使一路。今又蒙恩召還闕廷。有所任屬。而當下以二使事。歸報陛下。不自知其所以稱職。而敢緣使事之所及。冒言天下之事。伏惟

臣愚不肖、恩を蒙りて使に一路に備り、今又恩を蒙りて闕廷に召還し、任屬する所有り。當に使事を以て歸つて陛下に報すべし、自ら其職に稱ふ所以を知らず。敢て使事の及ぶ所に緣りて、天下の事を冒言す。伏して惟ふに陛下詳思して其中を擇ばば、幸甚ならん。臣竊に觀るに、陛下恭儉の徳有り、聰明睿智の才有り。夙に興き夜に寐ね、一日の懈無く、聲色狗馬、觀游玩好の事、織芥の蔽無くして、民を仁し物を愛するの意、天下に孚す。而して又天下の以て輔相と爲すを願ふ所の者を公選して、之に屬するに事を以てして、讒邪傾巧の

陛下詳思而擇其中幸甚。臣竊觀陛下有恭儉之徳。有聰明睿智之才。夙興夜寐。無一日之懈。聲色狗馬。觀游玩好之事。無織芥之蔽。而仁民愛物之意。孚於天下。而又公願以爲輔相者。屬之以事。而不貳於讒邪傾巧之臣。此雖二帝三王之用心。不過如此而已。宜其家給人足。天下大治。而效不至於此。願內則不能無以社稷爲憂。外則不能無懼於夷狄。天下之財力。日以困窮。而風俗日以衰壞。四方有志之士。謂然常恐天下之久不安。此其故何也。患在不知法度之故也。

臣に貳せず。此れ二帝三王の心を用ふると雖も、此の如きに過ぎざるのみ。宜しく其れ家々給し人々足り、天下大いに治るべし。而も効は此に至らず。願ふに内は則ち社稷を以て憂と爲す無き能はず、外は則ち夷狄に懼るゝ無き能はず、天下の財力、日に以て困窮して、風俗日に以て衰壞す。四方志有るの士、謂然として常に天下の久しく安からざらんを恐る。此れ其故何ぞや。患法度を知らざるに在るが故なり。

- 王公は常州より江西の編縣刑獄に從り、嘉祐中三司度支判官となる
- 朝廷
- 如何にすべきかを知らず
- 職掌上見聞せし所
- 耳目の愛好、禽獸の愛玩
- 寸毫の職
- 信なり
- 心動かさず
- 弊、再、焉、文武
- 國家を以て憂とせざる能はず、内政治まらざるなり
- 懼れ憂ふる貌

今朝廷法嚴令具。無所不有。而臣以謂無法度者何哉。方今之法度。多不合乎先王之政。故也。孟子曰。有仁心仁聞。而澤不加於百姓者。爲政不法於先王之道。故也。以孟子之說。觀方今之失。正在於此而已。夫以今之世。去先王之世。遠所遭之變。所遇之勢。不一。

今朝廷法嚴に令具りて、有らざる所無きに、臣以て法度無しと謂ふ者は何ぞや。方今の法度は、多く先王の政に合はざるが故なり。孟子曰く、仁心仁聞有つて、澤百姓に加はらざる者は、政を爲して先王の道に法らざるが故なりと。孟子の説を以て、方今の失を觀るに、正に此に在るのみ。夫れ今の世は、先王の世を去ること遠く、遭ふ所の變、遇ふ所の勢一ならざるを以てして、一先王の政を修めんと欲す、甚愚者と雖も猶ほ其難きを知らん。然るに臣以て今の失、患先王の政に法らざるに在りと謂ふ者は、以て當に其意に法るべしと謂ふのみ。夫れ二帝三王、相去る蓋し千有餘載、一治一亂、其盛衰の時具はり、其遭ふ所の變、遇ふ所の勢、亦各々同じからず、其施設の方亦皆殊なり。而して其天下國家を爲むるの意、本末先後未だ嘗て同じからずんばあらざるなり。臣故に曰く、當に其意に法るべきのみ、其意に法れば、則ち吾改易更革する所、天下の耳目を傾駭し、天下の口を震するに至らずして、固より己に先王の政に合せんと。

● 孟子論書上篇の語 ● 評判程に仁讓行き渡らず ● 遭遇する事變時勢共に往古と同一ならず ● 改め難
 へ正す ● 耳を驚かし目を駭かす ● 喧嘩ならしむるに及ばず

而欲一修先王之政。雖甚愚者猶知其難也。然臣以謂今之失。患在不法先王之政者。以謂當法其意而已。夫二帝三王。相去蓋千有餘載。一治一亂。其盛衰之時具矣。其所遭之變。所遇之勢。亦各不同。其施設之方亦皆殊。而其爲天下國家之意。本末先後未嘗不同也。臣故曰。當法其意而已。法其意。則吾所改易更革。不至乎傾駭天下之耳目。而固已合乎先王之政矣。

雖然以方今之勢。揆之。陛下雖欲改易更革。天下之事。合於先王之意。其勢必不能也。陛下有恭儉之德。有聰明睿智之才。有仁民愛物之意。誠

然りと雖も方今の勢を以て之を揆るに、陛下天下の事を改易更革して、先王の意に合はんことを欲すと雖も、其勢必ず能はざらん。陛下恭儉の徳有り、聰明睿智の才有り、民を仁し物を愛するの意有り。誠に之が意を加へば、則ち何を爲してか成らざらん、何を欲してか得ざらん。然り而して臣願みて以て、陛下天下の事を改易更革して、先王の意に合はんと欲すと雖も、其勢必ず能はずと謂ふ者は何ぞや。方今天下の人才足らざるを以ての故なり。臣嘗て試みに竊に天下在位の人を觀るに、未だ此時より乏しき者は有らざるなり。夫れ人才上に乏しけ

加之意。則何爲而不成。何欲而不得。然而臣願以謂陛下雖欲改易更革天下之事。合於先王之意。其勢必不能者。何也。以方今天下之人。才不足故也。臣嘗試竊觀天下在位之人。未有乏於此時者。也。夫人才乏於上。則有沈廢伏匿在下。而不爲當時所知者。矣。

れば、則ち沈廢伏匿下に在りて、當時の知る所と爲らざる者有り。臣又之を闕巷草野の間に求むるに、而も亦未だ其多きを見ず。豈陶冶して之を成す者、其道に非ずして然るに非ざらんや。臣以謂らく、方今在位の人才足らざる者は、臣が使事の及ぶ所を以てしても、則ち知るべし。今一路數千里の間を以て、能く朝廷の法令を推行し、其緩急する所を知りて、一切能く民をして以て其職事を修めしむる者は甚だ少し。而して不才苟簡貪鄙の人は、數ふるに勝ふべからざるに至る。其能く先王の意を講じて、以て當時の變に合はん者は、蓋し闕郡の間、往々にして絶ゆる。朝廷の令下る毎に、其意善しと雖も、在位の者猶ほ推行して膏澤を民に加へしむる能はずして、吏輒ち之に縁つて奸を爲して、以て百姓を擾す。臣故に曰く、在位の人才足らずして、草野闕巷の間、亦未だ其多きを見ざるなりと。

● 計るに同じ ● 誠實に先王の意を參考斟酌す ● 唯今の世 ● 不遇にして世に陵棄せられ、草野に伏し匿るゝなり ● 市町村里 ● 教育の善、陶磁器を作り、刀劍を鍛ふるが如くするなり ● 其適法を得ざるため ● 御用により出張したる範圍内 ● 江西一路 ● 物事を等閑にする者 ● 全部 ● 惠澤

臣又求之於闕巷草野之間。而亦未見其多焉。豈非陶冶而或之者。非其道而然乎。臣以謂方今在位之人才不足者。以臣使事之所及。則可知矣。今以一路數千里之間。能推行朝廷之法。令知其所緩急。而一切能使民以修其職事者。甚少。而才苟簡貪鄙之人。至不可勝數。其能講先王之意。以合當時之變者。蓋闕郡之間。往往而絕也。朝廷每一令下。其意雖善。在位者猶不能推行。使膏澤加於民。而吏輒緣之爲奸。以擾百姓。臣故曰。在位之人才不足。而草野闕巷之間。亦未見其多也。

夫人才不足。則陛下雖欲改易更革天下之事。以合先王之意。大則雖有能當陛下之意。而欲領此者。九州之遠。孰能稱之。

夫れ人才足らざれば、則ち陛下天下の事を改易更革して、以て先王の意に合はんと欲すと雖も、大臣能く陛下の意に當りて、此を領せんと欲する者有りと雖も、九州の大、四海の遠、孰か能く陛下の指に稱ひ、以て一一此を推行して、人其施を蒙る者あらんや。臣故に曰く、其勢必ず未だ能はざるなりと。孟子曰く。徒法は以て自ら行ふ能はずとは、此の謂に非ずや。然らば則ち方今の急は、人才に在るのみ。誠に能く天下の才をして衆多ならしめて、然して後に在位

陛下之指。以一推此。而人人蒙其施者乎。臣故曰。其勢必未。能也。孟子曰。徒法不能以自行。非此之謂乎。然則方今之急。在於人才而已。誠能使天下之才衆多。然後視時勢之可否。而因人情之患苦。變更天下之弊法。以趨先王之意。甚易也。今之天下。亦先王之天下。先王之時。人才嘗衆矣。何至於今而獨不足乎。故曰。陶冶而成之者。非其道故也。

の才、以て其人を選んで足るを取るべし。在位の者其才を得て、然して後に漸く時勢の可否を視て、人情の患苦に因り、天下の弊法を變更して、以て先王の意に趣かんは、甚だ易し。今の天下も、亦先王の天下なり、先王の時、人才嘗に衆かりき。何ぞ今に至つて獨り足らざらんや。故に曰く、陶冶して之を成す者、其道に非ざるが故なりと。

● 御旨趣に叶ふ ● 孟子離婁上篇に見ゆ ● 用を足すを得 ● 誠に同じ

商之時。天下皆大亂矣。在位貪毒禍敗。皆非其人。及文王之起。而

商の時、天下嘗て大いに亂る。在位のもの貪毒禍敗、皆其人に非ず。文王の起るに及んで、天下の才嘗に少し。是の時に當りて、文王能く天下の士を陶冶して、之をして皆士君子の才有らしめ、然る後に其才の有する所に隨つて之を官使す。

天下之才嘗少矣。當是時。文王能陶冶天下之士。而使君子之有士。後隨其才。然所而有官。使君子。退不作。人。此之謂也。及其成也。微賤免置之人。猶莫不好也。免置之詩是也。又況於在位之人乎。夫文王惟能如此。故以征則服。以守則治。

詩に曰く、豈弟の君子、退そ人を作さざらんと。此の謂なり。其成るに及んでや、微賤免置の人も、猶ほ徳を好まざる莫し、免置の詩是なり。又況んや在位の人に於てをや。夫れ文王惟能く此の如し、故に以て征すれば則ち服し、以て守れば則ち治る。詩に曰く、璋を奉ずる峨峨、髦士の宜しき攸と。又曰く、周王于に邁き、六師之に及ぶと。文王の用ふる所、文武各々其才を得て、而して廢事無きを言ふなり。夷厲の亂に至るに及びて、天下の才、又嘗に少し。宣王の起るに至り、與に天下の事を圖る所の者は、仲山甫のみ。故に詩人之を歎じて曰く、徳の輻きこと毛の如し、維れ仲山甫之を擧げて、愛すれども之を助くる莫しと。蓋し人士の少くして、山甫の助無きを闕むなり。宣王能く仲山甫を用ひ、其類を推して以て天下の士を新美にし、而る後に人才復衆し。是に於て内は政事を修め、外は不庭を討じて、復文武の境土を有つ。故に詩人之を美として曰く、薄か言に芭を采る、彼の新田に于てし、此の菑畝に于てすと。宣王の能く天下の士を

詩曰。奉璋璜。峨髦士攸宜。又曰。周王于邁。六師及之。言文王所用。文武各得其才。而無廢事也。及至夷厲之亂。天下之才。又嘗少矣。至宣王之起。所與圖天下之事者。仲山甫而已。故詩人歎之曰。德輶如毛。維仲山甫。舉之。愛莫助之。蓋閔人士之少。而山甫之無助也。宣王能用仲山甫。惟其類以新美天下之士。而後人才復衆。於是內修政事。外討不庭。而復有文武之境土。故詩人美之曰。薄言采芣。于彼新田。于此當畝。言宣王能新美天下之士。使之有可用之才。如農夫新美其田。而使之有可采之芣也。由此觀之。人之才。未嘗不自人主陶冶而成之者。亦也。

所謂陶冶而成之者何也。亦教之養之。

新美にして、之をして用ふべきの才有らしむること、農夫の其田を新美にして、之をして采るべきの芣有らしむるが如きを言ふなり。此に由つて之を觀れば、人の才は、未だ嘗て人主の陶冶よりして之を成さざる者はあらざるなり。

- 嚴より
- 張恣に一世に編す
- 官に使役す
- 詩經大雅車鄰篇の語
- 鬼胡と張る如き人、詩經周南芣苢の篇
- 大雅棫樛篇に見ゆ
- 俊傑の士
- 同篇中の語
- 勇王厲王
- 周室中興の君主
- 宣王を輔けて中興の業を成遂げし人
- 十雅民風篇に出づ
- 従はざる者
- 小雅采芣篇の詞
- 新開田地の一議を富とし二議を新田とす
- 堯の名

所謂陶冶して之を爲す者とは何ぞや。亦之を教へ之を養ひ、之を取り之に任ずるに、其道有るのみ。所謂之を教ふるの道とは何ぞや。古は天子諸侯、國より郷

取之任之。有其道而已。所謂教之之道何也。古者天子諸侯。自國至于郷黨。皆有學。博置教導之官。而嚴其選。朝廷禮樂刑政之事。皆在於學。士所觀而習者。皆先王之法言德行。治天下之意。其材亦可爲天下國家之用。苟不可爲天下國家之用。則不教也。苟可爲天下國家之用者。則無不在於學。此教之之道也。所謂養之之道何也。饒之以財。約之以禮。裁之以法也。

黨に至るまで、皆學有り。博く教導の官を置いて、其選を嚴にす。朝廷禮樂刑政の事、皆學に在り、士の觀て習ふ所の者は、皆先王の法言德行、天下を治むるの意にして、其材亦以て天下國家の用を爲すべし。苟も以て天下國家の用を爲すべからざれば、則ち教へざるなり。苟も以て天下國家の用を爲すべき者は、則ち學に在らざるは無し。此れ之を教ふるの道なり。所謂之を養ふの道とは何ぞや。之を饒にするに財を以てし、之を約するに禮を以てし、之を裁すに法を以てするなり。

- 嚴正の言語
- 財を増して之を豊にし、嚴饒を以て之を取締り、法度を以て之を正す

何謂饒之以

何をか之を饒にするに財を以てすと謂ふ。人の情財に足らざれば、則ち貪鄙苟

之法。王制曰。變衣服者其君流。酒誥曰。厥或誥曰。群飲。汝勿佚。盡執拘以歸於周。予其殺。夫羣飲變衣服。小罪也。流殺大刑也。加小罪以二大刑。先王所以忍而不疑者。以爲不如是。不足以下所以天下之俗。而成吾治。夫約之以禮。裁之以法。天下所以服從。無二抵冒者。又

るに大刑を以てするに、先王の忍んで疑はざる所以の者は、以爲らく是の如くならざれば、以て天下の俗を一にして吾治を成すに足らずと。夫れ之を約するに禮を以てし、之を裁するに法を以てす、天下の服従して抵冒する無き所以の者、又獨り其禁嚴にして、治察なるの能く致す所のみに非ざるなり。蓋し亦吾が至誠懇惻の心を以て、力行して之が倡を爲し、凡そ左右通貴の人に在つては、皆上の欲に順つて、之を服行し、一の帥はざる者有れば、法の加ふること、必ず此より始る。夫れ上至誠を以て之を行ひ、而して貴者は上の惡む所を避くるを知る、則ち天下の罰せずして止る者衆からん。故に曰く、此れ之を養ふの道なりと。

- 道理藝術 ● 退り去る ● 人並の交際せず ● 流罪死刑 ● 爵記の署名 ● 書契の署名 ● 取送す ● 獲り捕る ● 平氣に斷行す ● 觸れ犯す ● 懸到備恒 ● 首倡 ● 顯貴 ● 上の

非獨其禁嚴而治察之所能致也。蓋亦以吾至誠懇惻之心。力行而爲之倡。凡在左右通貴之人。皆順上之欲。而服行之。有二不帥者。法之加必自此始。夫上以三至誠行。之。而貴者知避上之所惡矣。則天下之不罰而止者衆。故曰。此養之之道也。

所謂取之之道者何也。先王之取人也。必於鄉黨。必於庠序。使衆人推其所謂賢能。書之以告於上。而察之。誠賢能也。然後隨其德之大小。才之高下。而官之。使之所謂察之者。非專用耳目之聰明。而

所謂之を取るの道とは何ぞや。先王の人を取らば、必ず郷黨に於てし、必ず庠序に於てし、衆人をして其所謂賢能を推して、之を書して以て上に告げしむ。而して之を察するに誠に賢能なり、然る後に其徳の大小、才の高下に随つて、之を官使す。所謂之を察すとは、専ら耳目の聰明を用ひて、私を一人の口に聽くのみに非ざるなり。其徳を審知せんと欲すれば、問ふに行を以てし、其才を審知せんと欲すれば、問ふに言を以てし、其言行を得れば、則ち之を試みるに事を以てす。所謂之を察すとは、之を試みるに事を以てする是なり。堯の舜を用ふると雖も、亦此の如きに過ぎざるのみ、又況んや其下をや。若し夫れ九州の大、四海の遠、萬官億醜の賤、須ふる所の士大夫の才は則ち衆し。天下を有つ者は、又以て

聽私於一人之口也。欲審其德。問以行。欲審其才。問以言。得其言。行則試之。以事。所謂察之者。試之。以事是也。雖纒之用。舜亦不過如此而已。況其下手。若夫九州之人。四海之遠。萬官億醜之賤。所須士大夫之才。則衆矣。有二天下者。又不可一一自察之也。又不可下偏屬於一人。而使於二日二日之間。考其行能。而測其退之也。吾已能察其才行之大者。以爲大官矣。因使之取其類。以三持久一試之。而考其能者。以告於上。而後以爵命。秩予之而已。此取之之道也。

所謂任之之道者何也。人之才德。高下

一一自ら之を察すべからざるなり。又以て一人に偏屬し、之をして一日二日の間に於て、其行能を考試して、之を進退せしむべからざるなり。蓋し吾已に能く其才行の大なる者を察し、以て大官と爲す。因つて之をして其類を取り、持久を以て之を試みて、其能者を考へて、以て上に告げしめ、而る後に爵命秩を以て之に予ふるのみ。此れ之を取るの道なり。

● 學校 ● 官として使役す ● 私官 ● 爵以下の凡庸人をや ● 多数の官屬を謂ふ、醜は類なり、登語に百餘千品官醜の語あり ● 打任するなり ● 官位知行

所謂之に任ずるの道とは何ぞや。人の才德、高下厚薄同じからず。其任ずる所、宜有り不宜有り。先王其此の如きを知る。故に農を知る者は以て后稷と爲し、工

厚薄不同。其所任有宜有不宜。先王知其如此。故知農者以爲后稷。知工者以爲共工。其德厚而才高者。以爲之長。德薄而才下者。以爲之佐。屬。又以久於其職。則上狃習。而知其事。下服馴。而安其教。賢者則其功。可以至於成。不肖者則其罪。可以至於著。故久其

を知る者は以て共工と爲す。其德厚うして才高き者は、以て之が長と爲し、德薄うして才下る者は、以て之が佐屬と爲す。又以て其職に久しければ、則ち上狃習して其事を知り、下服馴して其教に安んず。賢者は則ち其功以て成に至るべく、不肖者は則ち其罪以て著に至るべし。故に其任を久しうして、之を待つに績を考ふるの法を以てす。夫れ此の如し。故に智能才力の士は、則ち其智を盡して以て功に赴くを得て、其事の終らざると、其功の就らざるとを患へざるなり。偷情苟且の人、容を一時に取らんと欲すと雖も、而も僇辱の其後に在るを顧る。安んぞ敢て勉めざらんや。若し夫れ無能の人は、固より辭避して去るを知る。職に居り事に任ずるの日久しく、任に勝へざるの罪、幸を以て免るべからざるが故なり。彼且つ敢て冒さずして辭避するを知る。尚ほ何ぞ比周讒諂爭進の人を有らんや。

● 相賞するあり相罰せざるあり ● 官名、農事を司る ● 官名、工事を掌る ● 輔佐厚儀 ● 勳賞謙遜

任。而待之。以二考績之法。夫如此。故智能才力之士。則得盡其智。以赴功。而不患其事之不終。其功之不成就也。偷情苟且之人。雖欲取容於一時。而顧其後。安敢不勉乎。若夫無能之人。固知辭避而去矣。居職任事之日久。不勝任之罪。不可不以幸而免。故也。彼且不取。冒而知辭避矣。尙何有比周讒諂爭進之人乎。

- 三讀毎に其成績を考査して黜陟するを謂ふ
- 怠惰にして事物を専断にする者
- 一時的信任を得んとす
- 恥辱刑罰
- 互に黨を結び人を陥し他に阿り自己の榮達をのみ圖る

取之既已詳。使之既已當。處之既已久。至其任之也。又專焉。而不三一一以法束縛之。而使二得行其意。堯舜之所以理百官。而黜衆工者。以此而

之を取る既に已に詳に、之を使ふ既に已に當り、之を處く既に已に久し。其之に任するに至つてや、又專にして、一一法を以て之を束縛せずして、之をして其意を行ふを得しむ。堯舜の百官を理めて衆工を照むる所以の者は、此を以てのみ。書に曰く、三考績を考へ、三考幽明を黜陟すとは、此の謂なり。然るに堯舜の時、其黜くる所の者は、則ち之を聞けり。蓋し四凶是なり。其陟けし所の者は、則ち臯陶稷契、皆終身一官にして徒らず。蓋し其所謂陟けし者は、特に之に爵命祿賜を加へしのみ。此れ之に任するの道なり。夫れ之を教へ之を

已。書曰。三載考績。三考黜陟。幽明。此之謂也。然堯舜之時。其所黜者。則聞之矣。蓋四凶是也。其所陟者。則臯陶稷契。皆終身一官。而不徙。蓋其所謂陟者。特加之爵命祿賜而已耳。此任之之道也。夫教之養之。取之任之之道。如此。而當時人君。又能與其大臣。悉其耳目心力。至誠惻怛。思念而行之。此其人臣之所以無疑。而於天下國家之事。無所不欲。爲而不得也。

養ひ、之を取り之に任するの道此の如し。而して當時の人君、又能く其大臣と、其耳目心力を悉し、至誠惻怛、思念して之を行ふ。此れ其人臣の疑無くして、天下國家の事に於て、爲さんと欲して得ざる所無き所以なり。

- 官に置ること久し
- 細微煩苛ならざるなり
- 書經虞書は稷契を黜る
- 書經舜典の語なり
- 三考
- (九年)にして良を陟せ否を黜く
- 書の舜典に共工を幽州に流し驩兜を崇山に放き三苗を三危に置し驩を羽山に殛す云々と
- 書經舜典參照
- 要(懐)む説

方今州縣雖有學。取墻壁具而已。非有教導之官。長育人才之事也。唯太學有

方今州縣に學有りと雖も、牆壁の具を取るのみ。教導の官、人才を長育するの事有るに非ざるなり。唯太學に教導の官有るも、而も亦未だ嘗て其選を嚴にせず。朝廷禮樂刑政の事、未だ嘗て學に在らず。學者も亦漠然として自ら禮樂刑政を以て、有司の事にして、己の當に知るべき所に非ずと爲す。學者の教ふる所

教導之官。而亦未嘗嚴其選。朝廷禮樂刑政之事。未嘗在於學。學者亦漠然。自以禮樂刑政。爲有司之事。而非已所當知也。學者之所教。講說章句而已。講說章句。固非古者教人之道也。近歲乃始

は、章句を講説するのみ。章句を講説するは、固より古者人を教へしの道に非ざるなり。近歲乃ち始めて之を教ふるに課試の文章を以てす。夫れ課試の文章は、博誦強學、日の力を窮むるに非ざれば、則ち能はず。其能く工なるに及んでや、大は則ち以て天下國家に用ふるに足らず、小は則ち以て天下國家の用を爲すに足らず。故に庠序に白首し、日の力を窮めて、以て上の教に帥ふと雖も、之をして政に従はしむるに及べば、則ち茫然として其方を知らざる者、皆是なり。

- 形式を具ふるのみなるを指す
- 天子及び諸侯の子弟を教育する學校
- 文章語句の講義
- 府上試
- 博く誦讀し力めて學ぶ
- 光陰のあらん限り
- 在學の久しき終に頭擧の白髪するに至る

教之。以課試之文章。夫課試之文章。非博誦強學。窮三日之力。則不能。及其能工也。大則不足。以用天下國家。小則不足。以爲天下國家之用。故雖白首於庠序。窮三日之力。以帥上之教。及使之從政。則茫然不知其方者。皆是也。

蓋今之教者。非特不能成人之材。而已又從而困之。苦毀壞之。使不得成。材者何也。夫人之才。成於專。而毀於雜。故先王之處民才。處工於官府。處農於畝。處商賈於肆。而處士於庠序。使各專其業。而不見異物。懼異物之足以害其業也。所謂士者。又非特使之不

蓋し今の教ふる者は、特に人の材を成す能はざるのみに非ず、又従つて之を困苦毀壞して、材を成すを得ざらしむる者は何ぞや。夫れ人の才は、專に成つて、雜に毀る。故に先王の民才を處する、工を官府に處し、農を畝に處し、商賈を肆に處して、士を庠序に處し、各々をして其業を專にして、異物を見ざらしむ。異物の以て其業を害するに足るを懼るればなり。所謂士なる者、又特に之をして異物を見るを得ざらしむるのみに非ず、一に之を取るに先王の道を以てして、百家諸子の異説は、皆之を屏けて敢て習ふ者莫し。今士の宜しく學ぶべき所の者は、天下國家の用なり。今悉く之を置いて教へず、而も之に教ふるに課試の文章を以てせしめ、其をして精を耗らし神を疲らし、日の力を窮めて、以て此に従事せしむ。其之に任ずるに官を以てするに及んでや、則ち又悉く之を置かして、之を責むるに天下國家の事を以てす。夫れ古の人、朝夕其業を天下國家の事に專にするを以てして、而も猶ほ才に能有り不能あり。今乃ち其精神を移し、其日

得見異物而
已一取之以
先王之道而
百家諸子之
異說皆屏之
而莫敢習者
焉。今士之所
宜學者。天下
國家之用也。
今悉使置之
不教。而教之
以課試之文
章。使下其
耗精疲神。窮
口力。以從事
於此。及其任
之。以官也。則
又悉使置之。
而責之以天下
國家之事。夫
古之人。以朝夕
專其業於天下
國家之事。而猶
才有能。有不能。
今乃移其精神。
奪其口力。以
朝夕從事於無
補之學。及其
任之。以事。然後
卒然責之。以
爲天下國家之
用。宜其才之
足以有爲者少
矣。臣故曰。非
特不能成二人
之才。
又從而困苦
毀壞之。使不
得成才也。

の力を奪ひ、以て朝夕補無きの學に従事せしめ、其之に任ずるに事を以てするに及んで、然る後に卒然之に責むるに天下國家の用を爲すを以てす。宜なり其才の以て爲す有るに足る者少きこと。臣故に曰く、特に人の才を成す能はざるのみに非ず、又従つて之を困苦毀壞して、才を成すを得ざらしむるなりと。

● 困しめ毀す ● 専心一業に従事すれば成り、難なれば破毀せらる ● 店舖 ● 精神をナリへらす ● 放置せしむ ● 天下國家に補益解き懸間 ● 備かに

又甚だ害ある者有り。先王の時、士の學ぶ所の者は、文武の道なり。士の才以て公卿大夫と爲るべき有り、以て士と爲るべき有り。其才の大小、宜しきと宜し

武之道也。士
之才。有可。以
爲公卿大夫。
有可。以爲士。
其才之大小。
宜不宜。則有
矣。至於武事。
則隨其才之
大小。未有不
學者也。故其
大者。居則爲
六官之卿。出
則爲六軍之
將也。其次則
比閭族黨之
師。亦皆卒伍
師旅之帥也。
故邊疆宿衛。
皆得士大夫
爲之。而小人
不得好其任。今之學者。以爲文武異事。吾知治文事而已。至於邊疆宿衛之

からざるとは、則ち有るも、武事に至つては、則ち其才の大小に隨つて、未だ學ばざる者は有らざりき。故に其大なる者は、居れば則ち六官の卿と爲り、出づれば則ち六軍の將と爲りき。其次は則ち比閭族黨の師、亦皆卒伍師旅の帥たり。故に邊疆宿衛、皆士大夫の之を爲すを得て、小人其任を奸するを得ず。今の學者は、以爲らく文武事を異にす、吾は文事を治むるを知るのみと。邊疆宿衛の任に至つては、則ち推して之を卒伍に屬す。往往にして天下奸悍無頼の人、苟も其才行自ら郷里に託するに足る者は、亦未だ肯て親戚を去りて、召募に従ふ者は有らざるなり。

● 周の制、冢宰は邦治を、司徒は邦教を、宗伯は邦禮を、司馬は邦政を、司寇は邦禁を、司空は邦土を掌る、後世は吏戸籍兵刑工を六官とす ● 一軍は萬二千五百人、命卿を將とす、六軍は天子の軍を將とす ● 五家を比とし、五比を閭とし、五閭を族とし、五族を黨とす ● 百人を卒とし、五人を伍とし、二千五百人を師とし、五百人を旅とす ● 邊境の成敗と京城の宿衛と ● 侵犯 ● 郷里に託寄せらる、程の才行あるなり

任。則推而屬之於卒伍。往往天下奸悍無賴之人。苟其才行足自託於鄉里二者。亦未有肯去親戚而從召募者上也。

邊疆宿衛。此乃天下之重任。而人主之所當慎重者也。故古者教士。以射御爲急。其他技能。則視其人才之所宜。而後教之。其才之所不能。則不強也。至於射。則爲男子之事。人之生。有疾。則已。苟無疾。未有去射。

邊疆宿衛は、此れ乃ち天下の重任にして、人主の當に慎重にすべき所の者なり。故に古は士を教ふる、射御を以て急と爲し、其他の技能は、則ち其人才の宜しき所を視て、而る後に之を教ふ。其才の能はざる所は、則ち強ひざるなり。射に至つては、則ち男子の事と爲す。人の生るゝ、疾有れば則ち已む、苟も疾無ければ、未だ射を去つて學ばざる者は有らざるなり。庠序の間に在るも、固より當に射に従事すべし。賓客の事有れば、則ち以て射し、祭祀の事有れば、則ち以て射し、士の行同能偶を別つには、則ち以て射す。禮樂の事に於て、未だ嘗て寓するに射を以てせずんばあらずして、射も亦未だ嘗て禮樂祭祀の間に在らずんばあらざるなり。易に曰く、弧矢の利、以て天下を威すと。先王豈射を以て、以て揖讓の儀を習ふべきのみと爲んや。固より以爲らく、射なる者は武事の尤

而不學者也。在庠序之間。固當從事於射也。有賓客之事。則以射。有祭祀之事。則以射。別士之行同能偶。則以射。於禮樂之事。未嘗不以射。亦未嘗不在於禮樂祭祀之間也。易曰。弧矢之利。以威天下。先王豈以射爲可。以習揖讓之儀。而已乎。固以爲射者。武事之尤。而威天下。守國家之具也。居則以是習禮樂。出則以是從事。於此。而能者衆。則邊疆宿衛之任。皆可。以擇而取也。

も大にして、天下を威し國家を守るの具なりと。居ては則ち是を以て禮樂を習ひ、出でては則ち是を以て戰伐に従ふ。士既に朝夕此に従事して、能者衆ければ、則ち邊疆宿衛の任、皆以て擇んで取るべきなり。

● 弓を射ると馬を御すると ● 行狀才能相同じき士は射によつて甲乙を分つ旨漢書食貨志に見ゆ ● 易聖辭傳の語なり ● 禮儀作法 ● 射によるなり

夫士嘗學先王之道。其行義皆見推於鄉黨矣。然後因其才。而託之以邊疆宿衛之任。皆可以擇而取也。

夫れ士嘗て先王の道を學び、其行義嘗て郷黨に推され、然る後に其才に因つて、而して之に託するに邊疆宿衛の事を以てす。此れ古の人君、干戈を推して、以て之を人に屬して、内外の虞無き所以なり。今乃ち天下を守るの重任、人主當に至慎すべき所の選を以て、推して之を恣悍無賴、才行自ら郷里に託するに

衛之事。此古之人君。所以推干戈以屬之。而無中內外之虞也。今乃以下守天下之重任。人主所當至慎之。選推而屬之。姦悍無賴。才行不足。自託於鄉里之人。以認認然。常抱邊疆之憂。而虞中宿衛之不足。以待以爲安也。今孰不知邊疆宿衛之士。不足以待以爲安哉。願以爲天下學士。以執兵爲恥。而亦未有能騎射行陣之事者。則非召募之卒伍。孰能任其事者乎。夫不嚴其教。高其選。則士之以執兵爲恥。而未嘗有能騎射行陣之事。固其理也。凡此皆教之非其道也。

足らざるの人に屬す。此れ方今の認認然として、常に邊疆の憂を抱いて、宿衛の恃んで以て安しと爲すに足らざるを虞るゝ所以なり。今孰か邊疆宿衛の士、恃んで以て安しと爲すに足らざるを知らざらんや。願ふに以て爲らく天下の學士、兵を執るを以て恥と爲して、亦未だ騎射行陣の事を能くする者あらず。則ち召募の卒伍に非ずんば、孰か能く其事に任ぜん者ぞ。夫れ其教を嚴にし、其選を高うせずんば、則ち士の兵を執るを以て恥と爲して、未だ嘗て騎射行陣の事を能くするものあらざるは、固より其理なり。凡そ此れ皆之を教ふることに、其道に非ざるが故なり。

● 行狀 ● 干戈の事即ち戰爭の道 ● 認認然 認認然に亂暴我體する者 ● 恐れ憂ふる貌 ● 武器

方今制祿。大抵皆薄。自非朝廷侍從之列。食口稍衆。未有不兼農商之利。而能充其養者。上之。其下州縣之吏。一月所得。多者錢八九千。少者四五千。以守選待除守闕。通之。蓋六七年而後得。三年之祿。計一月所得。乃實不能二四五千。少者三四千而已。

方今の祿を制する、大抵皆薄し。朝廷侍從の列に非ざるよりは、食口稍く衆ければ、未だ農商の利を兼ねずして能く其養を充つる者は有らざるなり。其下州縣の吏は、一月の得る所、多き者も錢八九千、少き者は四五千なり。守選待除守闕を以て之を通ずるに、蓋し六七年にして後に三年の祿を得。一月の得る所を計るに、乃ち實に四五千なる能はず。少き者は乃ち實に三四千に及ぶ能はざるのみ。厮養の給と雖も、亦此に容せん。而して其生を養ひ死を喪し、婚姻葬送の事、皆當に此に於てすべし。夫れ中人の上に出づる者は、窮すと雖も君子爲るを失はず、中人の下に出づる者は、泰なりと雖も小人爲るを失はず。唯中人は然らず、窮すれば則ち小人と爲り、泰なれば則ち君子と爲る。天下の士を計るに、中人の上下に出づる者、千百にして十が一も無し。窮して小人と爲り、泰にして君子と爲る者は、則ち天下皆是なり。

● 薄給なり ● 厮養多きをいふ ● 選舉の沙汰を待つを守選とし、葬除を待つを待除とし、闕官を待つを守闕

上ナ ● 小者召使の賄金 ● 富者

雖斷養之給。亦窘於此矣。而其養生喪死。婚姻葬送之事。皆當於此。夫出中人之上者。雖窮而不失。爲君子。出中人之下者。雖泰而不失。爲小人。唯中人不然。窮則爲小人。泰則爲君子。計天下之士。出中人之上下者。千百而無三十一。窮而爲小人。泰而爲君子者。則天下皆是也。

先王以爲。衆不可以力勝也。故制行不以己。而以中人爲制。所以因其欲而利中道之。以爲中人之所能守。則其志可以行乎天下。而推之。後世以今之利祿。而欲士之無毀。

先王以爲らく、衆は力を以て勝つべからざるなりと。故に行を制するに己を以てせずして、中人を以て制と爲す。其欲に因つて、而して之を利道する所以なり。以爲らく中人の能く守る所は、則ち其志以て天下に行うて、而して之を後世に推すべしと。今の利祿を以てして、士の廉恥を毀つ無きを欲すとも、蓋し中人の能はざる所なり。故に今官の大なる者、往往賂遺を交へ、貨産を營み、以て貪汚の毀を負ひ、官小なる者は、販鬻を巧、爲さざる所無し。夫れ士已に嘗て廉恥を毀つて、以て累を世に負はば、則ち其偷惰容を取るの意起りて、矜奮自ら強うするの心息まん。則ち職業安んぞ得て弛まざらん、治道何に従りて興らん。

廉恥。蓋中人之所不能也。故今官大者。往往交賂遺。營貨産。以負貪汚之毀。官小者販鬻乞巧。無所不爲。夫士已嘗毀廉恥。以負累於世矣。則其偷惰取容之意起。而矜奮自強之心息。則職業安得而不弛。治道何從而興乎。又況委法受賂。侵牟百姓者。往往而是也。此所謂不能饒之以財也。

又況んや法を委てて賂を受け、百姓を侵牟する者をや。往往にして是あり。此れ所謂之を饒にするに財を以てする能はざるなり。

- 衆に勝たんに力によるべからずとの義
- 賄金を制す
- 賄賂を交換す
- 財産を作らんと苦心す
- 小官は商賈を蒙ね或は乞食同様の事をも爲す
- 罪案の巧名
- 怠惰
- 自ら戒めて懲罰す
- 法を棄つるを
- 侵し貪む

婚喪奉養服食器用之物。皆無制度。以爲之節。而天下以奢爲榮。以儉爲恥。苟其財之可以爲具。則無所爲。

婚喪奉養服食器用の物は、皆制度の以て之が節を爲す無し。而も天下奢を以て榮と爲し、儉を以て恥と爲し、苟も其財の以て具ふべきは、則ち爲す所として得ざる無し。有司既に禁ぜずして、人又此を以て榮と爲し、苟も其財足らずして、自ら流俗に稱ふ能はざれば、則ち其婚喪の際、往往罪を族人親姻に得て、人以て恥と爲す。故に富者は貪つて止るを知らず、貧者は則ち其足らざるを強勉して

而不得。有司既不禁。而人又以此爲榮。苟其財不足。而不能自稱。於流俗。則其婚喪之際。往往得罪於族。人親姻。而人以爲恥矣。故富者貪而不止。貧者則強勉其不足。以道之。此士之所以重困而廉恥之心毀也。凡此所謂不能約之。以禮也。方今陛下躬行儉約。以率天下。此左右通貴之臣所親見。然而其間門之內。奢靡無節。犯上之所惡。以傷天下之教者。有已甚者矣。未聞朝廷有所放縱。以示

以て之を追ふ。此れ士の重困して廉恥の心を毀つ所以なり。凡そ此れ所謂之を約するに禮を以てする能はざるなり。方今陛下躬づから儉約を行ひ、以て天下を率ゆ。此れ左右通貴の臣の親しく見る所なり。然り而して其闈門の内は、奢靡節無く、上の惡む所を犯して、以て天下の教を傷ふ者、已に甚しき者有り。未だ朝廷放縱する所有りて、以て天下に示すを聞かず。昔は周の人、羣飲を拘して、之に被らするに殺刑を以てする者は、以爲らく酒の末流の害を生ずる、死に至る有る者衆しと。故に重く其禍の自つて生ずる所を禁ず。重く禍の自つて生ずる所を禁ず、故に其刑を施すや極めて省いて、而して人の禍敗に抵る者少きなり。

● 甚しく困窮す ● 羣飲の臣 ● 後宮 ● 資源度無し ● 放逐黜罰 ● 前出羣飲する者は罪有り云ふものを指す ● 飲酒の末

天下昔周之人。拘羣飲。而被之。以殺刑者。以爲酒之末流。生害。有至於死者衆矣。故重禁其禍之所自生。重禁禍之所自生。故其施刑極省。而人之抵於禍敗者少矣。

今朝廷之法。所尤重者。而貪吏耳。重禁貪吏。而輕奢靡之法。此所謂禁其末。而弛其本。然而世之識者。以爲方今官冗。而縣官財用。已不足以供之。其亦蔽於理矣。今之入官誠冗矣。然而前世置員。蓋甚少。而賦

今朝廷の法、尤も重んずる所の者は、獨り貪吏のみ。重く貪吏を禁じて、奢靡の法を輕んず。此れ所謂其末を禁じて、而して其本を弛うするなり。然り而して世の識者、以爲らく方今官冗にして、而して縣官の財用、已に以て之を供するに足らずと。其れ亦理に蔽はる。今の入官は誠に冗なり。然り而して前世の員を置くや、蓋し甚だ少くして、祿を賦する又此の如く之れ薄し。則ち財用の足らざる所、蓋し亦説有り、吏祿豈計るに足らんや。臣財利に於て、固より未だ嘗て學ばず。然も竊に前世財を治むるの大略を觀るに、蓋し天下の力に因つて、以て天下の財を生じ、天下の財を取つて、以て天下の費に供す。古より治世、未だ嘗て不足を以て天下の公患と爲さざるなり。患は財を治むる其道無きに在るのみ。今天下兵革の具を見ずして、元元土に安んじ業を樂しみ、人々己の力を致し

祿又如此之薄。則財用之所不足。蓋亦有說矣。史祿豈足計哉。臣於財利固未嘗學。然竊觀前世治財之大略。蓋因天下之力。以生天下之財。取天下之財。以供天下之費。自古治世。未嘗以不足爲天下之公患也。患在治財無其道耳。今天下不見兵革之具。而元元安土樂業。人致己力。以生天下之財。然而公私常以困窮爲患者。殆以下理財未得其道。而有司不能度世之宜。而通其變上耳。誠能理財。以其道而通其變。臣雖愚。固知增吏祿。不亦足以傷經費一也。

方今法嚴令具。所以難天下之士。可謂密矣。然而亦嘗教之以道。

て、以て天下の財を生ず。然り而して公私常に困窮を以て患と爲す者は、殆んど財を理むる未だ其道を得ずして、有司世の宜を度りて、其變を通ずる能はざるを以てのみ。誠に能く財を理して、其道を以て其變に通ぜば、臣愚なりと雖も、固より吏祿を増すの、以て經費を傷するに足らざるを知るなり。

- 強慾の官吏
- 官に無厭多し
- 朝廷
- 道理に暗き言なり
- 官に入る者
- 先帝の時
- 祿を給するなり
- 他に理由有るべし
- 財の不足
- 戰爭の具
- 人民
- 便宜を計るのみ

方今法嚴に令具る、天下の士を難する所以は、密なりと謂ふべし。然り而して亦嘗て之を教ふるに道藝を以てして、而も教に帥はざるの刑有りて、以て之を待つか。亦嘗て之を約するに制度を以てして、理に循はざるの刑有りて、以て之を

藝。而有二不帥之刑。以待之。亦嘗約之以二度。而有不循理之刑。以待之。亦嘗任之以二職事。而有二不任事之刑。以待之。夫不先教之。以二道。藝誠不可三以誅。其不帥教。不三先約之。以二制度。誠不可三以誅。其不循理。不三先任之。以二職事。誠不可三以誅。其不任事。此三者

待つか。亦嘗て之に任するに職事を以てして、事に任せざるの刑有りて、以て之を待つか。夫れ先づ之に教ふるに道藝を以てせざれば、誠に以て其教に帥はざるを誅すべからず。先づ之を約するに制度を以てせざれば、誠に以て其理に循はざるを誅すべからず。先づ之に任するに職事を以てせざれば、誠に以て其事に任へざるを誅すべからず。此の三者は、先王の法に、尤も急にせし所なり。今皆誅するを得べからず、而も薄物細故、治を害するの急に非ざる者、之が法禁を爲し、月に異にして歳に同じからず。吏爲る者、記するに勝ふべからざるに至る。又況んや能く一一之を避けて犯すこと無き者をや。此れ法令の玩して行はれざる所以にして、小人も幸にして免る者有り、君子も不幸にして及ぶ者有り。此れ所謂之を裁すに刑を以てする能はざるなり。凡そ此れ皆之を治むること其道に非ざればなり。

- 罪は網より
- 罪問藝術
- 既に教へず罪んぞ教に従はざるを罪せん
- 珍少貴細の事物
- 時々の

改正を爲す 記 玩其同様に取致して

先王之法。所尤急也。今皆不可得。誅而薄物細故。非害治之急者。爲之法禁。月異而歲不同。爲史者至於不可勝記。又況能一一避之而無犯者乎。此法令所以玩而不行。小人有幸而免者。君子有不幸而及者焉。此所謂不能裁之。以刑也。凡此皆治之非其道也。

方今取士。強記博誦。而略通於文辭。謂之茂才異等。賢良方正。茂才異等。賢良方正者。公卿之選也。記不強。誦不博。略於文辭。而又嘗學詩賦。則謂之進士。進士之

方今士を取る、強記博誦して、略文辭に通ずるは、之を茂才異等、賢良方正と謂ふ。茂才異等、賢良方正なる者は、公卿の選なり。記必ずしも強ならず、誦必ずしも博ならずも、略文辭に通じて、而して又嘗て詩賦を學べるは、則ち之を進士と謂ふ。進士の高き者、亦公卿の選なり。夫れ此二科得る所の技能は、以て公卿と爲すに足らざること、論を待つて後に知るべからず。而して世の讀する者、乃ち以爲らく、吾常に此を以て天下の士を取りて、才の以て公卿と爲すべき者は、常に此に出づ。必ずしも古の人を取りしに法つて、而る後に士を得ざるなりと。其も亦理に蔽はる。先王の時、人を取る所以の道を盡すも、猶ほ賢者

高者。亦公卿之選也。夫此二科所得之技能。不足以待爲公卿。不待論而後可知。而世之議者。乃以爲吾常以此取天下之士。而才之可出於此者。常出於此。不取人。而後得士也。其亦蔽於理矣。先王

の進み難くして、不肖者の其間に難はるを懼れき。今悉く先王の士を取りし所以の道を廢して、天下の才子を蔽つて、悉く賢良進士爲らしめば、則ち士の才以て公卿たるべき者、固より宜しく賢良進士と爲るべくして、賢良進士、亦固より宜しく時有つて而して才の以て公卿爲るべき者を得べきなり。然り而して不肖の者、苟も雕蟲篆刻の學を能くし、此を以て進んで公卿に至り、才の以て公卿爲るべき者、補無きの學に困しんで、此を以て富野に縋死せんもの、蓋し十に八九ならん。

記 優劣く博覽多讀なる類 人物を極る試験の科名 選ばれて公卿となるべき者 賢良俊逸なる者 理に暗し 賢良方正科と進士科 瑣小の技巧的學問なり、揚子法言に出づ、大蘇又、諸氏師に與ふる 書 夢 照 無益の學問 山に埋れて生涯を終ふ

之時。盡下所以取人之道。猶懼賢者之難進。而不肖者之難於其間也。今悉廢先王所以取士之道。而蔽天下之才。悉使爲賢良進士。則士之才。可爲公卿者。固宜爲賢良進士。而賢良進士。亦固宜有時而得才之可爲公卿者也。然而不肖者。苟能雕蟲篆刻之學。以此進至乎公卿。才之可爲公卿者。困於無補之學。而以此縋死於富野。蓋十八九矣。

夫古之人有天下者。其所以慎擇者。公卿而已。公卿既得其人。因使推其類。以聚於朝廷。則百司庶物。無不得其人。也。今使不肖之人。幸而至乎公卿。因得推其類。聚於朝廷。所以多不肖之人。而雖有賢智。往往困於無助。不得行其意也。且公卿之不肖。既推其類。以聚於朝廷。朝廷之不肖。又推其類。以備四方之任使。

夫れ古の人天下を有つ者、其慎擇する所以の者は公卿のみ。公卿既に其人を得て、因つて其類を推して、以て朝廷に聚らしめば、則ち百司庶物まで、其人を得ざる無きなり。今不肖の人をして、幸に公卿に至らしめば、因つて其類を推して、之を朝廷に聚むるを得ん。此れ朝廷に不肖の人多く、賢智有りとも雖も、往往助無きに困しんで其意を行ふを得ざる所以なり。且つ公卿の不肖なる、既に其類を推して、以て朝廷に聚め、朝廷の不肖、又其類を推して、以て四方の任使に備へ、四方の任使する者、又各々其不肖を推して、以て州郡に布かば、則ち同じく舉官を罪するの科有りと雖も、豈持むに足らんや。適々以て不肖者の資を爲すに足らんのみ。

● 其同類同志 ● 孤立にして引援する者無し ● 官に任じ役に使ふ ● 不肖者を推舉すれば、學者亦罪を同じうするの法文

四方之任使者。又各推其不肖。以布於三州郡。則雖有同罪舉官之科。豈足恃哉。適足以爲不肖者之資而已。

其次九經五經。學究明法之科。朝廷固已嘗患其無用於世。而稍責之。以大義矣。然大義之所。得未有三以賢於故也。今朝廷又開明經之選。以進經術之士。然明經之所取。亦記誦而略通於文辭者。則得之矣。彼

其次は九經・五經・學究・明法の科、朝廷固より已に嘗て其世に用無きを患へて、稍之を責むるに大義を以てせり。然るに大義の得る所、未だ以て故より賢なるは有らざるなり。今朝廷又明經の選を開き、以て經術の士を進む。然るに明經の取る所も、亦記誦にして、略文辭に通ずる者は、則ち之を得。彼の先王の意に通じて、以て天下國家の用に施すべき者は、顧ふに未だ必ずしも此の選に與るを得ざるなり。其次は則ち因の澤子弟、庠序之に教ふるに道藝を以てせず、官司其才能を考問せず、父兄其行義を兼任せず。而も朝廷輒ち官を以て之に予へて、之に任ずるに事を以てす。武王紂の罪を數へて、則ち曰く、人を官するに世を以てす。夫れ人を官するに世を以てして、其才行を詳にせず。此れ乃ち紂の亂じせし所以の道にして、治世の無き所なり。

通先王之意。而可施於天下國家之用者。顧未下必得也。於此選也。其次則恩澤子弟。庠序不教之。以道藝。官司不考。問其才能。父兄不保。任其行。而朝廷輒以官予之。而任之以事。武王數紂之罪。則曰。官人。以世。夫官人。以世。而不詳其才。行此。乃紂之所。以亂亡之道。而治世之所。無也。

又其次曰。流外。朝廷固已。其於之。廉恥之外。而限其進取之路。矣。顧屬之。以二州縣之。使。之。士民之上。豈所謂。以賢治。不肯。乎。以。臣使事之。

又其次を流外と曰ふ。朝廷固より已に之を廉恥の外に擠して、其進取の路を限る。顧ふに之に屬するに州縣の事を以てし、之をして士民の上に臨ましむるは、豈所謂賢を以て不肖を治むる者ならんや。臣が使事の及ぶ所を以て、一路數千里の間、州縣の吏、流外に出づる者、往往にして有り。屬任するに事を以てすべき者は、殆んど二三も無し。而も當に其奸を防閑すべき者は皆是なり。蓋し古は賢不肖の分有つて、流品の別無し。故に孔子の聖なるも、嘗て季氏の吏と爲れり。蓋し吏と爲ると雖も、而も亦其公卿爲るを害せず。後世流品の別有るに及んで、

- 並に選擧の科名、九經に通ずると、一經通曉と、一經專究と、法律專攻と
- 經の大義
- 古人より賢なる者稱し
- 先王の神を體得せる者
- 父兄の恩澤によりて官を得る者
- 保固
- 武王が紂の罪を責め歎へし詞
- 家柄を以てするなり
- 治世有るべからざるものなり

則ち凡そ流外に在る者は、其成立する所、固より嘗て自ら廉恥の外に置きて、人に高ぶるの意無し。夫れ近世州俗の流靡を以て、自ら士大夫の才勢、以て進取するに足りて、朝廷嘗て之を奨むるに禮義を以てする者と雖も、晚節末路、往往怵して奸を爲す。況んや又其素成立する所、人に高ぶるの意無くして、朝廷固より已に之を廉恥の外に擠して、其進取を限る者をや。其人に臨み職を視するや、放僻邪侈なる、固より其理なり。邊疆宿衛の選に至つては、則ち臣固より已に其失を言へり。凡そ此れ皆之を取ること其道に非さればなり。

- 低級の官吏なり、部外の吏を言ふ
- 度州に排斥す
- 江西一路
- 委任付託
- 防閑
- 官を三
- 十等とし之に入るを流内と曰ふ、九品官は隋以來之あり
- 魯の姜族季氏の小吏たりし事を稱す
- 流外官より流内官に昇るを得ずとす
- 置酒の意
- 奢侈に流るゝを言ふ
- 才氣勇力
- 刑懲の爲に日敗む
- 我儘と亂無賢源

所及。一路數千里之間。州縣之吏。出於流外者。往往而有。可屬任以事者。殆無二三。而當防閑其奸者。皆是也。蓋古者有賢不肖之分。而無流品之別。故孔子之聖。而嘗爲季氏吏。豈難爲吏。而亦不害其爲公卿。及後世有流品之別。則凡在流外者。其所成立。固嘗自置於廉恥之外。而無高人之意。矣。夫以近世州俗之流靡。自雖士大夫之才勢。足以進取。而朝廷嘗奨之。以禮義。一者。晚節末路。往往怵而

其教賢者則其功不可不以及於成。不肯者則其罪不可不至於新將。若夫迎新將之勞。緣絕簿書之弊。固其害之小者。不足悉數也。設官大抵皆當久於其任。而至於所部者。則尤宜久於其官。而後可以責其有爲。而方今尤不得久於其官。往往數日

り。官を設くる大抵皆當に其任を久しうすべし。而も部する所の者遠く、任する所の者重きに至れば、則ち尤も宜しく其官を久しうすべく、而る後に以て其爲す有るを責むべし。方今尤も其官に久しきを得ず、往往數日に輒ち之を遷す。之を取ることに既に已に詳ならず、之を使ふこと既に已に當らず、之を處くと既に已に久しからず。之に任するに至つて、則ち又事ならず、而して又一法を以て之を束縛して、其意を行ふを得ざらしむ。臣故に知る、當今の位に在るもの、多く其人に非ず、稍之に權を假借して、一一法を以て之を束縛せざれば、則ち放恣にして爲さざる無し。然りと雖も、位に在るもの其人に非ず、而も法を恃んで以て治を爲す。古より今に及ぶまで、未だ能く治まる者は有らざるなり。即ち在位をして皆其人を得しめて、一一法を以て之を束縛し、之をして其意を行ふを得しめずば、亦古より今に及ぶまで、未だ能く治まる者は有らざるなり。

● 〇 新故更代の時輒轉を棄て、罪跡を暗ます ● 都察

輒遷之矣。取之既已不當。處之既已不久。至於任之。則又不專。而又一以法束縛之。不得行其意。臣故知。當今在位。多非其人。稍假借之權。而不一以法束縛之。則放恣。而無不爲。雖然。在位非其人。而特法以爲治。自古及今。未有能治者一也。即使位皆得其人。而一一以法束縛之。不使行其意。亦自古及今。未有能治者一也。

夫取之既已不詳。使之既已不當。處之既已不久。任之又一以法束縛之。故雖賢者在位。能者在職。與不肯而無能者。殆無以異。夫知此。故朝廷明。知其賢能。足以任事。苟非其資序。則

夫れ之を取らや既に已に詳ならず、之を使ふこと既に已に當らず、之を處くこと既に已に久しからず、之に任する又專ならずして、而して又一法を以て之を束縛す。故に賢者位に在り、能者職に在りと雖も、不肯にして無能なる者と、殆んど以て異なる無し。夫れ此の如し、故に朝廷明に其賢能の以て事に任するに足るを知るも、苟も其資序に非れば、則ち以て事に任じて輒ち之を進ましめず、之を進むと雖も、士猶ほ服せざるなり。明に其無能にして不肯なるを知るも、苟も罪有りて事に任する者の劾する所と爲るに非ずんば、敢て其任に勝へざるを以て輒ち之を退けず。之を退くと雖も、士猶ほ服せざるなり。彼れ誠に不肯無能にして、然り而して士の服せざる者は何ぞや。所謂賢能なる者其事に任じ、不

不以任事而
 轍進之。雖進
 之士猶不服
 也。明知其無
 能而不肯。苟
 非有罪爲二任
 事者所劾。不
 敢以二其不勝
 任而轍退之。
 雖退之。士猶
 不服也。彼誠
 不肯無能。然
 而士不服者
 何也。以下所
 賢能者任其
 事。與不肯而
 無能者亦無以異。故也。臣前以謂不能任人以職事。而無不任事之刑以待之者。蓋謂之也。夫教之養之。取之任之。有二。非其道。則足以敗天下之人才。又況兼此四者而有之。則在位不才苟簡貪鄙之人。至於不可勝數。而草野閭巷之間。亦少可任之才。固不足怪。詩

肖にして無能なる者と、亦以て異なる無きを以ての故なり。臣前に以て人に任ずるに職事を以てする能はず、而も事に任へざるの刑、以て之を待つ無しと謂へる者は、蓋し之を謂ふなり。夫れ之を教へ之を養ひ、之を取り之を任ずるに、一も其道に非ざる有れば、則ち以て天下の人才を敗るに足る。又況んや此四者を兼ねて、之れ有るをや。則ち在位の不才苟簡貪鄙の人、數ふるに勝ふべからざるに至りて、而して草野閭巷の間、亦任すべきの才少き、固より怪しむに足らず。詩に曰く、國止る靡しと雖も、或は聖或は否、民靡する靡しと雖も、或は哲或は謀、或は肅或は艾、彼の泉流の如く、淪胥して以て敗るゝ無しと。此の謂なり。

- 資治通鑑序 ● 趙勅 ● 職事を任ぜず又事に堪へざるの刑罰も無し ● 一個條 ● 物を等閑にし而も驕
- 意鄙吝 ● 詩小雅小宛篇の語 ● 多かり大なり ● 嚴刑と侵理正しきと ● 相與に沈淪す

曰。國雖靡止。或聖或否。民雖靡靡。或哲或謀。或肅或艾。如彼泉流。無淪胥以敗。此之謂也。

夫在位之人
 才不足矣。而
 閭巷草野之
 間。亦少可用
 之才。則豈特
 行先王之政。
 而不得也。社
 稷之託。封疆
 之守。陛下其
 能久以天幸。
 爲常。而無一
 且之憂乎。蓋
 漢之張角。三
 十六萬。同日
 而起。所在郡
 國。莫能發其
 謀。唐之黃巢。
 橫行天下。而

夫れ在位の人才足らずして、閭巷草野の間、亦用ふべきの才少ければ、則ち豈特に先王の政を行つて、而して得ざるのみならんや。社稷の託、封疆の守、陛下其れ能く久しく天幸を以て常と爲して、一旦の憂無からんや。蓋し漢の張角、三十六萬、同日にして起り、所在郡國、能く其謀を發する無く、唐の黃巢、天下に横行して、而して至る所の將吏、敢て之と抗する者無し。漢唐の亡ぶる所以、禍此より始る。唐既に亡ぶるや、陵夷して以て五代に至るまで、武夫事を用ひ、賢者伏匿消沮して見れず、在位復君臣の義、上下の禮を知る者有ること無し。是の時に當つて、社稷を變置する、蓋し奕棋の易より甚だし。而して元元は肝腦地に塗れ、幸にして溝壑に轉死せざる者は、幾も無きのみ。夫れ人才の足らざる、其患蓋し此の如し。而るに方今の公卿大夫、肯て陛下の爲に長慮後顧して、宗廟萬世の計を爲すもの莫きは、臣竊に之に惑ふ。

所至將吏無二
敢與之抗者一
漢唐之所二以
亡。禍自此始。

唐既亡矣。陵夷以至五代。而武夫用事。賢者伏匿。消沮而不見。在位無復有知君臣之義。上下之禮者。也。當是之時。變置社稷。蓋甚於奕棋之易。而元元肝膈塗地。幸而不轉。三死於溝壑者。無幾耳。夫人才不足。其患蓋如此。而方今公卿大夫。莫肯爲陛下長慮後顧。爲中宗廟萬世計。臣竊惑之。

昔晉武帝趣
過目前。而不
爲子孫長遠
之謀。當時在
位。亦皆除合
苟容。而風俗
蕩然。棄禮義。
捐法制。上下
同失。莫以爲
非。有識固知

昔は晉の武帝、趣に目前を過すのみにして、子孫長遠の謀を爲さず。當時の在位、亦皆除合苟容して、風俗蕩然、禮義を棄て、法制を捐て、上下同失、以て非と爲すもの莫し。有識固より其將に必ず亂れんとするを知れり。而して其後果して海内大いに擾れ、中國夷狄に列せし者、二百餘年なりき。伏して惟ふに三廟祖宗の神靈、陛下に付屬せし所以は、固より將に萬世の爲に血食して、大いに元元を無窮に庇せんとするならん。臣願はくは陛下、漢唐五代の亂亡せし所以を

● 國家を治むるの任 ● 國境を守るの任 ● 天與の幸福は常に覆くものと思惟するなり ● 曩帝の時亂を作しし所謂黃巾の賊なり ● 僖の時業を襲めて攻掠し自ら大野皇帝と號す ● 漸次に衰頹するを云ふ ● 隠れ去りて勢力消え盡く ● 國家を覆亡する詞なり ● 山野の間に窮死するを謂ふ ● 長く後世を考へず

其將必亂矣。
而其後果海
內大擾。中國
列於夷狄者。
二百餘年。伏
惟三廟祖宗
神靈。所以付
屬陛下。固將
爲萬世血食。
而大庇三元
於無窮也。臣
願陛下鑒漢唐
才慮之以謀。計
才不勝用矣。人
才不勝用矣。人

み、晉武が苟且因循の禍に懲り、明に大臣に詔して、天下の才を陶成する所以を思ひ、之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てし、當世の變に合ふを爲して、先王の意に負く無きを期せば、則ち天下の人才用ふるに勝へざらん。人才用ふるに勝へずんば、則ち陛下何を求めてか得ざらん、何を欲してか成らざらんや。

● 速なり ● 苟且にして他に容れられんことをのみ計る ● 亂る、毀 ● 太祖・太宗・憲宗 ● 神とし祀らるゝを謂ふ ● 保護 ● 陶冶成育 ● ナベ一意の如くなるべし

夫慮之以謀。
計之以數。爲
之以漸。則成
天下之才。甚

夫れ之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てすれば、則ち天下の才を成すこと甚だ易からん。臣始め孟子を讀み、孟子が王政の

易也。臣始讀孟子見三孟子言三王政之易行。心則以為誠然。及見與二慎子論甲齊魯之地。以為先王之制。國大抵不過二百里者。以為今有王者起。則凡諸侯之地。或千里。或五百里。皆將下損之。至於二數十里。而後止。於於是疑孟子雖賢其仁。智足三以一。天下。亦安能毋三劫之。

行ひ易きを言ふを見て、心則ち以為らく誠に然りと。慎子と齊魯の地を論ずるを見るに及んで、以為らく先王の國を制する、大抵百里に過ぎざる者は、以為らく今王者の起る有れば、則ち凡そ諸侯の地、或は千里、或は五百里、皆將に之を損して、數十百里に至つて後に止まんとすと。是に於て疑ふらく、孟子賢にして其仁智以て天下を一にするに足ると雖も、亦安んぞ能く之を劫すに兵革を以てする毋くして、數百千里の強國をして、一旦背て其地の十の八九を損して、先王の諸侯に比せしめんやと。其後漢の武帝が主父偃の策を用ひて、諸侯王の地をして、悉く恩を推して其子弟を封するを得しめて、漢、親しく臨んで其號名を定め、輒ち別に漢に屬せしめ、是に於て諸侯王の子弟、各々分土有りて、勢強く地大なる者も、卒に以て分析弱小なるを觀るに至つて、然して後に之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てすれば、則ち大なる者因つて小ならしむべく、強なる者因つて弱ならしむべくして、傾駭變亂敗

以二兵革一而使下數百千里之強國。一旦肯損其地之十八九。比也。先王之諸侯。至下其後。觀中漢武帝。川主父偃之策。令諸侯之地。悉得三推恩封。其子弟。而漢親臨定其號名。輒別屬漢。於是諸侯王之子弟。各有二分土。而勢強地大者。卒以分析弱小。然後知慮之。以謀計之。以數。爲之。以漸。則大者因可使小。強者因可使弱。而不不至乎傾駭變亂。敗傷之。豈孟子之言不爲過。又況今欲改易更革。其勢非若孟子所爲之難也。臣故曰。慮之以謀。計之以數。爲之以漸。則其爲甚易也。

傷の覺に至らざるを知りぬ。孟子の言過てりと爲さず、又況んや今改易更革せんと欲するは、其勢孟子の爲す所の難きが若きに非ざるをや。臣故に曰く、之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てすれば、則ち其爲甚だ易きなりと。

● 孟子樂聖王體段文公篇など參照すべし ● 名は増覽 ● 脅迫 ● 使者を遣はす ● 直轄也 ● 分地分家 ● 分割せられて弱小となる ● 世を驚かし騷亂を生じ、禍害の爲に損傷を生ずる等の際同 ● 所爲

然るに先王の天下を爲むるや、人の爲さざるを患へずして、人の能はざるを患へ、人の能はざるを患へずして、己の勉めざるを患ふ。何をか人の爲さざるを患へずして、人の能はざるを患ふと謂ふか。人の情、得るを願ふ所の者は、善行美名、尊

而患己之不
勉。何謂不患
人之不爲。而
患人之不能。
人之情所願
得者。善行美
名。尊爵厚利
也。而先王能
操之以臨天
下之士。天下
之士有不能
之。以治者。則
悉以其所願
得者。以與之。
士不能。則已
矣。苟能。則孰
肯舍其所願
得。而不自勉
以爲才。故曰。
不患人之不

爵厚利なり。而して先王能く之を操つて、以て天下の士に臨み、天下の士、能く之に違つて以て治むる者有れば、則ち悉く其得るを願ふ所の者を以て、以て之に與ふ。士能はざれば則ち已む。苟も能くすれば、則ち孰か肯て其得るを願ふ所を捨てて、自ら勉めて以て才を爲さざらん。故に曰く、人の爲さざるを患へず、人の能はざるを患ふと。何をか人の能はざるを患へずして、己の勉めざるを患ふと謂ふか。先王の法、人を待つ所以の者は美を盡す。下愚移すべからざるの才に非ざるよりは、未だ赴く能はざる者は有らざるなり。然り而して之を謀るに至誠惻怛の心を以てし、力行して之に先んぜざれば、未だ能く至誠惻怛の心を以て、力行して之に應ずる者は有らざるなり。故に曰く、人の能はざるを患へずして、己の勉めざるを患ふと。陛下誠に天下の才を成すに意有らば、則ち臣陛下の之を勉めんことを願ふのみ。

● 高貴の位と十分の利益と ● 自ら治む ● 人を待遇するに善美を盡す ● 論語に惟上智と下愚とは移す

爲。患人之不
能。何謂不患
人之不能。而
患己之不勉。
赴者也。然而
不謀之。以至
誠惻怛之心。
力。行。而。先
王之。未。有。能
以。至。誠。惻。怛。之。心。力。行。而。應。之。者。上。也。故。曰。不。患。人。之。不。能。而。患。己。之。不。勉。陛。下。誠。有。意。乎。成。天。下。之。才。則。臣。願。陛。下。勉。之。而。已。

● へからすとあり ● 善に赴く ● 至誠にして他を憐み傷む

臣又觀朝廷
異時。欲有所
施爲。變革。其
始計利害。未
嘗不熟也。顧
有一流俗僂
倖之人。不悅
而非之。則遂
止而不爲。
法度立。則人
無不蒙其幸。
者。故先王之

臣又朝廷異時、施爲變革する所有らんを欲するを觀るに、其始の利害を計るや、未だ嘗て熟せずんばあらざるなり。顧ふに一流俗僂倖の人有り、悦ばずして之を非とすれば、則ち遂に止めて敢て爲さず。法度立てば、則ち人獨り其幸を蒙むる者無し。故に先王の政、以て天下を利するに足ると雖も、而も其弊壞の後、僂倖の時を承くるに當りては、其法を勅め制を立つるや、未だ嘗て艱難ならずんばあらざるなり。其法を勅め制を立つるを以て、天下僂倖の人、亦願悦して以て之に趨き、翻語有ること無し。則ち先王の法、今に至るまで存して廢せず。惟其

政。雖_レ足_三以利_二天下。而當_三其承_二繁_一壞_レ之後。能_レ倖_レ之時。其制_レ法_レ立_レ制。未_三嘗_二不_レ艱_一難_レ也。以_二其_レ制_レ法_レ立_レ制。而天下僥倖_レ之人。亦順悅_レ以_レ趨_レ之。無_レ有_二齟_レ齟_一。則先王之法。至今存_レ而不_レ廢_レ矣。惟_レ其_レ制_レ法_レ立_レ制_レ之_レ艱_レ難_レ。而

法を勅め制を立つるの艱難にして、而して僥倖の人、肯て順悅して之に趨かず。故に古の人、爲す所有らんと欲せば、未だ嘗て之に先んずるに征誅を以てして、而して後に其意を得ずんばあらず。詩に曰く、是れ伐ち是れ肆ち、是れ絶ち是れ忽す、四方以て拂る無しと。此れ文王の征誅を先にして、後に意を天下に得たるを言ふなり。夫れ先王法度を立てて、以て衰壞の俗を變じて、人の才を成さんと欲す。征誅の難有りと雖も、猶ほ忍んで之を爲す。以爲らく、是の若くならずれば、以て爲す有るべからずと。

● 他日 ● 一種流俗的僥倖を企望する人 ● 風俗弊壞の後 ● 人々皆僥倖をのみ企望する時 ● 順從喜悅 ● 嘆ひ違ふ ● 征伐後 ● 詩經大雅皇矣篇の詞 ● 彼に同じ

僥倖_レ之人。不_レ肯_レ順悅_レ而趨_レ之。故古之人。欲_レ有_レ所_レ爲_レ。未_レ嘗_レ不_レ先_レ之。以_二征_レ誅_一。而後得_レ其意。詩曰。是伐是肆。是絶是忽。四方以無拂。此言文王先征誅。而後得意於天下也。夫先王欲立法度。以變衰壞之俗。而成甲人之才。雖有征誅之難。猶忍而爲之。以爲不若。是不可以有爲也。

及_レ至_二孔子_一。以_二匹夫_一遊_レ諸侯。所_レ至_レ則使_レ其君臣捐_レ所_レ習。逆_レ所_レ順。強_レ所_レ劣。憧憧如也。卒困於排逐。然孔子亦終不_レ爲_レ之。以爲不如。是。不可_レ以有_レ爲_レ。此其所_レ守_レ。蓋與_二文王_一同_レ意。夫在上之聖人。莫_レ如_二文王_一。在下之聖人。莫_レ如_二孔子_一。而欲_レ有所_レ施_レ爲_レ變革。則其事蓋如此矣。今有_二

孔子に至るに及んで、匹夫を以て諸侯に遊び、至る所則ち其君臣をして習ふ所を捐て、順ふ所に逆らひ、劣なる所を強ひしめて、憧憧如たり。卒に排逐に困しみき。然れども孔子も亦終に之が爲に變ぜず、以爲らく是の如くならざれば、以て爲す有るべからずと。此れ其守る所、蓋し文王と意を同じうす。夫れ上に在るの聖人は、文王に如くは莫く、下に在るの聖人は、孔子に如くは莫し。而も施爲變革する所有らんと欲すれば、則ち其事蓋し此の如し。今天下の勢を有ちて、先王の位に居り、法制を勅立するに、征誅の難有るに非ず、僥倖の人、悦ばずして之を非とする有りと雖も、固より天下順悦の人衆きに勝へざるなり。然り而して一も流俗僥倖悦ばざるの言有れば、則ち遂に止めて敢て爲さざる者は惑へり。陛下誠に天下の才を成すに意有らば、則ち臣又之を斷せんことを願はんのみ。

● 舊來の習慣を棄て順ひ守りし所に背きし拙劣なりし缺點を強ひて修養せしむ ● 忙迫の説 ● 志を得ずして到る處に排斥を受けたるを指す ● 創始 ● 順從悦服の人の方途に多かるべし

天下之勢。居先王之位。勅立法制。非有征誅之難也。雖有僥倖之人。不悅而非之。固不勝意乎。成天下之才。則臣又願斷之而已。

夫慮之以謀。計之以數。爲之以漸。而又勉之以成。斷之以果。然而猶不能成。天下之才。則以臣所聞。蓋未之有也。然臣之所稱。流俗之所不講。而今之議者。以謂迂闊而熱爛者也。竊觀近世士大夫所

夫れ之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てし、而して又之を勉むるに成を以てし、之を斷するに果を以てして、然り而して猶ほ天下の才を成す能はざるは、則ち臣の聞く所を以てしては、蓋し未だ有らざるなり。然れども臣の稱する所は、流俗の講ぜざる所にして、今の議者の、以て迂闊にして熱爛せりと謂ふ者なり。竊に近世の士大夫を觀るに、心力耳目を悉して、以て朝廷を補助せんと欲する所の者は有り。彼れ其意、一切の利害に非ざれば、則ち以爲らく、當世の能く行ふ所の者と。士大夫既に此を以て世に希ふ、而して朝廷の天下の士に取る所も、亦此の如きに過ぎず。大倫大法、禮義の際、先王の力學して守りし所の者に至つては、蓋し及ばざるなり。一も此に及ぶ有れ

欲悉心力耳目。以補助朝廷。上有矣。彼其意非一切利害。則以爲當世所能行者。士大夫既以此希世。而朝廷所取於天下之士。亦不過如此。至於人倫大法。禮義之際。先王之所力學而守者。蓋不及也。一有及此。則羣聚而笑之。以爲迂闊。今朝廷悉心於一切之利害。有司法三刀筆之間。非一日也。然其效可觀矣。則夫所謂迂闊而熱爛者。惟陛下亦可以少留神而察之矣。

ば、則ち羣聚して之を笑ひ、以て迂闊と爲す。今朝廷心を一切の利害に悉し、有司刀筆の間に法令する、一日に非ざるなり。然れども其效觀るべきは、則ち夫の所謂迂闊にして熱爛なる者も、惟陛下亦以て少しく神を留めて之を察すべきなり。

● 測り違し ● 陳腐 ● 刀を以て物を裁取るにたとへ、警覺を取るのみ、其長短疑難を顧みざるを一切と謂ふとぞ ● 爲富の間に「非」の一字を脱せるにやとの説あり、即ち「著に非ず」と也 ● 其意及ばず ● 強書なり、古は紙なし物を書するに絹縑を用ふ、故に刀筆並ば用ふ ● 心を留め意を注ぐ

昔唐太宗貞觀之初。人人異論。如封德彝之徒。皆以爲非。雜用秦

昔唐の太宗貞觀の初、人人異論す。封德彝の徒の如きは、皆以爲らく、秦漢の政を雜用するに非ざれば、以て天下を爲むるに足らずと。能く先王の事を以て、太宗を開きし者は、魏文貞公一人のみ。其施設する所、未だ盡く先王の意に當

漢之政。不。足。三。以。爲。天。下。能。以。先。王。之。事。開。太。宗。者。魏。文。貞。公。一。人。爾。其。所。施。設。雖。未。能。盡。當。先。王。之。意。抑。其。大。略。可。謂。合。矣。故。能。以。二。數。年。之。間。而。天。下。幾。致。刑。措。中。國。安。寧。變。夷。順。服。自。三。王。以。來。未。有。如。此。盛。時。也。唐。太。宗。之。初。天。下。之。俗。猶。三。今。之。世。也。魏。文。貞。公。之。言。固。當。時。所。謂。迂。闊。而。熟。爛。者。也。然。其。效。如。此。賈。誼。曰。今。或。言。德。教。之。不。如。法。令。胡。不。引。商。周。秦。漢。以。觀。之。然。則。唐。太。宗。之。事。亦。足。以。觀。一。矣。

臣幸以職事

る能はずと雖も、抑其大略は合ふと謂ふべし。故に能く數年の間を以てして、天下幾ど刑措を致し、中國安寧、蠻夷順服、三王より以來、未だ此の如き盛時は有らざりき。唐の太宗の初めは、天下の俗、猶ほ今の世のごときのみ。魏文貞公の言は、固より當時の所謂迂闊にして熟爛なる者なりき。然るに其效は此の如し。賈誼曰く、今或は徳教は法令に如かずと言はば、胡ぞ商周秦漢を引いて以て之を観ざると。然らば則ち唐太宗の事、亦以て觀るに足らん。

●魏徵 ●太宗即位の初教化に就いて問ふ、魏曰く帝道を行へば帝たり、道を行へば王たり、行ふ所如何を顧るのみ云々と ●刑措して用ひざるなり ●前漢の名臣

臣幸に職事を以て歸つて陛下に報ずるに、自ら其驚下にして、以て職に稱ふ

歸。職。陛。下。不。言。自。知。其。驚。下。無。以。稱。職。而。敢。及。國。家。之。大。體。者。以。臣。承。陛。下。任。使。而。當。歸。報。上。竊。謂。在。位。之。人。才。不。足。而。無。所。稱。朝。廷。任。使。之。意。而。朝。廷。所。以。任。使。天。下。之。士。者。或。非。其。理。而。士。不。得。盡。其。才。此。亦。臣。使。事。之。所。及。而。陛。下。之。所。宜。先。聞。者。也。釋。此。不。言。而。毛。舉。利。害。之。一。二。以。汗。陛。下。之。聰。明。而。終。無。補。於。世。則。非。臣。所。以。事。陛。下。一。倦。倦。上。之。義。也。伏。惟。陛。下。詳。思。而。擇。其。中。天。下。幸。甚。

無きを知らず。而も敢て國家の大體に及ぶ者は、臣陛下の任使を承けて、當に歸報すべきを以て、竊に謂ふに在位の人材足らずして、朝廷任使の意に稱ふ所無くして、朝廷の天下の士を任使する所以の者も、或は其理に非ずして、士其才を盡すを得ず。此れ亦臣が使事の及ぶ所にして、陛下の宜しく先づ聞くべき所の者なり。此を釋いて言はず、而も利害の一二を毛舉して、以て陛下の聰明を汗し、而も終に世に補無くんば、則ち臣が陛下に事ふる倦倦なる所以の義に非ざるなり。伏して惟ふ、陛下詳思して其中を擇ばば、天下幸甚ならん。

●愚鈍 ●朝野の事を列舉す ●耳目を巧す ●懇切の説 ●中道

進戒疏

臣某昧死再拜。上疏。皇帝陛下。臣竊以陛下既終。亮陰。考之於經。則羣臣進戒之時。而臣待罪近司。職當先事。有言者也。竊聞孔子論爲邦。先放鄭聲。而後曰。遠佞人。仲虺稱湯之德。先不遺聲色。不殖貨利。而後曰。用人惟己。蓋以謂不淫耳目。於聲色玩好之物。

臣某昧死再拜、疏を皇帝陛下に上る。臣竊に以爲らく、陛下既に亮陰を終ふ。之を經に考ふるに、則ち羣臣戒を進むるの時にして、臣は罪を近司に待つ。職當に事に先つて言有るべき者なり。竊に聞く、孔子の邦を爲むるを論するや、先づ鄭聲を放つて、而る後に佞人を遠くと曰ひ、仲虺の湯の徳を稱するや、先づ聲色を遺づけず、貨利を殖せずして、而る後に人を用ふる惟己にすと曰ふ。蓋し以謂らく、耳目を聲色玩好の物に淫せず、然る後に能く志を用ふるに精しく、能く志を用ふるに精しくして、然る後に能く理を見るに明かに、能く理を見るに明かにして、然る後に能く人を知り、能く人を知りて、然る後に佞人得て遠ざくべし。忠臣良士と、有道の君子と、時に類進して、以て自ら竭すこと有れば、則ち法度の行はれ、風俗の成る、甚だ易きなり。若し夫れ人主人に過ぐるの材有りとも雖も、而も早く自ら耳目の欲を戒むる能はず、過差以て其心の思ふ所を亂すに至れば、則ち志を用ふる精ならず。志を用ふる精ならずれば、則ち

然後能精於用志。能精於用志。然後能明於見理。能明於見理。然後能知人。能知人。然後佞人可得而遠。忠臣良士。與有道之君子。類進於時。有以自竭。則法度之行。風俗之成。甚易也。若夫人主雖有過。人之材。而不能早自戒。於耳目之欲。至於過差。以亂其心之所思。則用志不精。用志不精。則見理不明。見理不明。則邪說誤行。必窺間乘。殆而作。則其至於危亂也。豈難哉。

理を見ること明ならず。理を見ること明ならざれば、則ち邪說誤行必ず間を窺ひ殆に乗じて作らん。則ち其危亂に至らんこと、豈難からんや。

● 帝の喪に居ること ● 書經說命篇に既に喪を終へ其れ惟言はず羣臣成を王を諫むとあり ● 時に翰林學士たり ● 論語衛公篇に見ゆ、鄭聲は淫風の詩 ● 書經仲虺篇に出づ ● 自己に有するが如くす ● 類を以て聚り進む ● ちごり也 ● 偏頗の行爲 ● 危に同じ

伏惟陛下即位以來。未だ聲色玩好之過。聞於外。然孔子聖人之盛。尚自以爲七十而後敢

伏して惟ふに陛下即位以來、未だ聲色玩好の過の外に聞ゆる有らず。然れども孔子聖人の盛なるだに、尚ほ自ら以て七十にして後に敢て心の欲する所を縱にすと爲せり。今陛下鼎に盛なるの春秋を以て、天下の大奉を享く。耳目を感移する所以の者、少からずと爲さん。則ち臣の豫め慮る所にして、陛下の

縱心所欲也。今陛下以鼎盛之春秋而享天下之大奉。所以惑移耳目者。爲不少矣。則臣之所豫慮。而陛下之所深戒。宜在於此。天之生聖人。材甚吝。而人之值聖人。之甚難。天既以聖人之材。付陛下。則人亦將以聖人之澤。於此時。伏惟陛下自愛。以成德。而自強。以赴功。使後世不失聖人之名。而天下皆蒙陛下之澤。則豈非可願之事哉。臣愚不勝惓惓。唯陛下恕其狂妄。而幸賜省察。

深く戒むる所、宜しく此に在るべし。天の聖人の材を生ずる甚だ吝に、人の聖人の時に値ふ甚だ難し。天既に聖人の材を以て陛下に付す、則ち人亦將に聖人の澤を此時に望まんとす。伏して惟ふに陛下自愛して以て徳を成し、自ら強めて以て功に赴き、後世をして聖人の名を失はずして、天下皆陛下の澤を蒙らしめば、則ち豈願ふべきの事に非ずや。臣愚惓惓に勝へず、唯陛下其狂妄を恕して、幸に省察を賜へ。

● 無語爲政篇に七十にして心の欲する所に従つて矩を踰えず云々とあり ● 方に血氣盛なる年齢 ● 天子としての養養 ● 鮮少なる義 ● 聖人を以て陛下に望む ● 自強不息なり ● 心より深く願ひのぞむ間

原過

天有過乎。有之。陵歷闕蝕是也。地有過乎。有之。崩弛竭塞是也。天地舉有過。卒不累。覆且載者何。善復常也。人介乎天地之間。則固不能無過。卒不害聖且賢者何。亦善復常也。故太甲思庸。孔子曰。勿憚改過。揚善。貴遷善。皆是術也。予之朋有過而能悔。悔而能改。

天過有るか、之れ有り、陵歴闕蝕是なり。地過有るか、之れ有り、崩弛竭塞是なり。天地舉過有るも、卒に覆且つ載を累せざる者は何ぞや、善く常に復ればなり。人天地の間に介す、則ち固より過無き能はず。卒に聖且つ賢を害せざる者は何ぞ、亦善く常に復ればなり。故に太甲は庸を思ひ、孔子は過を改むるに憚る勿れと曰ひ、揚雄は善に遷るを貴べり。皆是れ術なり。予の朋に、過つて能く悔い、悔いて能く改むるもの有り。人則ち曰く、是れ向の事に従ふを云ふのみ、今の事に従ふと向の事に従ふと類せず、其性に非ざるなり、飾表して以て世を疑はするなりと。夫れ豈知言ならんや。天五行を萬彙に播す、人固より備へて之を有す。有して思はざれば則ち失ひ、思つて行はざれば則ち廢す。一日前の非を咎め、沛然思つて之を行はば、是れ失うて復得、廢して復擧ぐるなり。願つて其性に非ずと曰ふは、是れ天下を牽るて性を賤ふなり。且つ人の財有りて盜に竊はるゝに、已にして之を得るが如し。夫の人の財に非ず、向に盜に竊はれぬ

人則曰。是向之從事云爾。今從事與向之從事弗類。非其性也。飾表以疑世也。夫豈知言哉。天播五行於萬靈。人固備而有之。有而不思則失。思而不行則廢。一日答三前之非。沛然思而行之。是失而復得。廢而復舉也。顧曰。非其性。是率天下而戕性也。且如人有財。見其於盜。已而得之。曰。非夫人之財。向其於盜矣。可歎。不可也。財之在己。固不若性之爲己有也。財失復得。曰。非其財。且不可。性失復得。曰。非其性。可乎。

と曰はば、可なるか、不可なり。財の己に在るや、固より性の己の有爲るに若かざるなり。財失うて復得るすら、其財に非すと曰ふは、且つ不可なり。性失うて復得るに、其性に非すと曰ふ、可ならんや。

● 突掩を酸とし相經過するを酸とす、漢書天文志には酸醜同とあり酸は相擊つなり
● 山岳崩壊し河川枯れ
● 天は四ひ地は載す ● 挾り立つ ● 書本中篇に出づ、唐は常道なり ● 論語に出づ ● 法言學
● 行禮に君子は善に遇るを貴ぶと見ゆ ● 事件に従事せし状態 ● 表面を飾る ● 木火土金水の徳を萬民に
● 布く ● 盡んなる貌 ● 所有主振き金なり、前の人には既に奪ひ去られたりと謂ふなり

性情一也。世有論者曰。性善情惡。是徒

性情

性情は一なり、世に論者有り曰く、性は善、情は惡と。是れ徒に性情の名を識つて、而も性情の實を知らざるなり。喜怒哀樂好惡欲、未だ外に發せずして、

識性情之名。而不知性情之實也。喜怒哀樂好惡欲。未發於外而存於心。性也。喜怒哀樂好惡欲。發於外而見於行。情也。性者情之本。情者性之用。故吾曰。性情一也。彼曰。性善。無他。是嘗讀孟子之書。而未嘗求孟子之意耳。彼曰。性惡。無他。是有見於天下之以此

心に存するは性なり。喜怒哀樂好惡欲、外に發して、行に見はるゝは情なり。性なる者は情の本、情なる者は性の用なり。故に吾曰く、性情は一なりと。彼性善と曰ふ、他無し、是れ嘗て孟子の書を讀んで、未だ嘗て孟子の意を求めざるのみ。彼性惡と曰ふ、他無し、是れ天下の此七者を以て惡に入るを見ること有つて、而して七者の性に出づるを知らざるのみ。故に此七つの者は、人生れながら之を有し、物に接して後に動く。動いて理に當るは、則ち聖なり賢なり、理に當らざるは、則ち小人なり。彼徒に情の外に發する者、外物の累はす所と爲りて、遂に惡に入るを見ること有るや。因つて情は惡なり、性を害する者は情なりと曰ふ。是れ曾て情の外に發して、外物の感ずる所と爲り、遂に善に入る者を察せざるか。

● 韓文公照 ● 唐の李翱 ● 所謂七情なり、物に觸れて性の波動する所なり ● はたらしき ● 李翱を指す ● 性の字は情の字の誤ならん ● 流れて惡に入る意 ● 流れて善に入るなり

七者而入於惡。而不知七者之出於性耳。故此七者。人生而有之。接於物而後動焉。動而當於理。則聖也。賢也。不當於理。則小人也。彼徒有見於情之發於外者。爲外物之所累。而遂入於惡也。因曰情惡也。善性者情也。是曾不察於情之發於外。而爲外物之所感。而遂入於善者乎。

蓋君子養性之善。故情亦善。小人養性之惡。故情亦惡。故君子之所以爲君子。莫非情也。小人之所以爲小人。莫非情也。彼論之失者。以其求性於君子。求情於小人耳。是其所謂情者。莫非喜怒哀

蓋し君子は性の善を養ふ、故に情も亦善なり。小人は性の惡を養ふ、故に情も亦惡なり。故に君子の君子爲る所以は、情に非ざる莫きなり、小人の小人爲る所以も、情に非ざる莫きなり。彼論の失する者は、其性を君子に求めて情を小人に求むるを以てのみ。是れ其所謂情なる者は、喜怒哀樂好惡欲に非ざるは莫きなり。舜の聖なる、象喜べば亦喜べり。舜をして當に喜ぶべきに喜ばざらしめば、豈以て舜と爲すに足らんや。文王の聖なる、王赫として斯に怒る。當に怒るべくして怒らずば、則ち豈以て文王と爲すに足らんや。此二者を擧げて之を明にせば、則ち其餘は知るべし。其情を廢するが如きは、則ち性善なりと雖も、何を以て自ら明にせんや。誠に今の論者の説の如きは、情無き者は善なれば、則ち

是れ木石の若き者尙からん。是を以て性情の相須つこと、猶ほ弓矢の相待つて用ひらるゝがごときを知る。若し夫れ善惡は、則ち猶ほ中ると中らざるとのごときなり。曰く、然らば則ち性に惡有るか。曰く、孟子曰く、其大體を養へば大人と爲り、其小體を養へば小人と爲ると。楊子曰く、人の性善惡混すと。是れ性の以て惡と爲すべきを知ると。

● 開題 ● 舜の異母弟 ● 詩經大雅皇矣篇の語 ● 性の善なることを發表す ● 貴 ● 孟子告子篇に出づ、孟子は大體を心とし小體を口腹耳目の慾とす、性惡の證にはあらず

樂好惡欲也。舜之聖也。象喜亦喜。使舜當喜而不喜。豈足以爲舜乎。文王之聖也。王赫斯怒。當怒而不怒。則豈足以爲文王乎。舉此二者而明之。則其餘可知矣。如其廢情。則性雖善。何以自明哉。誠如今論者之說。無情者善。則是若木石者尙矣。是以知性情之相須。猶三弓矢之相待而用。若夫善惡。則猶二中與不中也。曰。然則性有惡乎。曰。孟子曰。養其大體爲大人。養其小體爲小人。楊子曰。人之性善惡混。是知性可以爲惡也。

卷之三十

周公論

甚哉荀卿之好妄也。載周公之言曰。吾所執贊而見者十人。選贊而相見者三十人。貌執者百有餘人。欲言而請畢事。千有餘人。是誠周公之所爲。則何周公之小也。夫聖人爲政於天

甚しいかな、荀卿の妄を好むや。周公の言を載せて曰く、吾の贊を執つて見る所の者十人、贊を還して相見る者三十人、貌執する者百有餘人、言はんと欲して事を畢ふるを請ふもの千有餘人と。是れ誠に周公の爲す所ならば、則ち何ぞ周公の小なるや。夫れ聖人の政を天下に爲すや、初より天下に爲す無きが若し。而も天下卒に以て治まらざる所無き者は、其法誠に修まればなり。故に三代の制、序を遂に立て、序を遂に立て、學を國に立てて、其道を盡し、以て賢を養ひ士を教ふるの法と爲す。是れ士の賢未だ用ふるに及ばすと雖も、而も固より尊養せられざる者無し。此れ則ち周公士を待つ道の道なり。誠に荀卿の言の若くば、則ち春申・孟嘗の行のみ。亂世の事なり、豈周公と爲すに足らんや。且つ聖世の士、

下也。初若無爲於天下。而天下卒以無所不治者。其法誠修也。故三代之制。立序於立學。於立學。而盡其道。以爲養賢教士之法。是士之賢雖未及用。而固無不。且養者上矣。此則周公待士之道也。誠若荀卿之言。則春申孟嘗之行。亂世之事也。豈足爲

各々其業有り、道を講じ藝を習ひ、日も之れ足らざるを患ふ。豈公卿の門に遊ぶに暇あらんや。彼の公卿の門に遊びて、公卿の禮を求むる者は、皆戰國の奸民にして、毛遂・侯嬴の徒のみ。荀卿亂世に生れ、先王の法を考論して、之を天下に著す能はずして、亂世の俗に惑ひ、遂に以て聖世の事、亦是の若しと爲すのみ。亦已に過てり。且つ周公の禮する所の者は、大賢ならば、則ち周公豈惟贊を執りて之を見るのみならんや、固より當に之を天子に薦めて、天位を共にすべく、如し其れ不賢にして、與に天位を共にするに足らずんば、則ち周公如何ぞ其れ之が與に禮を爲さんや。

- 荀子楚蘭館に出でたる語
- 敬すべき人に接する時執る所の玉帛萬鳥の類
- 先方より捧りし贊を還して禮する語
- 禮貌を以て接待す
- 周公の用事了るを待つ者
- 所謂結社の化なり
- 庠序は皆學の名、蓋は五百家、州は二千五百家、國は天子及び諸侯の國都なり、禮記には遂を州に作る
- 用ひらるゝ以前
- 春申君黃歇・孟嘗君田文共に戰國の人なり、いづれも客を養ふこと數千人
- 出入して尊願を求むる餘暇無し
- 並に戰國の名士、遂は趙平原君、蓋は魏信陵君の客たり

周公乎。且聖世之士。各有其業。講道習藝。患二日之不足。豈暇遊公卿之門哉。彼遊公卿之門。求公卿之禮者。皆戰國之奸民。而毛遂侯蘇之徒也。苟卿生於亂世。不能考論先王之法。著之天下。而惑於亂世之俗。遂以爲聖世之事。亦若是而已。亦已過也。且周公之所禮者。大賢與。則周公豈惟執贄見之而已。固當薦之天子。而共天位也。如其不賢。不足與共天位。則周公如何其與之爲禮也。

子產聽鄭國之政。以其乘與。濟三人於漆。清。孟子曰。惠而不不知爲政。蓋君子之爲政。立善法於天下。則天下治。立善法於一國。則一國治。如其不能立法。而欲人悅之。則日

子產鄭國の政を聞き、其乘輿を以て、人を漆洧に濟す。孟子曰く、惠にして政を爲すを知らずと。蓋し君子の政を爲すや、善法を天下に立つれば、則ち天下治まり、善法を一國に立つれば、則ち一國治まる。如し其れ法を立つる能はずして、人に之を悦ばすを欲せば、則ち日も亦足らじ。周公をして政を爲すを知らしめば、則ち宜しく學校の法を天下に立つべし。學校を立つることを知らずして、徒に能く身を勞して、以て天下の士を待たば、則ち唯力の足らざる所有のみならずして、勢も亦得ざる所有らん。或は曰く、祿を仰ぐの士は、猶ほ驕るべし、身を正しうするの士は、驕るべからずと。夫れ君子の驕らざる、闇室と雖も敢て自ら

亦不足矣。使周公知爲政。則宜立學校之法於天下。矣。不知立學校。而徒能勞身以待天下之士。則不唯力有所不足。而勢亦有所不得也。或曰。仰祿之士。猶可驕。正身之士。不可驕也。夫君子之不驕。雖闇室不敢自慢。豈爲其人之仰祿而可驕乎。嗚呼。所爲君子者。實其能不易乎。世也。苟卿生於亂世。而遂以亂世之事。量聖人。後世之士。尊苟卿以爲大儒。而繼孟子者。吾不信矣。

慢にせず、豈其人の祿を仰ぐが爲に、以て驕るべけんや。嗚呼、君子爲る所の者は、其能く世を易へざるを貴ぶ。苟卿亂世に生れて、遂に亂世の事を以て聖人を量る。後世の士、苟卿を尊んで、以て大儒にして孟子に繼ぐ者と爲せども、吾は信ぜざるなり。

● 節の子産己の乗物を以て人を漆洧の川に渡す、孟子の批評はその體要の下篇に出づ ● 川の石 ● 獲日を與すも功無からん ● 前後の事情も亦爲すを得ざらん ● 荀子に出づ ● 他に人なき闇室にても怠慢せず ● 諸見証乎として世俗の風習に移易せられざるを貴ぶ

禮論

嗚呼。苟卿之不知禮也。其言曰。聖人化

嗚呼、苟卿の禮を知らざるや。其言に曰く、聖人性を化して偽を起すと。吾是を以て其禮を知らざるを知る。禮を知る者は、禮の意を知るを貴ぶ。而るに苟

性而起僞。吾是以知其不知禮也。知禮者。實乎知禮之意。而苟稱盛稱其法度。節奏之美。至於言化。則以爲僞也。亦烏知禮之意哉。故禮始於天。而威於人。知天而不知人。則野。知人而不知天。則僞。聖人惡其野。而疾其僞。以是禮興焉。今苟卿以謂聖人之化。性而

卿は盛に其法度節奏の美を稱し、化を言ふに至つては、則ち以て僞と爲す。亦鳥んぞ禮の意を知らんや。故に禮は天に始つて、人に成る。天を知つて人を知らざれば、則ち野、人を知つて天を知らざれば、則ち僞。聖人其野を惡んで其僞を疾む。是を以て禮興る。今苟卿以て聖人の性を化して僞を起すと謂ふは、則ち是れ天を知らざるの過なり。然して彼亦見る有つて云ふのみ。凡そ禮を爲す者は、必ず其放傲の心を誦け、其嗜慾の性に逆ふ。逸を欲せざる莫くして、尊者の爲に勞し、得を欲せざる莫くして、長者の爲に譲り、擊跪曲拳して、以て其恭を見はす。夫れ民の此に於ける、豈皆之を樂しむの心有らんや。上の己を惡んで、之に隨ふに刑を以てするを患ふるなり。故に苟卿以爲らく、特に之を法度の威に劫して、之を外に爲すのみと。亦思はざるの過なり。

- 苟子性惡論の語、帶人禮を制して人情の惡を化し僞即人」を起すと云ふ
- 禮の教化を言ふ
- 文飾なき野鄙
- 放任放傲の心
- 逸遊
- 手を舉げ足踏きし體を曲めて拜伏す
- 法度の嚴威を以て脅迫す

起僞。則是不知天之過也。然彼亦有見而云爾。凡爲禮者。必誦其放傲之心。逆其嗜慾之性。莫不欲逸。而爲尊者勞。莫不欲得。而爲長者讓。擊跪曲拳。以見其恭。夫民之於此。豈皆有樂之之心哉。患上之惡己。而隨之。以刑也。故苟卿以爲特劫之法度之威。而爲之於外爾。此亦不思之過也。

夫斲木而爲之器。服馬而爲之駕。此非生而能者也。故必削之以繩墨。圓之以規。而方之以矩。束聯膠漆之。而後器適於用焉。削之以銜勒之制。後之以馳驟舒疾。無得自放。

夫れ木を斲つて之が器を爲し、馬を服して之が駕を爲す。此れ生れながらにして能くする者に非ざるなり。故に必ず之を削るに斧斤を以てし、之を直にするに繩墨を以てし、之を圓にするに規を以てし、之を方にするに矩を以てし、之を束聯膠漆して、後に器用に適せん。之を前にするに銜勒の制を以てし、之を後にするに鞭策の威を以てし、馳驟舒疾、自放を得る無くして、一に人に聽き、而る後に馬駕に適せん。是に由つて之を觀れば、之を外に劫して、之を服するに力を以てせざる者莫きなり。然るに聖人、木を捨てては器を爲さず、馬を捨てては駕を爲さざる者は、固とり亦其天資の材に因るなり。今人生れて父を嚴かり母を愛するの心有り、聖人其性の欲に因つて、之が制を爲す。故に其制以て人に強ふる有り

而一聽於人。而後馬適於。駕焉。由是觀之。莫不功之於外而服之。以力者也。然聖人捨木而不爲器。捨馬而不爲駕者。固亦因其天資之材也。今人生而有嚴父愛母之心。聖人因其性之欲而爲之制焉。故其制雖有以強人。而乃以順其性之欲也。聖人苟不爲之

と雖も、而も乃ち以て其性の欲に順ふなり。聖人苟も之が禮を爲さざれば、則ち天下蓋し將に其父を慢りて其母を疾む者有らんとす、此れ亦其性を失ふと謂ふべし。性を得る者以て偽と爲さば、則ち其性を失ふ者、乃ち以て眞と爲すべけんや。此れ荀卿の思はずと爲す所以なり。夫れ狙猿の形は、人に若かざるに非ず、之を繩すに尊卑を以てし、而も之を節するに揖讓を以てせんと欲せば、則ち彼深山大麓に趨つて走る有らんのみ。之を畏すに威を以てし、之を馴らすに化を以てすと雖も、其れ服すべけんや。以て天性是れ無くして以て之を化して、偽らしむべしと謂はば、則ち狙猿も亦禮を爲さしむべし。故に曰く、禮は天に始つて、而して人に成ると。天は則ち是れ無きに、人之を爲さんと欲する者は、天下の物を舉げて、吾蓋し未だ之を見ざるなり。

- 馬を驅らし従はしむ
- 東に連ね膠し漆す
- くつわと手綱
- わち
- 速く駆け徐に歩む
- 木以外の物にては器を作らず
- 重んじ憚かる
- 禮を制するなり
- 父母を重愛せざる者
- 禮
- 禮儀作法
- 教化
- 天性之れ無きに人為もて之を強ふとも天下何物か成るを得ん

禮。則天下蓋將有慢其父而疾其母者矣。此亦可謂失其性也。得性者以爲偽。則失其性者。乃可以爲眞乎。此荀卿之所以爲不思也。夫狙猿之形。非不若人也。欲繩之。以尊卑。而節之。以揖讓。則彼有趨於深山大麓而走上耳。雖畏之以威。而馴之。以化。其可服耶。以謂天性無是。而可以化之。使爲耶。則狙猿亦可使爲禮矣。故曰。禮始於天。而成於人。天則無是。而人欲爲之者。學天下之物。吾蓋未之見也。

莊周論上

世之論莊子者不一。而學者曰。莊子之書。務詆孔子。以信其邪說。要焚其書。廢其徒。而後可。其曲直固不足論也。學儒者之言。如此。而好莊子

世の莊子を論ずる者一ならず、而して儒を學ぶ者は曰く、莊子の書、務めて孔子を詆り、以て其邪説を信にす。要するに其書を焚き、其徒を廢して後に可ならん。其曲直は固より論するに足らざるなりと。儒を學ぶ者の言は此の如し。而して莊子の道を好む者は曰く、莊子の徳は、萬物を以て其慮を干さずして、能く其道を信にする者なり。彼仁義を知らざるに非ざるなり。以爲らく仁義は小にして、行ふに足らずと。彼禮樂を知らざるに非ざるなり、以爲らく禮樂は薄うして、天下を化するに足らずと。故に老子曰く、道失はれて後に徳あり、徳失は

之道者曰。莊子之德。不以其萬物。千其慮。而能信其道者也。彼非不知仁義也。以爲仁義小。而不足行已。彼非不知禮樂也。以爲禮樂薄。而不足化天下。故老子曰。道失後德。德失後仁。仁失後義。義失後禮。是知莊子非不達於仁義禮樂之意也。彼以爲仁義禮樂者。道之末也。故薄之云爾。夫儒者之言善也。然未嘗求莊子之意也。好莊子之言者。固知讀莊子之書也。然亦未嘗求莊子之意也。

れて後に仁あり、仁失はれて後に義あり、義失はれて後に禮ありと。是れ莊子が仁義禮樂の意に達せざるに非ざるを知る。彼以爲らく、仁義禮樂は道の末なりと。故に之を薄しと云ふのみと。夫れ儒者の言や善し、然も未だ嘗て莊子の意を求めざるなり。莊子の言を好む者は、固より莊子の書を讀むを知るも、然も亦未だ嘗て莊子の意を求めざるなり。

● 孔孟の道を學ぶ者 ● 邪説を信する不正の説 ● 天下萬物の世に其念慮を亂せられずして能く其道を信にす ● 老子第三十八章に出づ

昔先王之澤。至莊子之時。竭矣。天下之俗。譎詐大作。

昔は先王之澤、莊子の時に至つて竭く。天下の俗、譎詐大いに作り、質朴並び散す。世の學士大夫と雖も、未だ己を貴び物を賤しむの道を知る者は有らざるなり。

質朴並散。雖世之學士大夫。未下有知貴己賤物之道者。也。於是棄絶乎禮義之緒。奪乎利害之際。趨乎利而不以爲辱。殞身而不以爲怨。漸漬陷溺。以至乎不可救已。莊子病之。思其說以矯天下之弊。而歸之於正也。其心過慮。以爲仁義禮樂。皆不足正之。故同

り。是に於て禮義の緒を棄絶し、利害の際に奪攘し、利に趨つて以て辱と爲さず、身を殞して以て怨と爲さず。漸漬陷溺して、以て救ふべからざるに至る。莊子之を病ふ、其說以て天下の弊を矯めて、之を正に歸せんと思ふなり。其心過慮、以爲らく仁義禮樂、皆以て之を正すに足らずと。故に是非を同じうし、彼我を齊しうし、利害を一にす。則ち心に足るを以て得ると爲す。此れ其天下の弊を矯むる所以の者なり。既に其說を以て弊を矯むるや、又來世の遂に吾説を實として、天地の純と、古人の大體とを見ざるを懼る。是に於て又其心を傷ましめ、辛篇に於て以て自ら解す。故に其篇に曰く、詩は以て志を道ひ、書は以て事を道ひ、禮は以て行を道ひ、樂は以て和を道ひ、易は以て陰陽を道ひ、春秋は以て名分を道ふと。此に由つて之を觀れば、莊子豈聖人知らざる者ならんや。又曰く、譬へば耳目鼻口の、皆明す所有りて、相通する能はざるが如く、猶ほ百家衆技の、皆長する所有りて、時に用ふる所有るがごとしと。是を用つて以て聖人の道

是非齊彼我。一利害則以足乎心爲得。此其所三以矯天下之弊者也。既以二其說一矯弊矣。又懼來世之遂實吾說。而不見天地之純。古人之大體也。於是又傷其心。於二卒篇一以自解。故其篇曰。詩以道志。書以道事。禮以道行。樂以道和。易以道陰陽。春秋以道名分。由此而觀之。莊子豈不知三聖人者哉。又曰。譬如耳目鼻口。皆有所以明。不能相通。猶百家衆技。皆有所用。用是以明。聖人之道。其全在彼。而不在此。而亦自列其書於宋。鉞慎到墨翟老聃之徒。俱爲三不該不徧一曲之士。蓋欲明三吾之言。有爲而作。非大道之全云爾。然則莊子豈非有意於二天下之弊。而存聖人之道上乎。

伯夷之清。柳

を明すは、其全彼に在つて此に在らず、而して亦自ら其書を宋鉞慎到墨翟老聃の徒に列して、俱に該ねず徧ねからざる一曲の士と爲す。蓋し吾の言は爲にする有りて作る、大道の全に非ざるを明さんと欲すと云ふのみ。然らば則ち莊子豈天下の弊に意有つて聖人の道を存するに非ざらんや。

- 徳運 ● 偽り欺く ● 身の貴く物の賤しき道理 ● 漸次に浸み込みて利害の途に陥る ● 思ひ過ごし
- 自己の満足を以て得たりと自ず ● 後世 ● 天地の大道と古人の大體とを觀察せざるを懼る ● 莊子天下篇
- 同書同篇に出づ ● 六經を指す ● 百家衆技 ● 孟子に宋鉞とあるに同じ ● 變れず徧かちざる一方に偏する士

伯夷の清、柳下惠の和、皆天下を矯むる有りし者なり。莊子の其心を用ふる、亦

下惠之和。皆有矯於天下。一者也。莊子用其心。亦二聖人之徒矣。然而莊子之言。不得爲邪。說比者。蓋其矯之過矣。夫矯枉者。欲其直也。矯之過。則歸於枉矣。莊子亦曰。墨子之心。則是也。墨子之行。則非也。推莊子之心。以求其行。則獨何異於墨子哉。後之讀莊子者。善其爲書之心。非其爲書之說。則可謂善讀矣。此亦莊子之所願於後世

二聖人の徒のみ。然り而して莊子の言は、邪説の比と爲らざるを得ざる者は、蓋し其之を矯むるや過ぐればなり。夫れ枉を矯むる者は、其直を欲すればなり。之を矯むること過ぐれば、則ち枉に歸す。莊子亦曰く、墨子の心は則ち是なり、墨子の行は則ち非なりと。莊子の心を推して、以て其行を求めば、則ち獨り何ぞ墨子に異ならんや。後の莊子を讀む者、其書を爲るの心を善とし、其書を爲るの説を非とせば、則ち善く讀むと謂ふべし。是れ亦莊子の後世の其書を讀む者に願ふ所ならん。今の讀む者、莊を挾んで以て吾儒を護して曰く、莊子の道大なるかな、儒の能く知るに及ぶ所に非ざるなりと。其意を求むることを知らずして、儒に異る者を以て貴と爲す、悲しいかな。

- 孟子萬章下篇に見ゆ ● 邪説僻論の比類 ● 曲を正して直とせんとする者 ● 墨翟 ● 莊子の書を稱として吾が偏道を輕侮す

之讀其書者上也。今之讀者。挾莊以謾吾儒。曰。莊子之道大哉。非三儒之所能及也。不知求其意。而以異於儒者爲貴。悲夫。

田正言に上る第一書

正言執事。某五月家に還り、八月官に抵る。毎に西北の郵を介して、一言を布月抵官。每欲下介。西北之郵。布一言。道中區區之懷。輒以事廢。揚東南之吭也。舟輿至自汴者。日十百數。因得問汴事。與執事息耗甚詳。其間薦紳道

正言執事、某五月家に還り、八月官に抵る。毎に西北の郵を介して、一言を布き、區區の懷を道はんと欲して、輒ち事を以て廢せり。揚は東南の吭なり、舟輿汴より至る者、日に十百數なり。因つて汴の事と執事の息耗とを問ふを得ること甚だ詳なり。其間薦紳あり、執事の介然朝に立ちて、跛倚する所無きを道ふ。甚盛甚盛。顧ふに猶ほ執事を疑ふ者有り、某と雖も亦然り。某の學ぶや、執事之を誨へ、進むや、執事之を奨む。執事の某を知ること、淺しと爲さず。疑ふこと有るに以て聞せずば、何を以て執事の知を償はんや。初め執事殿廡の下に坐し、方正の策に對し、天下の利害を指斥して、奮つて諱忌せず。且つ曰く、類は

執事介然立朝無所跛倚。甚盛甚盛。顧猶有疑執事者。雖某亦然。某之學也。執事諱之。進也。執事獎之。執事知某。不爲淺矣。有疑焉。不以聞。何以償執事之知哉。初執事坐殿廡下。對方正策。指斥天下利害。奮不諱忌。且曰。願陛下行之。無使天下謂制科爲中進取一

くは陛下之行ひ、天下をして制科を謂つて進取の一塗と爲さしむる無かれと。此時に方つて、執事の意を窺ふに、豈今の所謂方正に擧げらるる者の、名位を獵取するのみなるが若くならんや。蓋し其志を行ふと曰ふのみ。今諫官に聯り、朝夕天子の行事を耳目す。即ち一切の是非、言ふべからざる者無し、其志を行はんと欲せば、宜しく此時に若くは莫かるべし。國の疵、民の病、亦多し。執事亦職に抵るの日久し。向の所謂疵なる者、今或は座然として治すべからざるが若く、向の所謂病なる者、今或は痼然として起すべからざるが若し。曾ち未だ執事の一言を建てて主上を寤すを聞かざるなり。何ぞ向には指斥の切にして、而も今の疏なるや。豈向の言に利にして、今の言は利ならざるか。豈今の所謂方正に擧げらるる者は、名位を獵取するのみなるが若きを免れざるか。人の執事を疑ふ者は此を以てす。

- 田況當時止言の官に在り ● 郵使 ● 曠首 ● 消息に同じ、音信 ● 紳士 ● 獨立偏談せざる貌 ● 名譽と官位と ● 風れ上る貌 ● 病久しくして治せざる貌 ● 治癒の方なきが如し

塗上耳。方此時。窺執事意。豈若今所謂舉方正者。取名位而已哉。蓋曰行其志云爾。今聯諫官。朝夕耳天子行事。即一切是非。無不可言者。欲行其志。宜莫若此。時國之疵。民之病。亦多矣。執事亦抵職之日久矣。向之所謂疵者。今或痊然。若不可治矣。向之所謂病者。今或痼然。若不可起矣。曾未聞執事建一言。察主上也。何向者指斥之切。而今之疏也。豈向之利於言。而今之言不利耶。豈不免若今之所謂舉方正者。取名位而已邪。人之疑執事者。以此。

爲執事解者。或造辟而言。或造辟而出。疏賤之人。奚遽知其微哉。是謂造辟而言者。遇其言則不可得而聞也。其言之效。則天下斯見之矣。今國之

執事の爲に解する者は、或は造辟して言ひ、詭辭して出す、疏賤の人、奚ぞ遽に其微を知らんやと。是れ然らず、傳に所謂造辟して言ふ者は、迺ち其言は則ち得て聞くべからざるも、其言の効は、則ち天下斯に之を見る、今國の疵、民の病、滋す有つて損する無し。烏ぞ所謂言の効あるものならんや。復執事の爲に解する者有り、曰く、蓋し造辟して之を言ふも、用ひざるを如何せん。是れ又然らず。臣の君に事ふる、三たび諫めて従はずんば則ち之を去るは、禮なり。執事對策の時、常に是を用つて篇に著せり。今之を言つて従はれざる、亦當に翅に三の

疵。民之病。有滋而無損焉。烏所謂言之效邪。復有爲執事解者。曰。蓋造辟而言之矣。如不用何。是又不然。臣之事君。三諫不從。則去之。禮也。執事對策時。常用是著於篇。今言之而不從。亦當不翅三矣。雖惓惓之義。未之能自去。孟子云。有言責者。不得其言。則去。蓋亦辭其言。責一邪。執事不能自免於於疑也。必矣。雖堅強之辯。不能爲執事解也。迺某之愚。則願執事不矜寵利。不憚誅責。一爲天下昌言。以寤主上。起民之病。治國之疵。蹇蹇一心。如對策時。則人之疑。不解自判矣。惟執事念之。如其不然。願賜教答。不宣。

みならざるべし。惓惓の義、未だ自ら去る能はずと雖も、孟子云はずや、言責有る者、其言を得ざれば、則ち去ると。蓋ぞ亦其言責を辭せざるや。執事自ら疑に免るゝ能はざるや必せり。堅強の辯と雖も、執事の解を爲す能はざるなり。迺ち某の愚の如きは、則ち執事の寵利に矜らず、誅責を憚らず、一たび天下の爲に昌言して、以て主上を寤し、民の病を起し、國の疵を治し、蹇蹇一心、對策の時の如くならんことを願ふ。則ち人の疑は、解かずして自ら判せん。惟執事之を念へ。如し其れ然らずんば、願はくは教答を賜へ。不宣。

- 曾文公傳文に出づ、君前にては正言し退朝しては實を語らざる意なり
- 嚴梁傳に出づ
- 嚴記曲盡
- 實に見ゆ
- 懇切なる、能はざる貌
- 孟子滕文王上に見ゆ
- 牽強に同じ
- 君主の寵利に高ぶらば
- 蹇蹇の言なり、善言を述ぶるをいふ
- 忠貞の貌
- 回答

某啓。伏蒙再賜書。示及先君詔州之政。爲吏民稱誦。至今不絕。傷今之士大夫。不盡知。又恐史官不能記。載以次前世良吏之後。此皆不肖之孤。言行不足。信於天下。不能推揚先人之功緒。餘烈使人人得聞。知

詔州の張殿臣に答ふる書

某啓す、伏して再び書を賜ふを蒙むるに、先君詔州の政を示及すらく、吏民の爲に稱誦せられて、今に至るまで絶えずと。今の士大夫の盡く知らざるを傷み、又史官の記載して、以て前世良吏の後に次ぐ能はざるを恐る。此れ皆不肖の孤、言行天下に信ぜらるゝに足らず。先人の功緒餘烈を推揚して、人人をして之を聞知するを得しむる能はず。夙夜愁痛、心を疚ましめ首を疾ましめて、敢て息まざる所以の者は、此を以てなり。先人の存する、某尚ほ少し。政を爲すの迹を備聞するを得ず。然るに嘗て左右に侍し、尚ほ能く教誨の餘を記誦す。蓋し先君の存する所、嘗て大いに天下に潤澤せんと欲し、一物の枯槁も、以て身の羞と爲す。大なる者既に試を得ず、已に試するは乃ち其小なる者のみ。小なる者又將に泯没して傳ふる無からんとす。則ち不肖の孤、罪大いに豐厚し、尚ほ何を以て自

ら天地の間に立たんや。閣下勤勤惻惻、傳はらざるを以て念と爲す。夫の仁人君子、人の善を道ふを樂しむものに非ずんば、安んぞ能く以て此に及ばん。

- 張殿丞 訓公の父王益
- 訓公自ら言ふなり
- 心を痛め顔を苦しむ
- 委細に見聞す
- 心に思ふ所
- 恩深を被らずして枯れはつるなり
- 沈み返ぶ
- 缺點多きなり
- 骨折り痛む貌

之。所以夙夜愁痛。疚心疾首。而不取息者。以此也。先人之存。某尚少。不得備聞。爲政之迹。然嘗侍左右。尚能記誦教誨之餘。蓋先君所存。嘗欲潤澤於天下。一物枯槁。以爲身羞。大者既不得試。已試乃其小者耳。小者又將泯没而無傳。則不肖之孤。罪大豐厚矣。尚何以自立於天地之間耶。閣下勤勤惻惻。以不傳爲念。非夫仁人君子。樂道人之善。安能以及此。

自三代之時。國各有史。而當時之史。多世其家。往往以身死職。不負其意。蓋其所傳。皆可考據。後既無諸

三代の時より、國各々史有りて、當時の史は、多く其家を世々にす。往往身を以て職に死するも、其意に負かず。蓋し其傳ふる所、皆考據すべし。後既に諸侯の史無し、而も近世は尊爵盛位に非ずんば、雄奇雋烈、道德滿行と雖も、不幸にして朝廷の稱する所と爲らずんば、輒ち史に見はるゝを得ず。而して筆を執る者又一時の貴人に雜出す。其廷に在つて論議するの時を觀るに、人人其然不を講ずる

侯之史。而近世非。肆。奇。位。雖。道。德。滿。行。不幸。不。廷。所。稱。轍。不。得。見。於。史。而。執。筆。者。又。雜。出。一。時。之。貴。人。觀。其。在。廷。論。議。之。時。人。不。得。講。其。然。不。尚。或。以。忠。爲。邪。以。異。爲。同。誅。當。前。而。不。憚。諷。在。後。而。不。羞。苟。以。壓。其。忿。好。之。心。而。止。耳。而。況。陰。挾。翰。墨。

を得るも、尙ほ或は忠を以て邪と爲し、異を以て同と爲し、誅、前に當るも慄れず、
 訕、後に在るも羞ぢず。苟も以て其忿好の心を暨して止むのみ。況んや陰に翰墨
 を挾みて、以て前人の善惡を裁し、疑も以て褒を貸すべく、似も以て毀に附すべ
 く、往者は當否を訟ふる能はず、生者は曲直を論するを得ず、賞罰謗譽、又
 其間に施さず。彼其私を以てす、獨り安んぞ能く冥昧の間に欺く無からんや。
 善既に盡く傳はらず、傳はる者又盡く信すべからざること此の如し。唯能言
 の君子、大公至正の道有り、名實以て後世に信せらるゝに足る者、耳目の遇ふ
 所、一に言を以て之を載すれば、則ち遂に以て無窮に朽ちざらんのみ。伏して惟
 ふに閣下、先人に於て一日の雅有るに非ず、餘論の及ぶ所、黨私の嫌無し。苟も
 潛德を發するを以て己が事と爲し、務めて聞く所を推して、世の能く言つて信す
 るに足る者に告げ、論次して以て傳ふるを得しめば、則ち先君の史官に列する
 を得ざるも、豈恨有らんや。

- 晉宣武齊太史等の事蹟を指す
- 滿ち溢る、なり
- 當代高貴の人物中より出づ
- 可否を臆斷す
- 自己の忿怒愛好の情を満足せしむ
- 筆墨
- 己の好む所は疑はしきも之を譽め、己の惡む所は類似あるも之を毀る
- 死者
- 筆墨の意に任する意
- 文章を能くする人物
- 黨なり、平素の親交なり
- 好む所に阿諛し一人に私黨する體を受くる心配無し
- 隠れたる德を顯揚す

以裁前人之善惡。疑。可。以。貸。褒。似。可。以。附。毀。往。者。不。能。訟。當。否。生。者。不。得。論。曲。直。賞。罰。謗。譽。又。不。施。其。間。以。彼。其。私。獨。安。能。無。欺。於。冥。昧。之。間。邪。善。既。不。盡。傳。而。傳。者。又。不。可。盡。信。如。此。唯。能。言。之。君。子。有。大。公。至。正。之。道。名。實。足。以。信。後。世。者。耳。目。所。遇。一。以。言。載。之。則。遂。以。不。朽。於。無。窮。耳。伏。惟。閣。下。於。先。人。一。非。有。一。日。之。雅。餘。論。所。及。無。黨。私。之。嫌。苟。以。發。潛。德。爲。己。事。務。推。所。聞。告。世。之。能。言。而。足。信。者。使。得。論。次。以。傳。焉。則。先。君。之。不。得。列。於。史。官。豈。有。恨。哉。

精鹵に與ふる書

某啓す、議者多く言ふ、遽に西人を開納せんと欲す、則ち之に示すに弱を以てすれば、彼更に倔強と。事情を以て之を料るに、殆んど此の如くならず。我の衆大を以て、彼の寡小に當り、我尙ほ疲弊して兵を厭はば、即ち彼偷くも和を

某啓。議者多。言。速。欲。開。納。西。人。則。示。之。以。弱。彼。更。個。強。以。事。情。料。